

第5次呉市障害者基本計画
第6期呉市障害福祉計画
第2期呉市障害児福祉計画

(案)

令和3年2月
呉市

はじめに

これまで、国においては、障害のある方が基本的人権に基づき個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して制度を整備してきました。

一方、本市では、障害者の重度化、高齢化、「親亡き後」を見据え、障害のある方が地域で安心して暮らすための機能を提供する地域生活支援拠点『まるごとネット呉』を整備するなど、障害福祉施策の充実を図ってきました。

このような国の動向と、本市における課題等を踏まえ、障害福祉施策に関する基本的な計画として、令和3年度から令和8年度までの6か年を対象とする『第5次呉市障害者基本計画』と、障害福祉施策の具体的な実施計画として、令和3年度から令和5年度までの3か年を対象とする『第6期呉市障害福祉計画』及び『第2期呉市障害児福祉計画』を、障害当事者をはじめとする市民の皆様とともに作り上げることができました。

これらの計画では、『障害のある、ないにかかわらず みんなが安心して暮らし、学び、働き、交流し、挑戦できるまちの実現』を目標とし、「地域における生活の支援」「就労支援の充実と雇用の促進」「健康づくりへの支援」「特別支援教育の充実」「安全・安心に暮らせる生活環境の整備」「共に支え合い参加する社会づくり」という6つの基本方針を定め、施策別、取組別に項目を整理して、今後の方向性を定めました。

今後はこの計画に基づき、市民の皆様と共に、障害のある方の日常生活及び社会参加の支援を着実に推進してまいります。

計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました障害のある方やその家族の方々、日頃より本市の障害福祉事業の推進に尽力していただいている支援者・関係機関・団体の皆様、「呉市保健福祉審議会」委員の皆様に心から感謝申し上げます。

目 次

I 計画の趣旨と概要

第1章 計画策定の趣旨 -----	1
第2章 計画の概要 -----	2
1 計画の位置付け -----	2
2 計画の期間 -----	3
3 計画の策定体制等 -----	4
4 計画の進行管理 -----	5

II 障害福祉に係る現状と課題

第1章 障害者数等の動向と障害福祉サービス等の利用状況 -----	9
1 呉市の人口と障害者数の動向 -----	9
2 各障害者数の動向 -----	10
3 計画における目標の達成状況 -----	15
4 障害福祉サービス等の利用状況 -----	18
第2章 障害者等の福祉ニーズ等 -----	26
1 障害者に対するアンケート調査 -----	26
2 障害児に対するアンケート調査 -----	43
3 意見交換会 -----	53
4 事業所に対する意向調査 -----	55
第3章 主な課題・留意事項 -----	66

III 第5次呉市障害者基本計画

第1章 計画の目標と方針 -----	71
1 上位計画における障害者福祉施策の位置付け -----	71
2 計画の目標 -----	71
3 計画の基本方針 -----	72

第2章 分野別施策の方針-----	75
1 地域における生活の支援 -----	75
2 就労支援の充実と雇用の促進 -----	83
3 健康づくりへの支援 -----	87
4 特別支援教育の充実 -----	92
5 安全・安心に暮らせる生活環境の整備 -----	95
6 共に支え合い参加する社会づくり -----	102

IV 第6期呉市障害福祉計画・第2期呉市障害児福祉計画

第1章 計画の趣旨と概要-----	111
1 計画策定の趣旨 -----	111
2 計画の概要と定める事項 -----	111
第2章 障害者数の見通しと成果目標-----	112
1 将来の障害者数の見通し -----	112
2 成果目標 -----	113
3 サービス見込量と確保のための方策 -----	120
第3章 計画の推進方策-----	138
1 市民意識の醸成 -----	138
2 計画の推進体制づくり -----	138

資料編

資料1 計画策定の経緯 -----	143
資料2 呉市保健福祉審議会条例 -----	144
資料3 呉市保健福祉審議会運営規程 -----	147
資料4 呉市保健福祉審議会委員名簿 -----	148
資料5 呉市保健福祉審議会障害者福祉専門分科会委員名簿 -----	149
資料6 用語解説 -----	150

計画の趣旨と概要



第1章 計画策定の趣旨

少子高齢化や人口減少により、我が国の人団構造は大きく変化しています。本市においても、人口が減少する一方、人口に占める65歳以上の高齢者の割合は増加を続けています。障害者福祉においても、高齢化に伴う介護者の負担増などが懸念される中、障害福祉サービス等の利用量は年々増加しており、将来を見据えた総合的な支援が求められています。

本計画は、このような背景を踏まえ、令和2年度に計画の最終年度を迎えた「第4次呉市障害者基本計画」、「第5期呉市障害福祉計画」及び「第1期呉市障害児福祉計画」の成果と課題などに対応するとともに、障害者の支援施策を総合的に推進するための基本的な方向と福祉サービスの提供体制の確保方策に関する基本的な目標及び方針を定めるものです。

障害者施策の計画的な推進を通じて、障害のあるなしに関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすとともに、地域の一員として学び、働き、挑戦できる社会の実現を目的としています。

イラスト



第2章 計画の概要

1 計画の位置付け

本計画は、「第5次呉市障害者基本計画」、「第6期呉市障害福祉計画」及び「第2期呉市障害児福祉計画」の三つの計画で構成しており、計画の位置付けは次のとおりです。

(1) 第5次呉市障害者基本計画

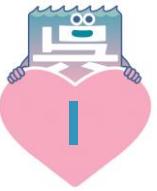
障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく、本市における障害者のための施策に関する基本的な計画で、国及び広島県がそれぞれ策定した障害者基本計画を基本とし、本市の障害者の状況などを踏まえた上で、障害者施策全般の方向性と具体的な方策を示すものです。

(2) 第6期呉市障害福祉計画

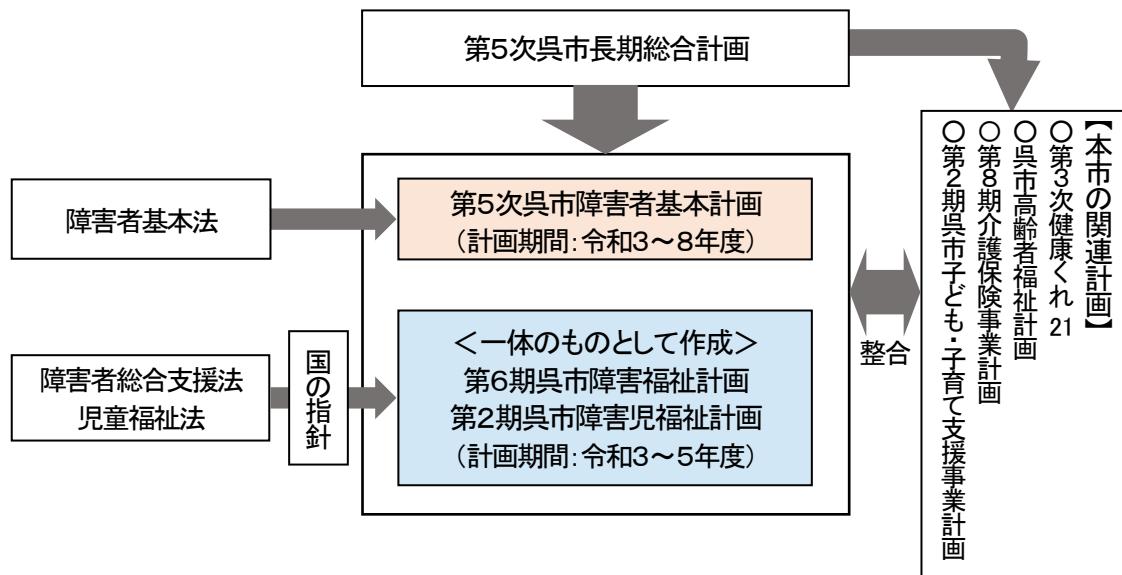
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」といいます。）第88条第1項に基づく障害福祉サービスの提供体制の確保その他業務の円滑な実施に関する計画で、国が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚労省告示第395号。以下「国の指針」といいます。）に沿って、今後本市において必要とされる障害福祉サービスを計画的に整備するためのものです。

(3) 第2期呉市障害児福祉計画

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画で、国の指針に沿って本市の障害児福祉サービスを計画的に整備するためのものです。



<計画の位置付け>



2 計画の期間

計画期間は、第5次呉市障害者基本計画は令和3年度から令和8年度まで、第6期呉市障害福祉計画と第2期呉市障害児福祉計画は令和3年度から令和5年度までとします。

H:平成、R:令和

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
呉市障害者 基本計画												
	第4次計画						第5次計画					
呉市障害 福祉計画												
	第4期 計画			第5期 計画			第6期 計画					
呉市障害児 福祉計画												
	第1期 計画			第2期 計画								

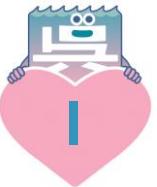


計画の趣旨と概要

3 計画の策定体制等

本計画の策定に当たっては、障害者の現状やニーズを把握し、計画に反映するため、市内に居住する障害者及び障害児の保護者を対象とする「障害福祉に関するアンケート調査」の実施に加え、障害者とその家族の声を直接聞く意見交換会を市内4箇所で開催しました。

また、サービスの実施状況や今後の意向などについて、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、障害者団体などから構成される呉市自立支援協議会*において検討されるとともに、本市の社会福祉に関する事項を調査審議するため社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項の規定に基づき設置した呉市保健福祉審議会（障害者福祉専門分科会）への諮問、答申を経て策定を行いました。



4 計画の進行管理

(1) 第5次呉市障害者基本計画

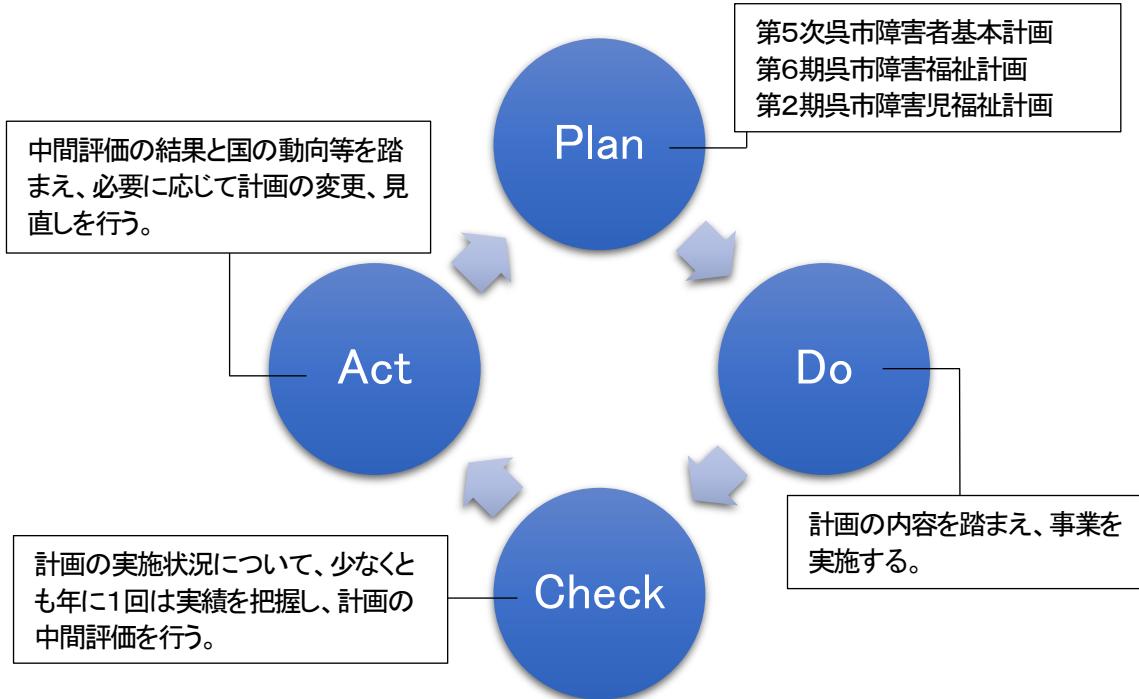
計画の進捗状況や内容について、P D C A サイクルの考え方に基づき、計画の実施主体である本市と呉市自立支援協議会などが相互に連携して計画の点検・評価を行うとともに、障害者福祉に係る国の動向、社会経済情勢の変化なども勘案しながら、必要に応じて計画の変更、見直しを行います。

(2) 第6期呉市障害福祉計画・第2期呉市障害児福祉計画

定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、本計画の変更その他の必要な措置を講じます。そのために、成果目標及び指標について、少なくとも年に1回は実績を把握し、呉市自立支援協議会において、現状報告、課題の分析及び評価を行います。

【P D C A サイクルとは】

さまざまな分野で活用されているマネジメント手法で、目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する「計画（P l a n）」、計画に基づき活動を実行する「実行（D o）」、活動を実施した結果を把握・分析し、考察する「評価（C h e c k）」、考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする「改善（A c t）」を順に実施していくものです。



II

障害福祉に係る 現状と課題



障害福祉に係る現状と課題

第1章 障害者数等の動向と障害福祉サービス等の利用状況

1 呉市的人口と障害者数の動向

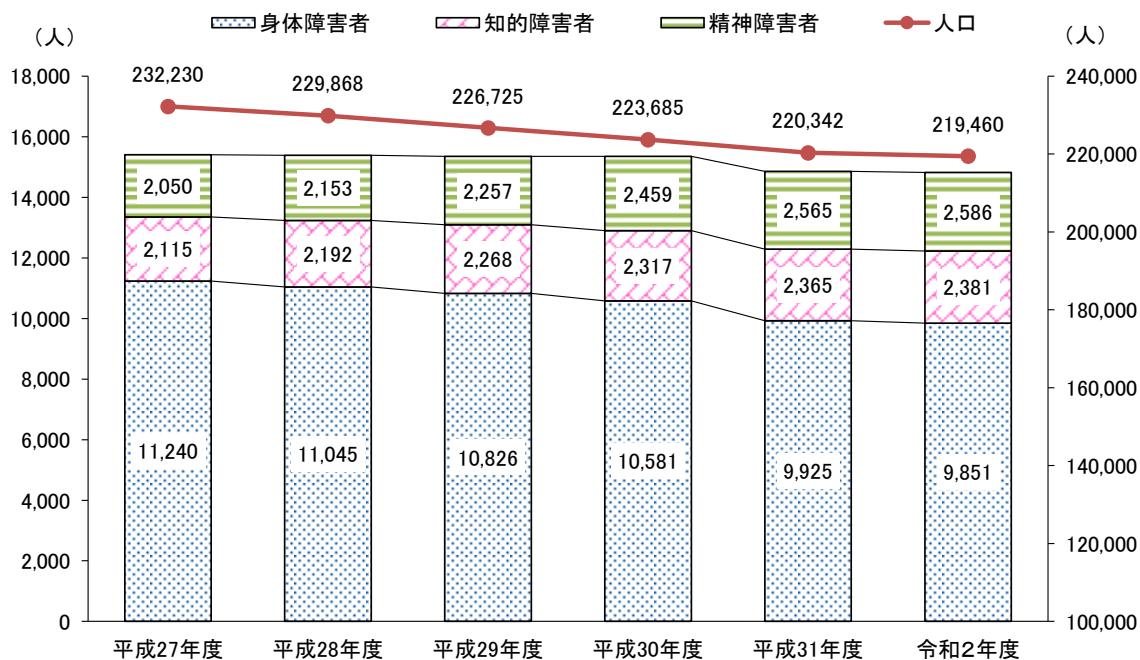
(1) 人口

呉市の人口（住民基本台帳）は減少傾向が続いており、令和2年度は219,460人で、平成27年度と比較して5.5%減少しています。

障害者数は、身体障害者数（身体障害者手帳*所持者、以下同様）は減少していますが、知的障害者数（療育手帳*所持者、以下同様）と精神障害者数（精神障害者保健福祉手帳*所持者、以下同様）は増加しています。

<呉市の人口と各障害者数の推移>

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人口(人)		232,230	229,868	226,725	223,685	220,342	219,460
身体障害者	人数(人)	11,240	11,045	10,826	10,581	9,925	9,851
	割合(%)	4.8	4.8	4.8	4.7	4.5	4.5
知的障害者	人数(人)	2,115	2,192	2,268	2,317	2,365	2,381
	割合(%)	0.9	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1
精神障害者	人数(人)	2,050	2,153	2,257	2,459	2,565	2,586
	割合(%)	0.9	0.9	1.0	1.1	1.2	1.2



注1:各障害者数は、平成27～令和元年度は3月末時点、令和2年度は7月末時点

資料:住民基本台帳(平成27～令和元年度は3月末時点、令和2年度は7月末時点)



障害福祉に係る現状と課題

2 各障害者数の動向

(1) 身体障害者

身体障害者数は減少傾向が続いている、令和2年度は9,851人で、平成27年度と比較して12.4%減少しています。

令和2年度の障害の種類別身体障害者数は、「肢体不自由」が4,880人で最も多く、「内部障害」が3,298人で続きます。

また、年齢割合は、0～17歳は1.1%、18～64歳は20.3%、65歳以上は78.6%で、65歳以上が7割台となっています。

<身体障害者手帳所持者数(障害種類別・等級別)>

(単位:人)

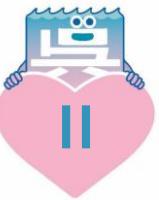
区分	総数	視覚障害	聴覚等障害	音声等障害	肢体不自由	内部障害
総数	9,851	796	773	104	4,880	3,298
1級	3,206	236	106	0	778	2,086
2級	1,285	256	181	7	795	46
3級	2,026	59	97	54	1,274	542
4級	2,183	67	145	43	1,304	624
5級	629	105	2		522	
6級	522	73	242		207	

注:令和2年7月末時点

<身体障害者手帳所持者数(等級別・年齢別)>

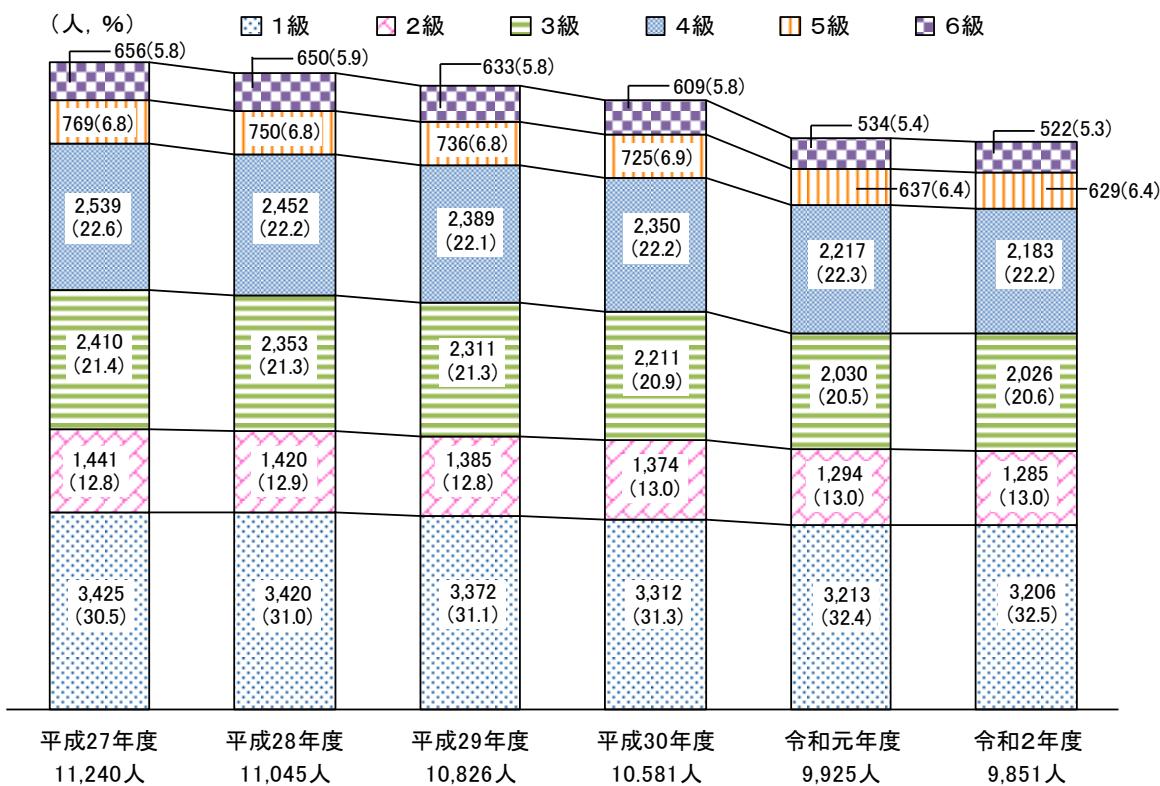
区分	全体	1級	2級	3級	4級	5級	6級	0～17歳	18～64歳	65歳以上
人数(人)	9,851	3,206	1,285	2,026	2,183	629	522	109	1,997	7,745
構成比(%)	100.0	32.5	13.0	20.6	22.2	6.4	5.3	1.1	20.3	78.6

注:令和2年7月末時点



障害福祉に係る現状と課題

<障害の等級別身体障害者数の推移>



注1: 平成27～令和元年度は3月末時点、令和2年度は7月末時点

注2: 図中()内数値は割合(%)を示す。少数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。



障害福祉に係る現状と課題

II

(2) 知的障害者

知的障害者数は増加傾向が続いている、令和2年度は2,381人で、平成27年度と比較して12.6%増加しています。

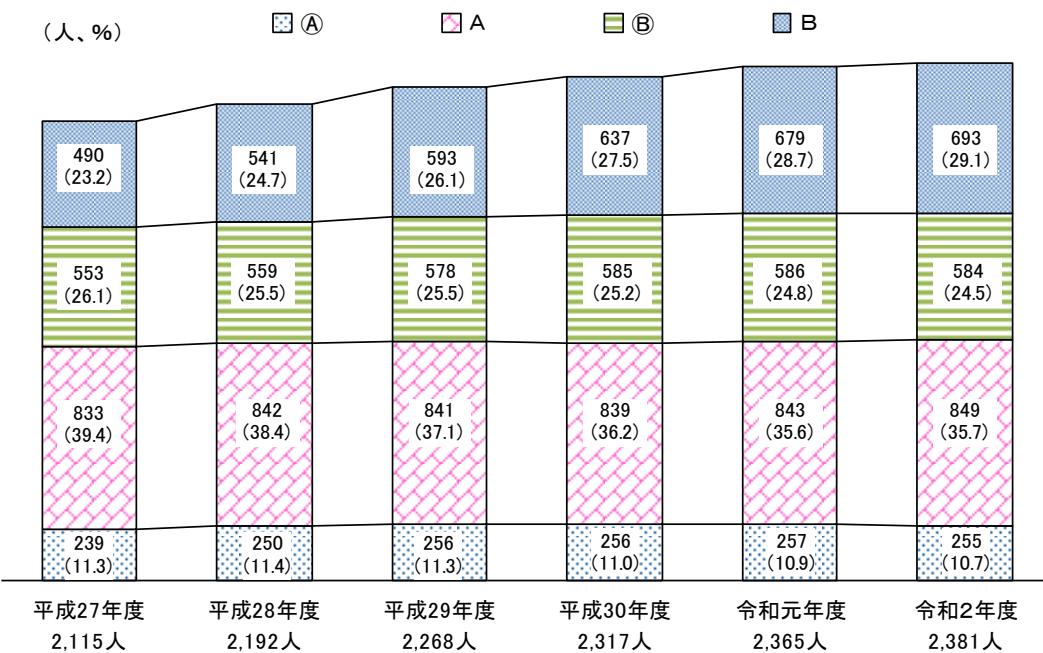
また、年齢区分別の障害の等級については、0～5歳と6～17歳は「B」が、18歳以上は「A」が最も多くなっています。「Ⓐ」と「A」は年齢が上がるほど多くなる傾向が見られます。

<療育手帳所持者数(等級別)>

区分	全体	Ⓐ (最重度)	A (重度)	Ⓑ (中度)	B (軽度)
人数(人)	2,381	255	849	584	693
構成比(%)	100.0	10.7	35.7	24.5	29.1
内訳(人)	0～5歳	55	3	9	17
	6～17歳	408	37	85	63
	18歳以上	1,918	215	755	504

注:令和2年7月末時点

<障害の知的障害者数の推移>



注1:平成27～令和元年度は3月末時点、令和2年度は7月末時点

注2:図中()内数値は割合(%)を示す。



障害福祉に係る現状と課題

(3) 精神障害者と自立支援医療費（精神通院）給付者

精神障害者数と自立支援医療費（精神通院）*給付者数は増加を続けています。令和2年度の精神障害者数は2,586人で、平成27年度と比較して26.1%増加しています。また令和2年度の自立支援医療費（精神通院）給付者数は3,711人で、平成27年度と比較して22.1%増加しています。

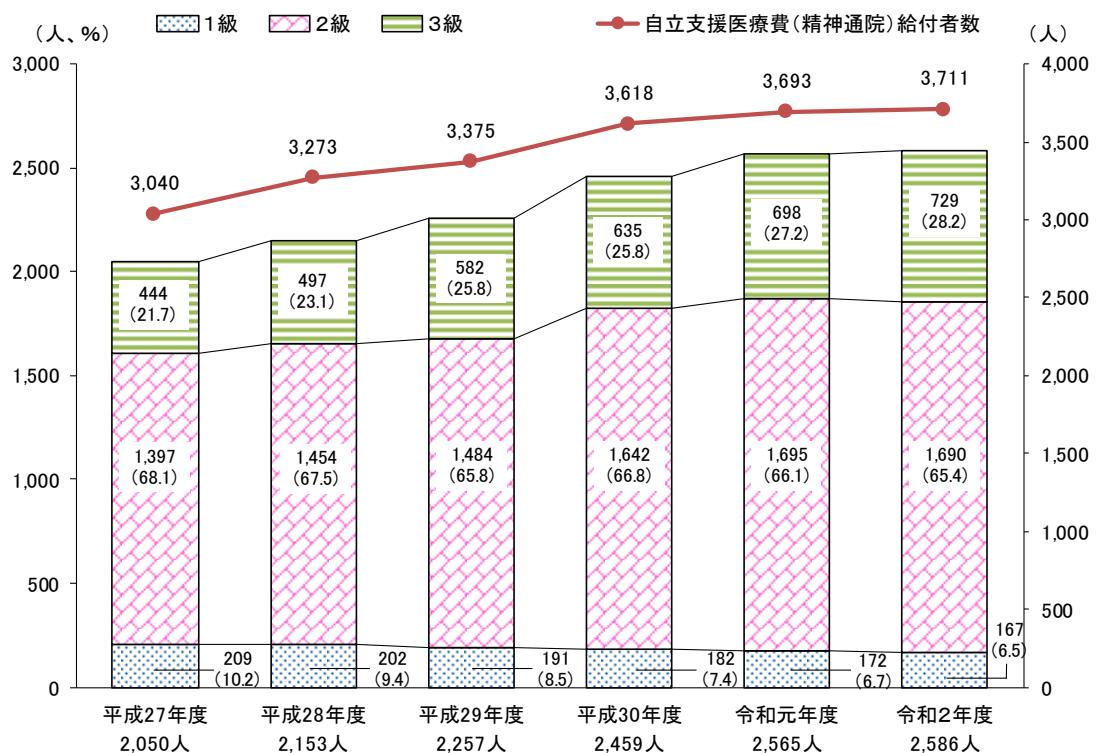
障害の等級別に精神障害者数を見ると、「2級」が最も多く6割台を占め、以下、「3級」が2割台で続きます。「1級」は減少傾向にあり、「2級」と「3級」は増加傾向にあります。

<精神障害者保健福祉手帳所持者数(等級別)>

区分	全体	1級	2級	3級	自立支援医療費 (精神通院)給付者数
人数(人)	2,586	167	1,690	729	3,711
構成比(%)	100.0	6.5	65.4	28.2	-

注:令和2年7月末時点

<等級別精神障害者数と自立支援医療費(精神通院)給付者の推移>



注1: 平成27～令和元年度は3月末時点、令和2年度は7月末時点

注2: 図中()内数値は割合(%)を示す。



障害福祉に係る現状と課題

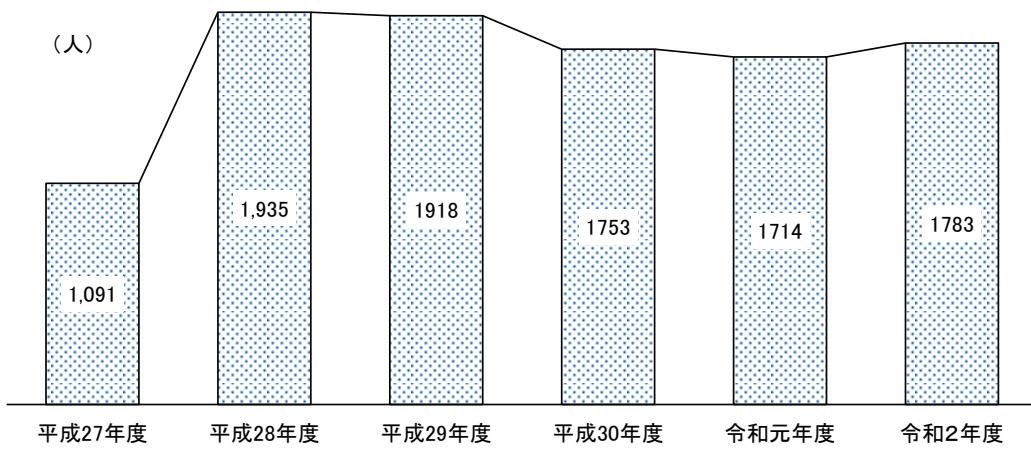
II

(4) 難病患者

難病*患者数を特定医療費（指定難病）受給者証交付者数で見ると、令和2年度は1,783人で、前年度を上回っています。

<特定医療費(指定難病)受給者証交付数の推移>

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
難病患者数(人)	1,091	1,935	1,918	1,753	1,714	1,783



注1:各年度4月1日時点

注2:難病医療費助成制度とは、厚生労働省が定める指定難病にかかり、同省が定める認定基準を満たす場合に、医療費を助成する制度

(5) 留意事項

令和2年7月末現在で、身体障害者は9,851人、知的障害者は2,381人、精神障害者は2,586人で、66.5%が身体障害者です。

身体障害者の数は5年間で12.4%減少しています。障害の等級は、程度が最も重度である「1級」(32.5%)が多く、年齢は65歳以上が全体の78.6%を占め、手厚い支援が求められます。

知的障害者と精神障害者の数は増加傾向にあり、5年間で知的障害者は12.6%、精神障害者は26.1%増加しています。

以上のことから、身体障害者については、高齢者の割合が高いことと重度障害者が多いこと、知的障害者と精神障害者については、障害者数が増加傾向にあることを踏まえ、ニーズに応じた障害福祉サービス等の提供体制を確保する必要があります。



障害福祉に係る現状と課題

3 計画における目標の達成状況

第5期呉市障害福祉計画及び第1期呉市障害児福祉計画で設定した数値目標は、平成28年度末の実績をベースに、令和2年度末まで達成すべき数値を定めたものです。達成状況を整理すると次のとおりです。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

<数値目標>

- 福祉施設入所者の削減者数 7人
- 福祉施設から地域生活への移行者数 30人

福祉施設入所者に関する実績は、削減はなく（増加数2人）、目標を達成できていません。

福祉施設から地域生活への移行に関する実績は、移行者数20人、移行率6.1%で、目標を下回りました。

目標を達成できなかった原因については、施設入所者が安心して地域で暮らすための支援体制や周囲の障害者への理解が未だ充分でないことが考えられます。

引き続き、障害者の地域生活への移行、移行後の生活を支援するための体制づくりに努める必要があります。

福祉施設入所者の地域生活への移行に係る目標と実績

項目	目標	実績	備考
① 平成28年度末の福祉施設入所者数	-	326人	
福祉施設入所者数の削減者数	② 入所者数	319人	R元年度末入所者数
	③ 削減者数	7人	2人増 ①-②
	④ 削減率	2.1%	0% 国の指針:①の2%以上削減 ③/①×100(%)
福祉施設入所者の地域生活への移行者数	⑤ 地域生活移行者数	30人	20人
	⑥ 移行率	9.2%	6.1% 国の指針:①の9%以上 ⑤/①×100(%)

注:①を除く実績は、令和元年度時点



障害福祉に係る現状と課題

(2) 福祉施設から一般就労への移行

<数値目標>

- 福祉施設から一般就労への移行者数 41人
- 就労移行支援事業利用者数 80人
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業者数 5か所

福祉施設から一般就労への移行に関する実績は、移行者数 12 人で、目標を達成できていません。

就労移行支援事業利用者に関する実績は、利用者数 33 人で、目標を達成できていません。

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所数に関する実績は、事業所数 1 か所、事業所割合 14% で、目標を達成できていません。

就労系サービスについては、平成 28 年度から令和元年度にかけて廃止又は規模を縮小した事業所が複数あり、それに伴い利用者数も減少しており、サービスの提供体制が計画から大きく後退しています。

改めて、サービス提供体制の確保を図る必要があります。

福祉施設から一般就労への移行に係る目標と実績

項目	目標	実績	備考
福祉施設から一般就労への移行者数	① 福祉施設から一般就労への移行者数	-	27 人 平成 28 年度実績
	② 一般就労への移行者数	41 人	12 人
	③ 移行者增加倍率	1.5 倍	0.4 倍 国の指針:①の 1.5 倍以上 (②／①)
就労移行支援事業利用者数	④ 就労移行支援事業利用者数	-	66 人 平成 28 年度実績
	⑤ 就労移行支援事業利用者数	80 人	33 人
	⑥ 利用者増加率	21%	0% 国の指針:④の6割以上増加 (⑤／④ - 1) × 100(%)
就労移行支援事業所数	⑦ 就労移行支援事業所数	10 か所	7 か所
	⑧ 移行率が3割以上の事業所数	5 か所	1 か所
	⑨ 就労移行率3割以上の事業所割合	50%	14% 国の指針:⑦の5割以上 (⑧／⑦) × 100(%)

注:①と④を除く実績は、令和元年度時点



障害福祉に係る現状と課題

(3) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

<目標>

- 平成32年度末までに、市において、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置。

令和2年度に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置しました。

(4) 地域生活支援拠点などの整備

<目標>

- 地域における障害福祉ニーズや支援事業所などの社会資源の実情に応じ、適切な圈域を設定し、地域生活支援拠点などを整備する。
- 市内において、地域生活支援拠点などを整備する。

令和元年5月より障害のある方の相談窓口として『まるごとネット呉』(地域生活支援拠点)を整備しました。

(5) 障害児支援の提供体制の整備

<目標>

- 児童発達支援センターを1か所以上設置する。
- 保育所等訪問支援を利用する体制を整備する。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを実施する事業所を1か所以上確保する。

令和2年現在、児童発達支援センターについては1か所、保育所等訪問支援については2か所、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所については1か所、放課後等デイサービスについては1か所の事業所が、指定を受けて事業を実施しています。



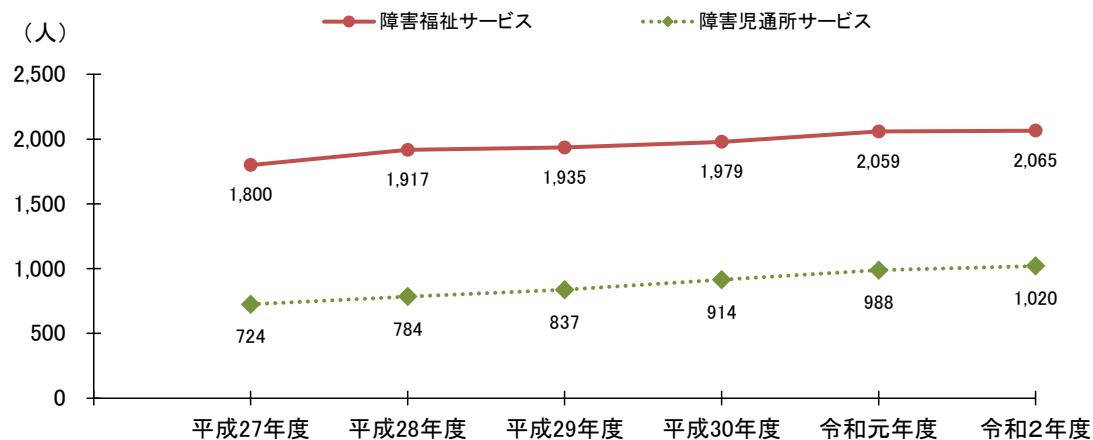
障害福祉に係る現状と課題

4 障害福祉サービス等の利用状況

(1) 障害福祉サービス等の支給決定者数

障害福祉サービス等の支給決定者数は、令和2年度は、障害福祉サービスが2,065人、障害児通所支援が1,020人で、どちらも増加傾向にあります。

＜障害福祉サービス等の支給決定者数＞



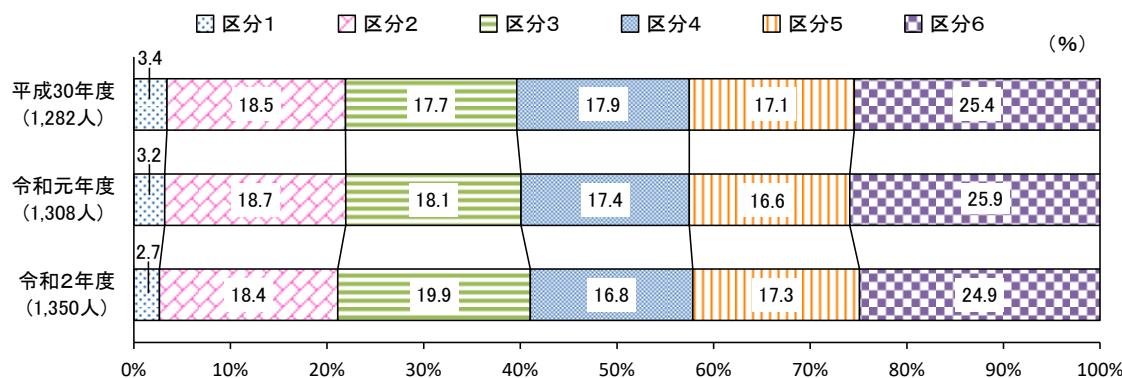
注: 平成29年度～令和元年度は3月末時点、令和2年度は5月末時点

(2) 障害支援区分認定状況

障害支援区分*の認定状況を見ると、認定数は微増傾向にあり、令和2年度の認定数は1,350人で、前年と比較して3.2%増加しています。

区別割合については、最も支援の必要性が高い「区分6」が24.9%と、最も多くなっています。

＜障害支援区分の認定状況＞



注:各年度4月1日時点



障害福祉に係る現状と課題

(3) 障害福祉サービス等の見込みと実績の比較

第5期呉市障害福祉計画及び第1期呉市障害児福祉計画におけるサービスの見込みと利用実績を比較すると次のとおりです。

令和2年度は、利用者数、利用量ともに、前年度の実績を下回る障害福祉サービス等が多く、新型コロナウイルス感染拡大の影響と思われます。令和元年度についても、令和2年1月以降、コロナ禍の影響が出ているものと思われます。

以上の点を考慮し、見込みと実績の比較を行いました。

利用者数及び利用量の増減傾向については、平成27年度以降の推移も参考にしつつ、整理をしています。

ア 訪問系サービス

障害福祉サービス等(訪問系サービス)の見込みと実績

種類	単位	区分	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	見込みと実績の比較 (数量の増減傾向)
居宅介護	利用者数 (人／月)	見込み	273	277	281	○利用者：見込みを上回る (増加傾向)
	実績	303	315	300		○利用量：見込みを上回る (増加傾向)
	利用時間数 (時間／月)	見込み	4,311	4,374	4,437	
	実績	4,652	4,715	4,688		
重度訪問 介護	利用者数 (人／月)	見込み	26	29	32	○利用者：見込みを下回る (増加傾向)
	実績	18	19	14		○利用量：見込みを下回る (増減傾向なし)
	利用時間数 (時間／月)	見込み	2,594	2,894	3,193	
	実績	1,616	1,852	1,844		
同行援護	利用者数 (人／月)	見込み	51	51	51	○利用者：令和元年度以降見 込みを下回る(減少傾向)
	実績	55	46	36		○利用量：見込みを下回る (減少傾向)
	利用時間数 (時間／月)	見込み	671	671	671	
	実績	667	474	285		
行動援護	利用者数 (人／月)	見込み	45	47	49	○利用者：令和2年度以外見 込みを上回る(減少傾向)
	実績	54	50	34		○利用量：見込みを下回る (減少傾向)
	利用時間数 (時間／月)	見込み	711	743	775	
	実績	624	514	354		
重度障害者 等包括支援	利用者数 (人／月)	見込み	0	1	1	
	実績	0	0	0		
	利用時間数 (時間／月)	見込み	0	250	250	
	実績	0	0	0		○各年度とも実績なし

注：平成30年度及び令和元年度の数値は3月1か月間の実績、令和2年度の数値は5月1か月間の実績



障害福祉に係る現状と課題

II

イ 日中活動系サービス

障害福祉サービス等（日中活動系サービス）の見込みと実績（1/2）

種類	単位	区分	平成30年 度	令和元年 度	令和2年 度	見込みと実績の比較 (数量の増減傾向)
生活介護	利用者数 (人／月)	見込み	568	577	585	○利用者：令和2年度以外見込みを上回る(増加傾向)
	実績	570	588	579		○利用量：令和2年度は見込みを下回る(ほぼ一定)
	利用量 (人日／月)	見込み	11,383	11,563	11,723	
	実績	11,507	11,837	11,354		
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人／月)	見込み	4	4	4	○利用者：見込みを上回る(増加傾向)
	実績	5	6	6		○利用量：見込みを上回る(増減傾向なし)
	利用量 (人日／月)	見込み	77	77	77	
	実績	89	129	92		
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人／月)	見込み	32	34	36	○利用者：見込みを下回る(ほぼ一定)
	実績	29	33	32		○利用量：見込みを下回る(増加傾向)
	利用量 (人日／月)	見込み	457	485	514	
	実績	282	425	458		
就労移行 支援	利用者数 (人／月)	見込み	73	77	80	○利用者：見込みを下回る(減少傾向)
	実績	41	33	36		○利用量：見込みを下回る(減少傾向)
	利用量 (人日／月)	見込み	1,402	1,478	1,536	
	実績	705	611	694		
就労継続 支援A型	利用者数 (人／月)	見込み	156	158	160	○利用者：見込みを下回る(増減傾向なし)
	実績	110	116	114		○利用量：見込みを下回る(増減傾向なし)
	利用量 (人日／月)	見込み	3,090	3,130	3,170	
	実績	2,221	2,326	2,234		
就労継続 支援B型	利用者数 (人／月)	見込み	553	561	569	○利用者：見込みを上回る(増加傾向)
	実績	625	636	638		○利用量：見込みを上回る(増加傾向)
	利用量 (人日／月)	見込み	9,794	9,935	10,077	
	実績	10,768	11,099	10,438		
就労定着 支援	利用者数 (人／月)	見込み	0	5	10	○利用者：令和2年度以外見込みを上回る(増減傾向なし)
	実績	2	6	6		

注：平成30年度及び令和元年度の数値は3月1か月間の実績、令和2年度の数値は5月1か月間の実績

次ページに続く



障害福祉に係る現状と課題

障害福祉サービス等（日中活動系サービス）の見込みと実績（2/2）

種類	単位	区分	平成30年 度	令和元年 度	令和2年 度	見込みと実績の比較 (数量の増減傾向)
療養介護	利用者数 (人／月)	見込み	63	63	63	○利用者：ほぼ見込みどおり(ほぼ一定)
		実績	66	65	66	
短期入所 (福祉型)	利用者数 (人／月)	見込み	151	153	155	○利用者：令和2年度以外見込みを上回る(減少傾向) ○利用量：令和元年度以降見込みを下回る(減少傾向)
		実績	185	154	102	
	利用量 (人日／月)	見込み	1,232	1,248	1,265	
		実績	1,280	1,191	781	
短期入所 (医療型)	利用者数 (人／月)	見込み	11	11	11	○利用者：見込みを下回る(減少傾向) ○利用量：見込みを下回る(減少傾向)
		実績	10	5	6	
	利用量 (人日／月)	見込み	98	98	98	
		実績	72	54	47	

注：平成30年度及び令和元年度の数値は3月1か月間の実績、令和2年度の数値は5月1か月間の実績

ウ 居住系サービス

障害福祉サービス等（居住系サービス）の見込みと実績

種類	単位	区分	平成30年 度	令和元年 度	令和2年 度	見込みと実績の比較 (数量の増減傾向)
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人／月)	見込み	184	187	190	○利用者：見込みを上回る(ほぼ一定)
		実績	193	194	195	
自立生活援助	利用者数 (人／月)	見込み	0	1	2	○利用者：見込みを上回る(増減傾向なし)
		実績	4	2	3	
施設入所支援	利用者数 (人／月)	見込み	323	321	319	○利用者：見込みを上回る(ほぼ一定)
		実績	328	328	326	

注：平成30年度及び令和元年度の数値は3月1か月間の実績、令和2年度の数値は5月1か月間の実績



障害福祉に係る現状と課題

II

工 相談支援

障害福祉サービス等（相談支援）の見込みと実績

種類	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	見込みと実績の比較 (数量の増減傾向)
計画相談支援	利用者数 (人／月)	見込み	329	333	338	○利用者：見込みを上回る (増加傾向)
		実績	398	445	492	
障害児 相談支援	利用者数 (人／月)	見込み	211	234	256	○利用者：見込みを下回る (増加傾向)
		実績	191	212	251	
地域移行支援	利用者数 (人／月)	見込み	1	2	2	○令和元年度以降は利用なし
		実績	1	0	0	
地域定着支援	利用者数 (人／月)	見込み	11	11	11	○利用者：令和2年度は計画ど おり(増加傾向)
		実績	5	8	11	

注：平成30年度及び令和元年度の数値は3月1か月間の実績、令和2年度の数値は5月1か月間の実績

才 障害児を対象としたサービス

障害福祉サービス等（障害児通所支援）の見込みと実績

種類	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	見込みと実績の比較 (数量の増減傾向)
児童発達支援	利用者数 (人／月)	見込み	292	296	299	○利用者：令和2年度以外見込 みを上回る(増減傾向なし) ○利用量：令和2年度以外見込 みを上回る(増減傾向なし)
		実績	319	325	271	
	利用量 (人日／月)	見込み	1,594	1,616	1,633	
		実績	1,754	1,915	1,562	
医療型 児童発達支援	利用者数 (人／月)	見込み	3	3	3	○各年度とも実績なし
		実績	0	0	0	
	利用量 (人日／月)	見込み	11	11	11	
		実績	0	0	0	
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数 (人／月)	見込み	0	1	2	○各年度とも実績なし
		実績	0	0	0	
	利用量 (人日／月)	見込み	0	1	2	
		実績	0	0	0	
放課後等 デイサービス	利用者数 (人／月)	見込み	478	529	578	○利用者：平成30年度は見込 みを上回る(増加傾向) ○利用量：見込みを上回る(增加 傾向)
		実績	513	523	523	
	利用量 (人日／月)	見込み	4,073	4,507	4,925	
		実績	4,719	4,982	5,040	
保育所等 訪問支援	利用者数 (人／月)	見込み	4	4	4	○利用者：令和元年度以降見込 みを下回る(増減傾向なし) ○利用量：令和2年度は見込 みを下回る(増減傾向なし)
		実績	4	2	2	
	利用量 (人日／月)	見込み	4	4	4	
		実績	4	4	1	

注：平成30年度及び令和元年度の数値は3月1か月間の実績、令和2年度の数値は5月1か月間の実績



障害福祉に係る現状と課題

(4) 地域生活支援事業の見込みと実施状況の比較

第5期呉市障害福祉計画及び第1期呉市障害児福祉計画におけるサービスの見込みと利用実績を比較すると次のとおりです。

障害者相談支援事業は、令和元年度から市内4か所で地域生活支援拠点「まるごとネット呉」の相談を行っているため、見込みを上回っています。

令和元年度と令和2年度の移動支援事業と日中一時支援事業が見込みを下回った理由については、新型コロナウイルス感染症が影響したことが考えられます。

地域生活支援事業の見込みと実績（1/2）

種類	単位	区分	平成30年 度	令和元年 度	令和2年 度	見込みと実績 の比較
障害者相談支援事業	実施箇所 数(か所)	見込み	4	4	4	○見込みを上回る
		実績	3	7	7	
成年後見制度利用支援 事業	利用者数 (人／年)	見込み	1	1	1	○令和元年度まで 見込みどおり
		実績	1	1	-	
意思疎 通支援 事 業	手話通訳者設 置事業	見込み	2	2	2	○見込みどおり
		実績	2	2	2	
意思疎 通支援 事 業	手話通訳者・要 約筆記者派遣事 業	見込み	40	40	40	○令和元年度以降 見込みを下回る
		実績	46	31	24	
日常生 活用具 給付 事 業	手話奉仕員養 成研修事業	見込み	23	23	23	○見込みを下回る
		実績	10	14	-	
日常生 活用具 給付 事 業	介護・訓練支援 用具	見込み	14	14	14	○令和元年度は見 込みどおり
		実績	12	14	-	
日常生 活用具 給付 事 業	自立生活支援 用具	見込み	27	26	26	○令和元年度まで 見込みどおり
		実績	31	33	-	
日常生 活用具 給付 事 業	在宅療養等支 援用具	見込み	28	28	28	○令和元年度は見 込みを上回る
		実績	21	46	-	
日常生 活用具 給付 事 業	情報・意思疎通 支援用具	見込み	40	40	40	○令和元年度まで 見込みどおり
		実績	40	43	-	
日常生 活用具 給付 事 業	排せつ管理支 援用具	見込み	5,817	5,808	5,798	○令和元年度まで 見込みを上回る
		実績	5,946	5,816	-	
日常生 活用具 給付 事 業	居宅生活動作 補助用具(住宅 改修)	見込み	7	7	7	○令和元年度まで おおむね見込み どおり
		実績	6	9	-	

注: 平成30年度及び令和元年度の数値は3月1か月間の実績、令和2年度の数値は5月1か月間の実績

次ページに続く



障害福祉に係る現状と課題

地域生活支援事業の見込みと実績（2/2）

種類	単位	区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	見込みと実績の比較
移動支援事業	利用者数（人／月）	見込み	147	149	151	○利用者：見込みを下回る
		実績	143	143	102	○利用量：令和元年度以降見込みを下回る
	利用時間数(時間／月)	見込み	1,563	1,584	1,606	○実施箇所：見込みどおり
		実績	1,599	1,227	924.5	○利用者：令和元年度のみ見込みを上回る
地域活動支援センター機能強化事業	実施箇所数(か所)	見込み	4	4	4	○実施箇所：見込みどおり
		実績	4	4	4	○利用者：令和元年度のみ見込みを上回る
	利用者数（人／月）	見込み	68	69	70	○実施箇所：令和元年度以降見込みを下回る
		実績	58	71	46	
障害児等療育支援事業	実施箇所数(か所)	見込み	3	3	3	○実施箇所：令和元年度以降見込みを下回る
		実績	3	2	2	
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者、要約筆記者	見込み	6	6	6	○利用者：令和元年度の「手話通訳者、要約筆記者」のみ見込みを上回る
		実績	4	16	-	
	盲ろう者向け通訳・介助員	見込み	1	1	1	
		実績	1	0	-	
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	盲ろう者向け通訳・介助員	見込み	1	1	1	○利用者：令和元年度は見込みどおり
		実績	1	1	-	
訪問入浴サービス事業	実施箇所数(か所)	見込	6	6	6	○実施箇所：見込みどおり
		実績	6	6	6	○利用者：おおむね見込みどおり
	利用者数（人／月）	見込	15	15	15	
		実績	14	13	12	
日中一時支援事業	利用者数（人／月）	見込み	240	261	283	○利用者：令和元年度以降見込みを下回る
		実績	248	250	177	○利用量：見込みを下回る
	利用量(人日／月)	見込み	1,690	1,838	1,993	
		実績	1,621	1,763	1,204	

注: 平成 30 年度及び令和元年度の数値は3月1か月間の実績、令和2年度の数値は5月1か月間の実績

表中の「-」については、令和2年度の数値が出ていないため



障害福祉に係る現状と課題

(5) 留意事項

新型コロナウイルス感染症は、国民生活のみならず、障害福祉においても、多大な影響を及ぼしています。

本市は、国の要請に基づき、社会福祉施設等における感染拡大防止に努めながら、障害福祉サービス等の継続的な提供に取り組んでいますが、令和2年度は、利用者数、利用量ともに、前年度の実績を下回る障害福祉サービスが多く、新型コロナウイルス感染症の影響が出ているものと思われます。

新型コロナウイルス感染症の終息が見えない状況下、障害者の不安を軽減し、障害者の生活をいかに守っていくかが課題となっています。

イラスト



第2章 障害者等の福祉ニーズ等

次期計画の「目標」などについて、障害者の意見を反映させるために、障害者及び障害児（保護者）を対象とするアンケート調査と、座談会形式の意見交換会を実施しました。

1 障害者に対するアンケート調査

(1) 調査の概要

調査の概要は次のとおりです。

主な調査内容	障害の状況、住まい、日中の過ごし方や仕事、相談相手・支援者、障害福祉サービス等の利用状況・利用意向、権利擁護、災害時の避難等
調査対象者	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者：身体障害者手帳所持者の中から1,300人を無作為抽出・知的障害者：療育手帳所持者の中から400人を無作為抽出・精神障害者：精神障害者保健福祉手帳所持者の中から400人を無作為抽出
調査方法	<ul style="list-style-type: none">・調査票の郵送配布・郵送回収
調査期間	<ul style="list-style-type: none">・令和2年7月1日～7月22日
回収結果	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者：有効回収数 703件、有効回収率54.1%・知的障害者：有効回収数 213件、有効回収率53.3%・精神障害者：有効回収数 184件、有効回収率46.0%



障害福祉に係る現状と課題

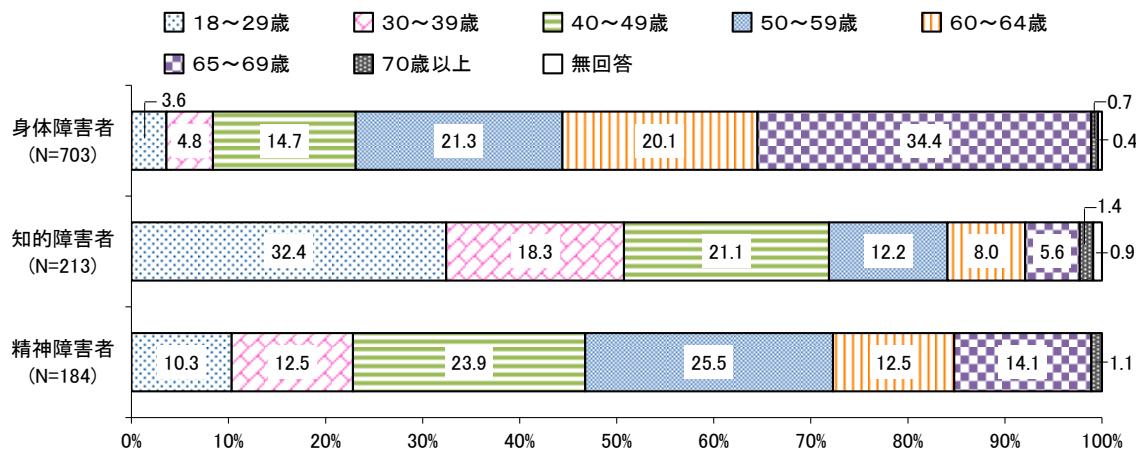
(2) 調査結果の概要

ア 基本的な事項より

(ア) 年齢

身体障害者の年齢は、「65～69歳」が3割台、60歳以上が過半数となっており、高齢化が顕著となっています。

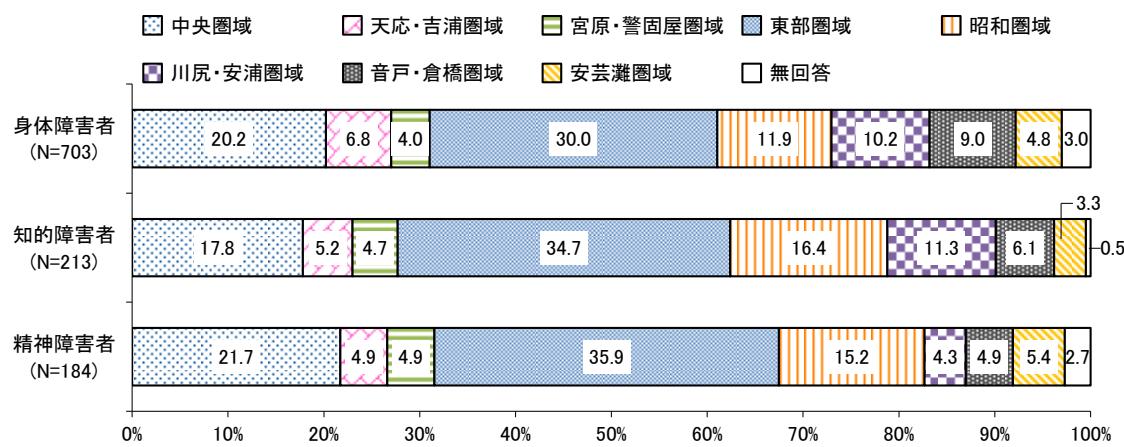
<年齢>



(イ) 居住圏域

居住圏域は、各障害とも「東部圏域」が最も多く3割台となっていますが、全ての圏域に障害者が居住しており、そのことを踏まえた取組が求められます。

<居住圏域>



注：圏域を構成する地区は次のとおり。

中央圏域 : 中央地区
宮原・警固屋圏域 : 宮原, 警固屋地区
昭和圏域 : 昭和地区
音戸・倉橋圏域 : 音戸, 倉橋地区

天応・吉浦圏域 : 天応, 吉浦地区
東部圏域 : 阿賀, 広, 仁方, 郷原地区
川尻・安浦圏域 : 川尻, 安浦地区
安芸灘圏域 : 下蒲刈, 蒲刈, 豊浜, 豊地区



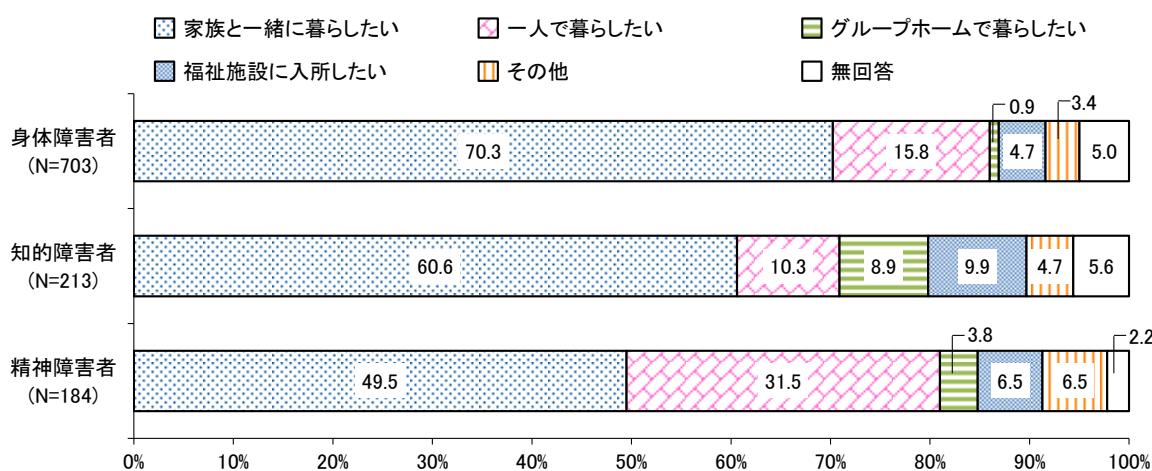
障害福祉に係る現状と課題

イ 住まいについて

(ア) 希望する暮らし方

希望する暮らし方は、各障害とも「家族と一緒に暮らしたい」が最も多く、「一人で暮らしたい」が続きます。

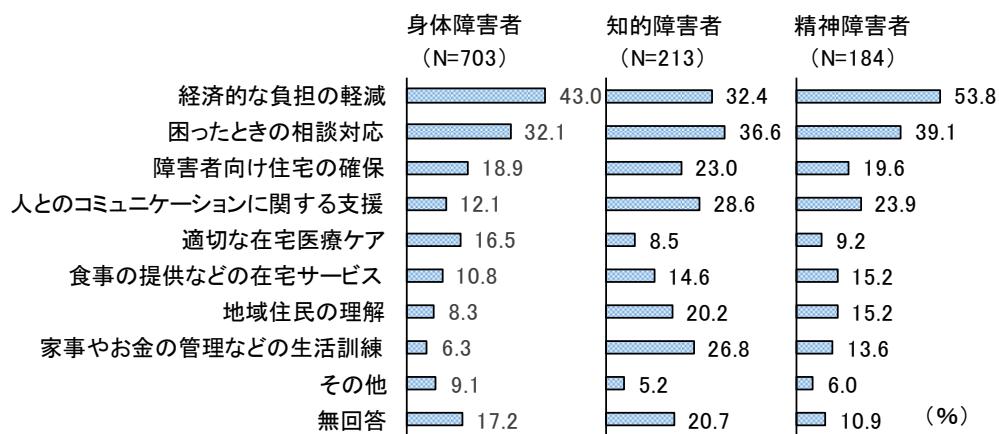
<希望する暮らし方>



(イ) 希望する暮らしを送るための支援

希望する暮らしを送るために、どのような支援が不足していると思うかについては、各障害とも「経済的な負担の軽減」と「困った時の相談対応」が上位2項目となっています。

<希望する暮らしを送るための支援>





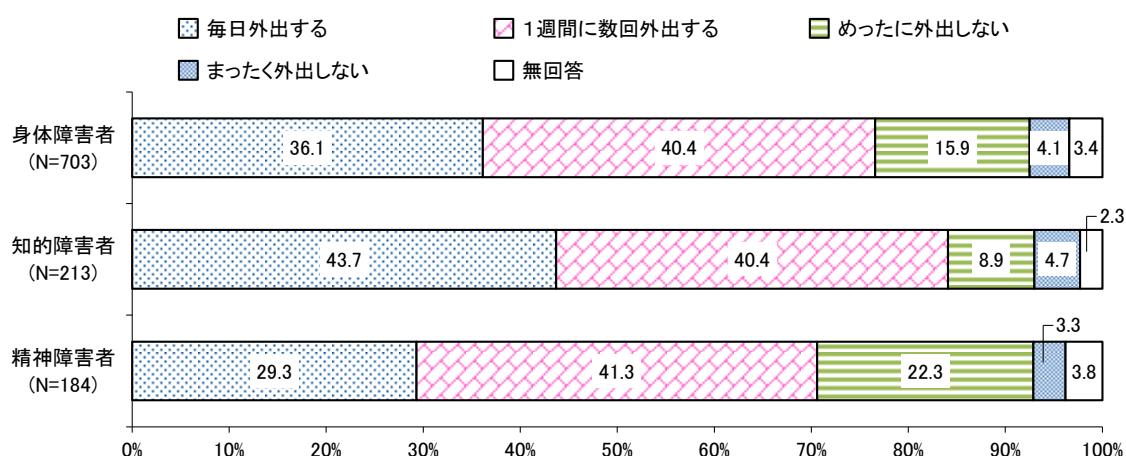
障害福祉に係る現状と課題

ウ 日中の過ごし方や仕事について

(7) 外出の程度

外出の程度は、各障害とも「毎日外出する」と「1週間に数回外出する」が上位2項目となっていますが、身体障害者と精神障害者の2割台が、「めったに外出しない」又は「全く外出しない」と回答しています。

<外出頻度>

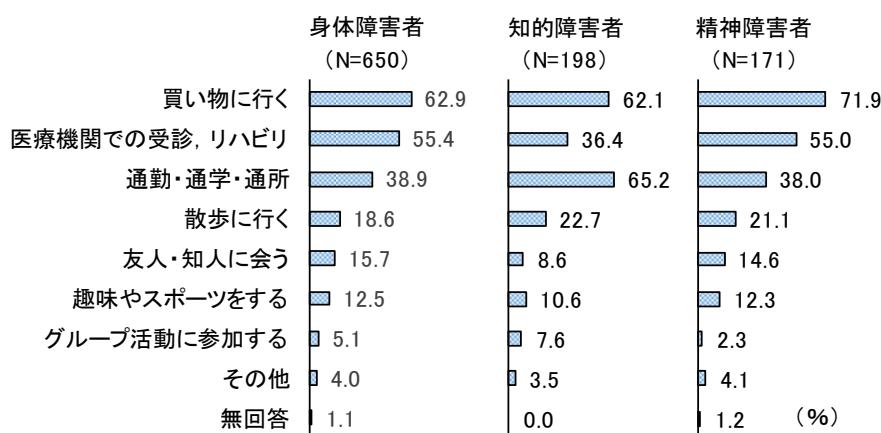


(イ) 外出の目的

外出の目的は、各障害とも「買い物に行く」、「医療機関での受診、リハビリ」、「通勤・通学・通所」が上位3項目となっています。

この3項目は、地域社会の一員として暮らしていく上で、重要な項目と言えます。

<外出の目的>





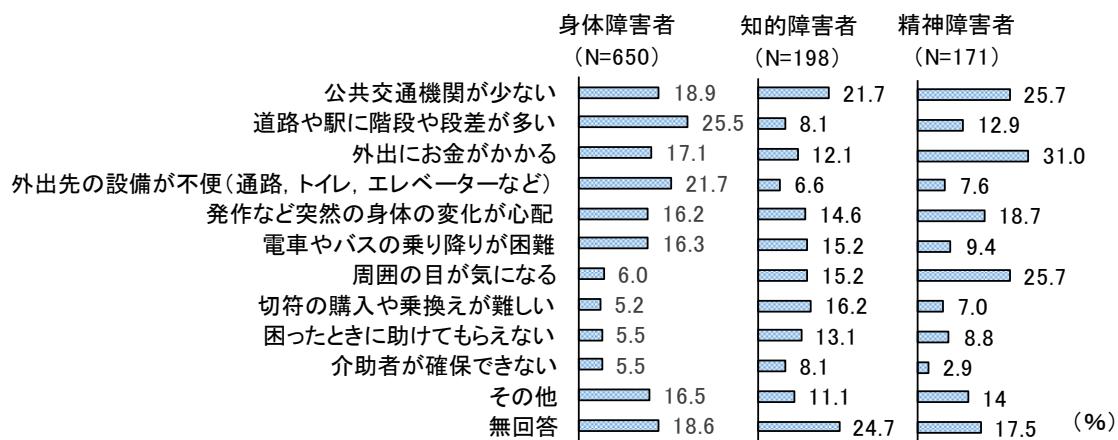
障害福祉に係る現状と課題

II

(ウ) 外出時に困ること

外出時に困ることは、身体障害者は「道路や駅に階段や段差が多い」が最も多く、「外出先の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)」が続きます。知的障害者は「公共交通機関が少ない」が最も多く、「切符の購入や乗換えが難しい」が続きます。精神障害者は「外出にお金がかかる」が最も多く、「公共交通機関が少ない」と「周囲の目が気になる」が続きます。

<外出時に困ること>

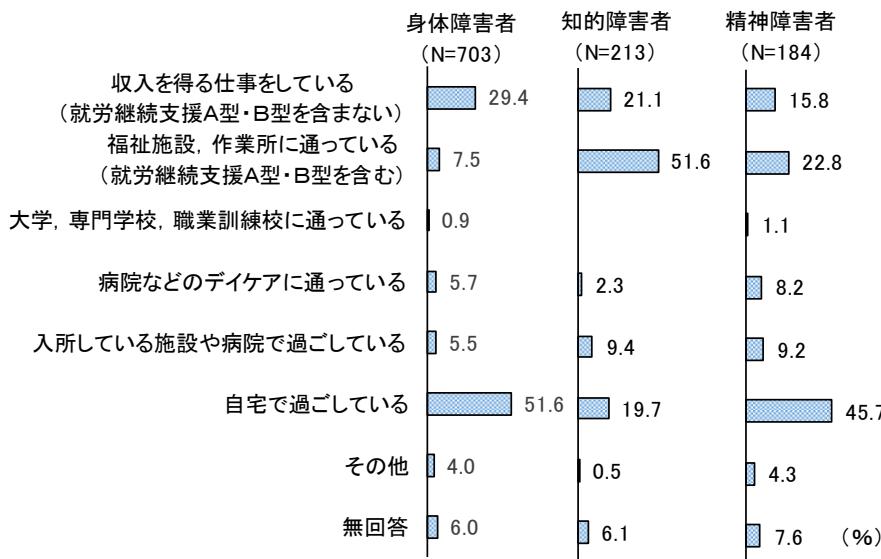


(イ) 平日の主な過ごし方

平日の主な過ごし方は、身体障害者と精神障害者は「自宅で過ごしている」が、知的障害者は「福祉施設、作業所に通っている」が最も多くなっています。

身体障害者は「収入を得る仕事をしている」が、知的障害者・精神障害者と比較して8ポイント以上高くなっています。

<平日の主な過ごし方>



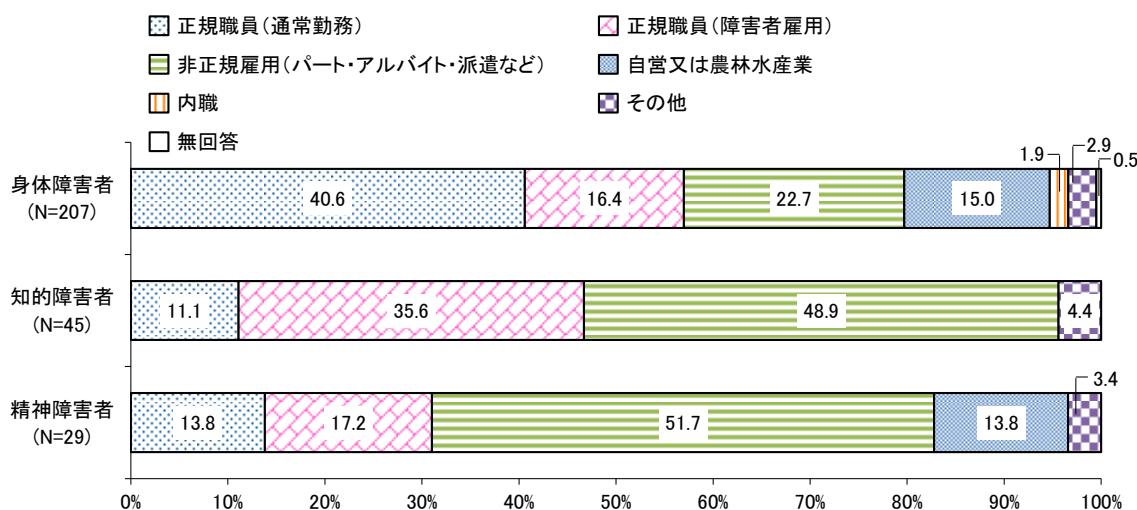


障害福祉に係る現状と課題

(オ) 収入を得る仕事をしている人の勤務形態

収入を得る仕事をしている人の勤務形態は、身体障害者は「正規職員（通常勤務）」、知的障害者と精神障害者は「非正規雇用（パート・アルバイト・派遣など）」が最も多くなっています。

＜収入を得る仕事をしている人の勤務形態＞





障害福祉に係る現状と課題

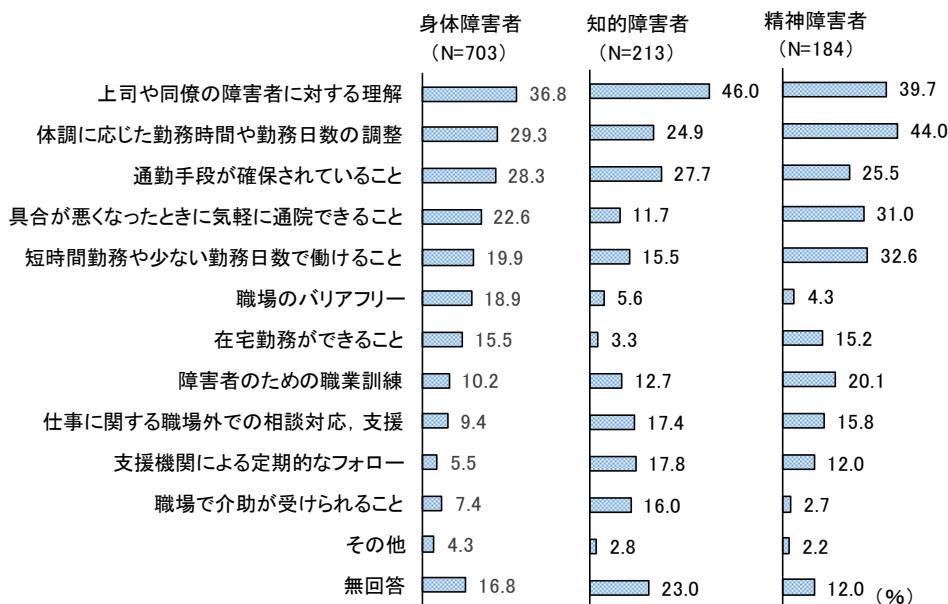
II

(か) 障害者が就労するために必要なこと

障害者が就労するために必要なことは、身体障害者と知的障害者は「上司や同僚の障害者に対する理解」、「体調に応じた勤務時間や勤務日数の調整」、「通勤手段が確保されていること」が上位3項目となっています。

精神障害者は「短時間勤務や少ない勤務日数で働くこと」が身体障害者・知的障害者と比べて10ポイント以上高くなっているほか、「具合が悪くなったときに気軽に通院できること」が8ポイント以上高くなっています。

<障害者が就労するために必要なこと>





障害福祉に係る現状と課題

工 相談相手・支援者について

(7) 悩みや困ったことの相談相手

悩みや困ったことの相談相手は、各障害とも「家族や親戚」が最も多くなっています。知的障害者は「施設の指導員など」が、精神障害者は「病院の医師や看護師」が、他と比較して 20 ポイント以上高くなっています。

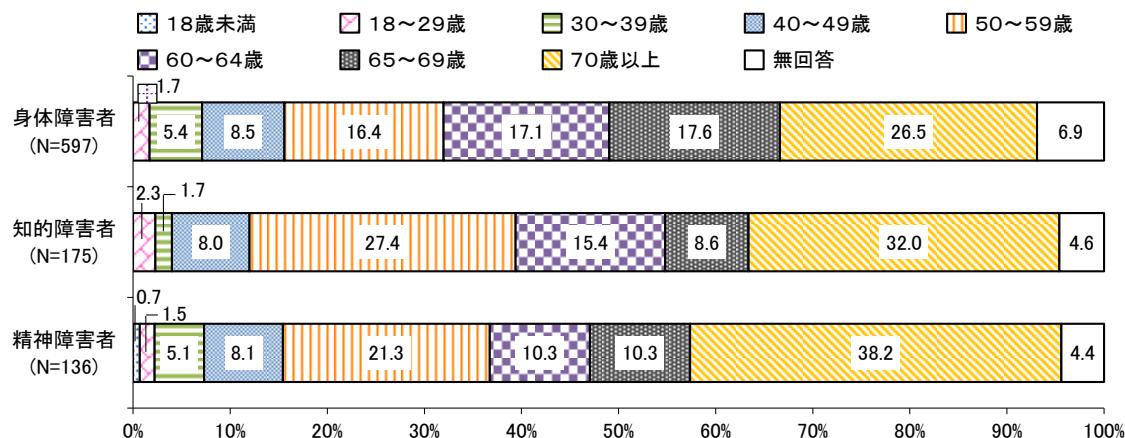
＜悩みや困ったことの相談相手＞

	身体障害者 (N=703)	知的障害者 (N=213)	精神障害者 (N=184)
家族や親戚	72.4	60.1	59.2
病院の医師や看護師	25.6	14.6	46.2
友人・知人	28.0	7.5	28.8
施設の指導員など	7.5	38.5	17.9
ケースワーカーやケアマネージャー	9.7	8.5	13.6
職場の上司や同僚	7.4	8.5	6.5
ホームヘルパーなどサービス事業所の人	5.3	9.4	8.2
相談支援事業所など民間の相談窓口	3.0	12.2	7.1
近所の人	3.1	2.3	3.3
障害者団体や家族会	1.7	2.3	1.1
民生委員・児童委員	2.1	1.4	0.5
行政機関の相談窓口	4.4	4.7	2.7
相談できる人がいない	5.5	2.3	5.4
その他	2.8	3.3	2.2
無回答	3.1	6.1	2.7 (%)

(1) 支援を受けている主な家族の年齢

支援を受けている主な家族の年齢は、各障害とも「70 歳以上」が最も多く、介護者である家族の高齢化が顕著になっています。

＜支援を受けている主な家族の年齢＞





障害福祉に係る現状と課題

II

オ 障害福祉サービス等の利用状況と利用意向

各障害福祉サービス等について、「利用予定あり」の割合から「利用している」の割合を引いた結果（以下「差異」といいます。）は次のとおりです。

プラスの差異は新規利用の意向、マイナスの差異は利用停止の意向を反映していると考えられます。

(ア) 身体障害者

身体障害者について、プラスの差異を見ると、「短期入所（ショートステイ）」(+3.9 ポイント)が最も大きく、以下、「相談支援」(+3.3 ポイント)、「日中一時支援」(+3.1 ポイント)と続きます。

<障害福祉サービス等の利用状況と利用意向（身体障害者）（1/2）>

順位	サービス名称	身体障害者		
		①利用している (%)	②利用予定あり (%)	差異 (②-①) (ポイント)
1	短期入所(ショートステイ)	3.8	7.7	3.9
2	相談支援	6.4	9.7	3.3
3	日中一時支援	2.4	5.5	3.1
4	芸術文化活動振興事業	0.1	3.0	2.9
5	移動支援	4.3	6.8	2.5
6	重度訪問介護	1.6	3.6	2.0
7	地域活動支援センター	0.4	2.4	2.0
8	重度障害者等包括支援	1.0	2.7	1.7
9	自立生活援助	1.4	3.1	1.7
10	訪問入浴サービス	1.0	2.7	1.7
11	生活介護	3.6	5.3	1.7
12	地域定着支援	2.8	4.3	1.5
13	地域移行支援	0.9	2.3	1.4
14	行動援護	1.8	3.1	1.3
15	施設入所支援	2.1	3.4	1.3

次ページに続く



障害福祉に係る現状と課題

<障害福祉サービス等の利用状況と利用意向（身体障害者）（2/2）>

順位	サービス名称	身体障害者		
		①利用している（%）	②利用予定あり（%）	差異（②-①）（ポイント）
17	同行援護	1.8	3.0	1.2
18	自立訓練（機能訓練、生活訓練）	3.6	4.6	1.0
19	就労定着支援	0.9	1.8	0.9
20	共同生活援助（グループホーム）	0.7	1.4	0.7
21	就労継続支援（A型、B型）	3.4	4.1	0.7
22	居宅介護（ホームヘルプ）	6.0	6.5	0.5
23	就労移行支援	1.3	1.8	0.5
24	意思疎通支援	1.1	1.6	0.5
25	日常生活用具の給付	10.8	11.1	0.3
26	計画相談支援	9.2	9.1	-0.1

イラスト



障害福祉に係る現状と課題

II

(イ) 知的障害者

知的障害者について、プラスの差異を見ると、「重度訪問介護」(+4.3 ポイント)が最も大きく、以下、「行動援護」(+4.2 ポイント)及び「短期入所(ショートステイ)」(+4.2 ポイント)、「地域定着支援」(+3.3 ポイント)と続きます。

<障害福祉サービス等の利用状況と利用意向(知的障害者)>

順位	サービス名称	知的障害者		
		①利用している (%)	②利用予定あり (%)	差異(②-①)(ポイント)
1	重度訪問介護	0.9	5.2	4.3
2	行動援護	8.0	12.2	4.2
3	短期入所(ショートステイ)	22.1	26.3	4.2
4	地域定着支援	6.1	9.4	3.3
5	移動支援	16.4	19.2	2.8
6	自立生活援助	2.8	5.2	2.4
7	就労定着支援	2.8	5.2	2.4
8	重度障害者等包括支援	1.9	4.2	2.3
9	地域移行支援	0.5	2.8	2.3
10	共同生活援助(グループホーム)	4.2	6.1	1.9
11	地域活動支援センター	4.2	6.1	1.9
12	就労移行支援	4.2	5.2	1.0
13	居宅介護(ホームヘルプ)	4.7	5.6	0.9
14	施設入所支援	7.5	8.0	0.5
15	自立訓練(機能訓練, 生活訓練)	3.3	3.3	0.0
16	日常生活用具の給付	2.3	2.3	0.0
17	日中一時支援	23.9	23.9	0.0
18	療養介護	3.8	3.3	-0.5
19	相談支援	33.3	31.5	-1.8
20	生活介護	18.3	16.4	-1.9
21	就労継続支援(A型, B型)	24.9	20.2	-4.7
22	計画相談支援	42.3	35.7	-6.6



障害福祉に係る現状と課題

(ウ) 精神障害者

精神障害者について、プラスの差異を見ると、「相談支援」(+6.5 ポイント)が最も大きく、以下、「就労移行支援」(+4.9 ポイント)、「地域定着支援」(+3.8 ポイント)及び「就労定着支援」(+3.8 ポイント)と続きます。

<障害福祉サービス等の利用状況と利用意向（精神障害者）>

順位	サービス名称	精神障害者		
		①利用している (%)	②利用予定あり (%)	差異 (②-①) (ポイント)
1	相談支援	13.6	20.1	6.5
2	就労移行支援	6.5	11.4	4.9
3	地域定着支援	6.0	9.8	3.8
4	就労定着支援	5.4	9.2	3.8
5	共同生活援助(グループホーム)	3.8	7.1	3.3
6	地域活動支援センター	5.4	8.7	3.3
7	地域移行支援	3.3	6.0	2.7
8	施設入所支援	1.1	3.3	2.2
9	自立訓練(機能訓練, 生活訓練)	5.4	7.6	2.2
10	生活介護	1.6	3.3	1.7
11	行動援護	1.1	2.7	1.6
12	重度訪問介護	0.5	1.6	1.1
13	自立生活援助	9.8	10.9	1.1
14	移動支援	2.2	3.3	1.1
15	居宅介護(ホームヘルプ)	3.3	4.3	1.0
16	重度障害者等包括支援	0.5	0.5	0.0
17	短期入所(ショートステイ)	2.7	2.7	0.0
18	計画相談支援	21.7	21.7	0.0
19	就労継続支援(A型, B型)	17.4	16.8	-0.6



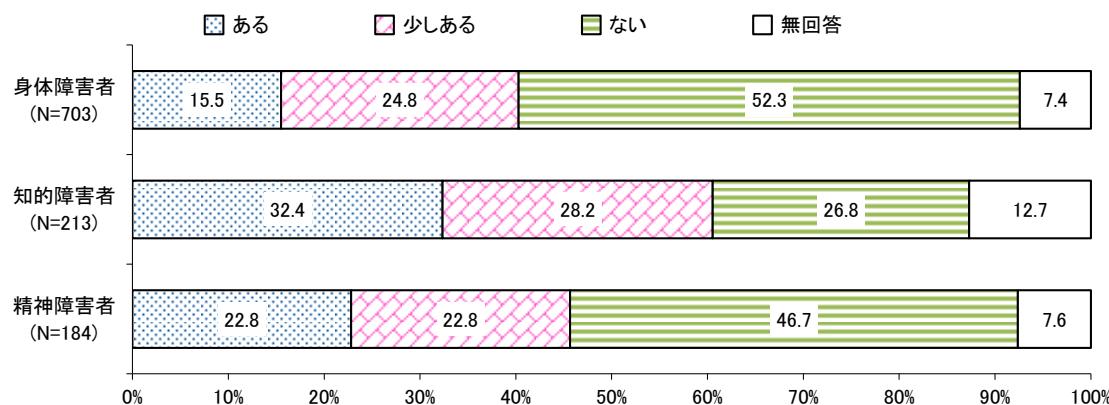
障害福祉に係る現状と課題

力 権利擁護について

(7) 差別・嫌な思い

障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかどうかについては、「ある」と「少しある」を合わせると、知的障害者では6割台、身体障害者と精神障害者では4割台となっています。

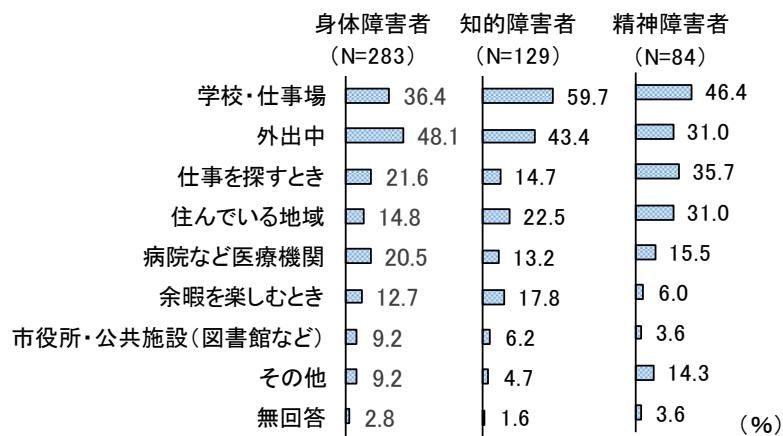
＜差別・嫌な思い＞

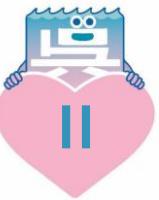


(イ) 差別や嫌な思いをした場面

どのような場面で差別や嫌な思いをしたかについては、身体障害者と知的障害者は「学校・仕事場」と「外出中」が上位2項目となっています。精神障害者は「学校・仕事場」が最も多く、以下、「仕事を探すとき」、「住んでいる地域」と続きます。

＜差別や嫌な思いをした場面＞





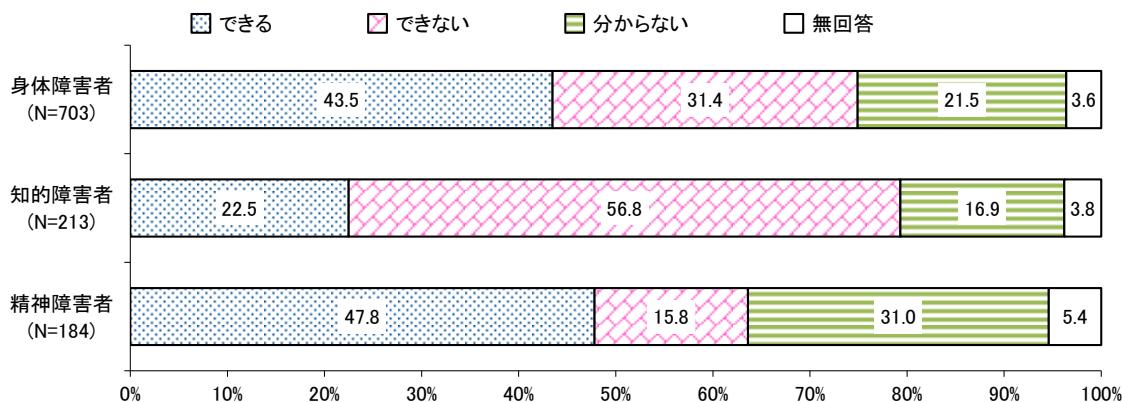
障害福祉に係る現状と課題

キ 災害時の避難などについて

(ア) 災害時における単独避難の可否

水害や地震などの災害時に一人で避難できるかどうかについては、「できない」と「分からぬ」を合わせると、身体障害者の5割台、知的障害者の7割台、精神障害者の4割台で、災害時の単独避難が難しい状況です。

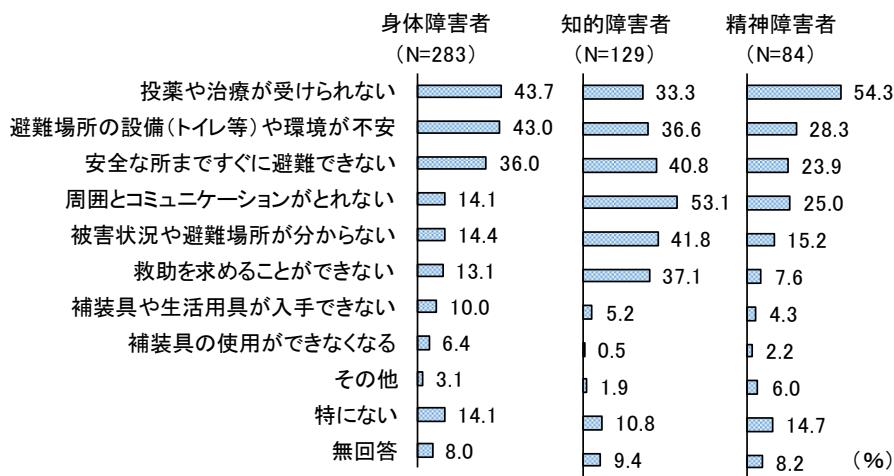
<災害時における単独避難の可否>



(イ) 災害時に困ること

災害時に困ることは、身体障害者は「投薬や治療が受けられない」が最も多く、以下、「避難場所の設備（トイレ等）や環境が不安」、「安全な所まですぐに避難できない」と続きます。知的障害者は「周囲とコミュニケーションがとれない」が最も多く、以下、「被害状況や避難場所が分からぬ」、「安全な所まですぐに避難できない」と続きます。精神障害者は「投薬や治療が受けられない」が最も多く、以下、「避難場所の設備（トイレ等）や環境が不安」、「周囲とコミュニケーションがとれない」と続きます。

<災害時に困ること>





障害福祉に係る現状と課題

(3) 留意事項

アンケート調査では、選択式の質問に加え、調査票に自由記入欄を設け、日頃感じていることや困っていること、希望などの意見を収集しています。選択式の質問に対する回答の集計結果と自由記入欄に記載された意見に基づく課題は次のとおりです。

ア 介護者の高齢化への対応

- ・障害者が支援を受けている主な家族については、年齢は各障害とも65歳以上が4割台(身体障害者：44.1%、知的障害者：40.6%、精神障害者：48.5%)となっています。
- ・自由記入欄の記述より、障害者を支える側（親や配偶者など）も、高齢化による心身の衰え、自動車免許証の返還、退職による収入減などにより、障害者を支えることが厳しくなっているケースが見られます。

イ 希望する暮らしを送るための支援

- ・希望する暮らしを送るための支援については、各障害とも「経済的な負担の軽減」(身体障害者：43.0%、知的障害者：32.4%、精神障害者：53.8%)と「困った時の相談対応」(身体障害者：32.1%、知的障害者：36.6%、精神障害者：39.1%)が多くなっています。
- ・自由記入欄の記述には、将来の暮らしについての相談対応を求める記述が複数見られます。

ウ 外出が困難な状況への対応

- ・全く外出しないと回答した人は、各障害とも5%に満たない状況ですが、めったに外出しないと回答した人は、身体障害者15.9%、知的障害者8.9%、精神障害者22.3%と、身体障害者と精神障害者で多くなっています。
- ・身体障害者においては、公共交通機関に加え、道路、駅、駐車場、外出先のトイレなど、ハード面が外出を妨げる要因となっています。
- ・多目的トイレや障害者用駐車場を、障害者以外が使用しているとの指摘もあり、市民に対する啓発が必要です。
- ・知的障害者においては、公共交通機関が少ないことが、精神障害者においては、外出にお金がかかること、公共交通機関が少ないと、周囲の目が気になることなどが、外出を妨げる要因となっています。



障害福祉に係る現状と課題

- ・障害者の外出目的は、買物、医療機関での受診やリハビリ、通勤・通学・通所など、地域生活において不可欠なものが中心であり、障害者の状況に寄り添い、外出を妨げるものを減らしていくことが、障害者の地域社会生活の支援につながります。

工 能力と適性に応じた就労の支援

- ・収入を得る仕事をしている人は、身体障害者 29.4%、知的障害者 21.1%、精神障害者 15.8%と、身体障害者で多くなっています。
- ・収入を得る仕事をしている人の勤務形態については、身体障害者は正規雇用のいわゆる正社員が多く、知的障害者と精神障害者はパート・アルバイト・派遣などの非正規雇用が多くなっています。
- ・就労のために必要なことについては、身体障害者と知的障害者は「上司や同僚の障害者に対する理解」、「体調に応じた勤務時間や勤務日数の調整」、「通勤手段が確保されていること」が多くなっています。精神障害者は「体調に応じた勤務時間や勤務日数の調整」が最も多く、以下、「上司や同僚の障害者に対する理解」、「短時間勤務や少ない勤務日数で働くこと」と続きます。
- ・自由記入欄には、障害者の受け入れに関する企業への情報提供、屋根付きの駐車場や車いす使用者用トイレといったハード面の整備、就労を希望する障害者と企業とのマッチングなどの要望が挙がっています。

オ 障害福祉サービス等へのアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上

- ・自由記入欄には、「障害福祉サービスの内容が分かりにくい」、「どんな障害福祉サービスが受けられるか分からない」、「障害福祉サービスの利用方法が分からない」といった記述が複数見られます。
- ・どこに住んでいても、どのような障害を持っていても、求める情報に容易にアクセスでき、必要な障害福祉サービス等を受けることができる環境づくりが求められます。



障害福祉に係る現状と課題

II

力 市民と事業者に対する啓発

- ・障害があることで、差別や嫌な思いをしたことがある人は、身体障害者 40.3%、知的障害者 60.6%、精神障害者 45.6%と、知的障害者で多くなっています。
- ・差別や嫌な思いをした場面については、身体障害者と知的障害者は、「学校・仕事場」と「外出中」が、精神障害者は「学校・仕事場」と「仕事を探す時」が多くなっています。
- ・自由記述欄には、タクシーの乗車拒否、障害者手帳を提示した時の嫌な態度、バスの運転手や病院の医師による不愉快な対応などに関する記述が見られます。障害者と接点を持つ事業者を対象とする啓発も必要と思われます。

キ 災害時の避難体制の整備

- ・災害時に一人で避難できると回答した人は、身体障害者 43.5%、知的障害者 22.5%、精神障害者 47.8%で、障害者の過半数が、一人で避難できない可能性があります。
- ・災害時に困ることについては、身体障害者は「投薬や治療が受けられない」と「避難場所の設備や環境が不安」が、精神障害者は「投薬や治療が受けられない」が、知的障害者は「周囲とコミュニケーションがとれない」と「被害状況や避難場所が分からぬ」が多くなっています。障害者が避難をためらうことのないよう、事前の啓発、災害時の避難体制を整備する必要があります。



障害福祉に係る現状と課題

2 障害児に対するアンケート調査

(1) 調査の概要

調査の概要は次のとおりです。

主な調査内容	障害の状況、日中の過ごし方、住まい、相談相手・支援者・介助者、障害福祉サービス等の利用状況・利用意向、権利擁護、災害時の避難など
調査対象者	・市内に居住する身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者のうち18歳未満の児童及び通所受給者証所持者の中から 400人を無作為抽出し、その保護者を調査票回答者として実施
調査方法	・調査票の郵送配布・郵送回収
調査期間	・令和2年7月1日～7月22日
回収結果	・有効回収数 188件、有効回収率47.0%

(2) 調査結果の概要

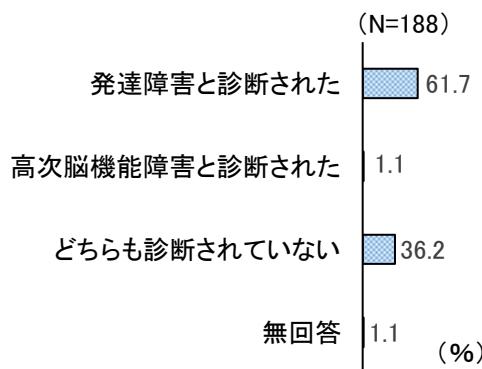
ア 発達障害について

6割台が「発達障害と診断された」と回答しています。

18歳以上を対象とするアンケート調査では、「発達障害と診断された」と答えた人の割合は、身体障害者が2.0%、知的障害者が49.3%、精神障害者が18.5%でした。

発達障害と診断される障害児が、18歳以上と比較して多いのは、乳幼児健康診査などを通じた発達障害の早期診断などによるものと思われます。

＜発達障害又は高次脳機能障害の診断状況＞





障害福祉に係る現状と課題

II

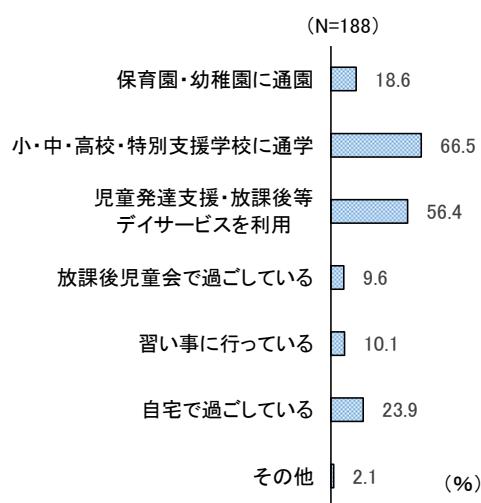
イ 日中の過ごし方について

(ア) 日中の過ごし方と外出の目的

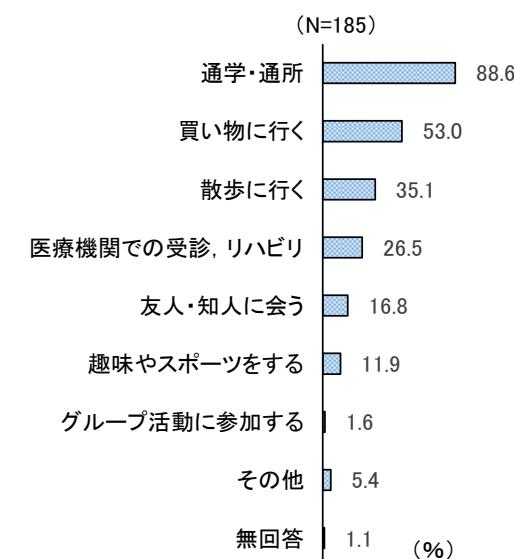
日中の過ごし方は、「小・中・高校・特別支援学校に通学」が最も多く、「児童発達支援・放課後等デイサービスを利用」が続きます。

外出時の目的は、「通学・通所」が最も多く8割台となっており、以下、「買い物に行く」、「散歩に行く」と続きます。

<日中の過ごし方>



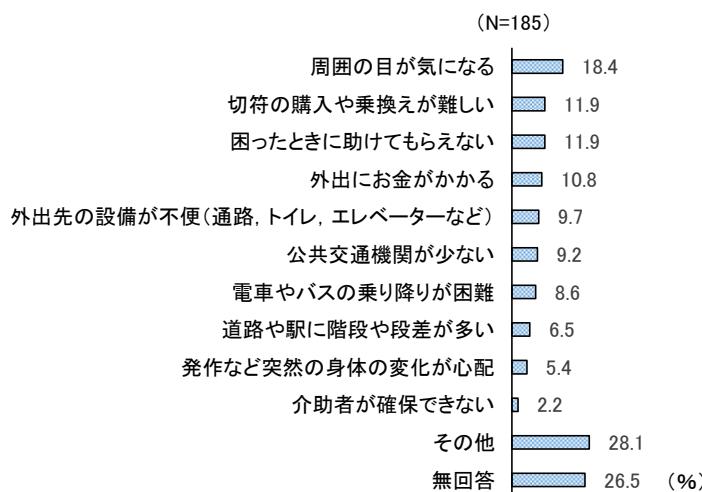
<外出の目的>



(イ) 外出時に困ること

外出するときに困ることは、「周囲の目が気になる」が最も多く、「切符の購入や乗換えが難しい」と「困ったときに助けてもらえない」が続きます。周囲の理解と温かな対応が、外出を後押しすると考えられます。

<外出時に困ること>



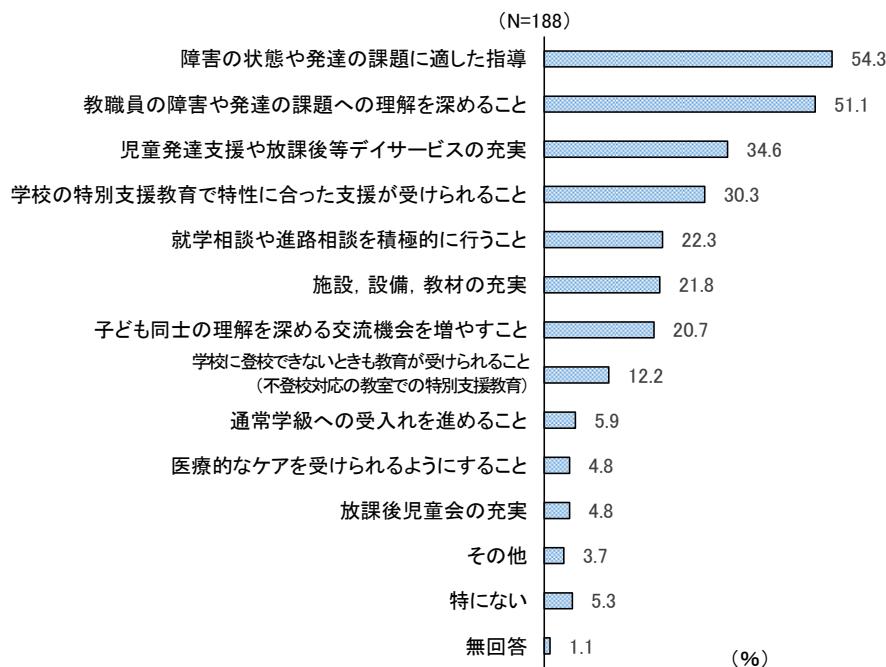


障害福祉に係る現状と課題

(ウ)保育・教育環境をよくするために必要なこと

保育・教育環境をよくするために必要なことは、「障害の状態や発達の課題に適した指導」が最も多く、「教職員の障害や発達の課題への理解を深めること」が続き、教職員に関することが上位に上がっています。

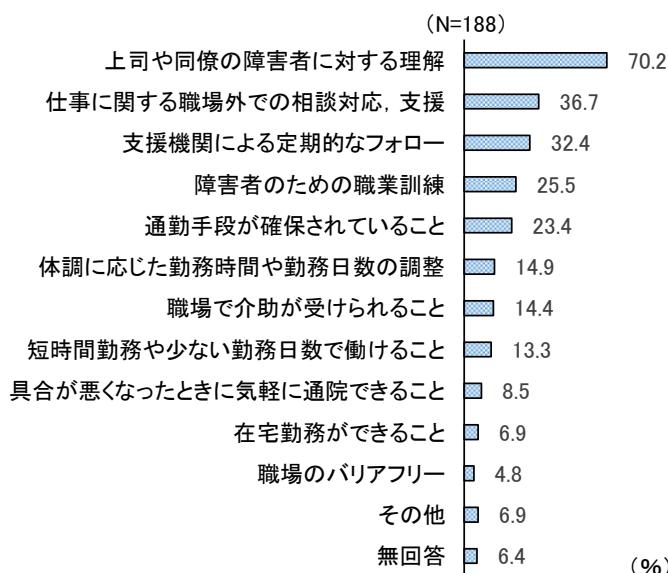
<保育・教育環境をよくするために必要なこと>



(イ)就労するために必要なこと

就労するために必要なことは、「上司や同僚の障害者に対する理解」が最も多く7割台となっており、以下、「仕事に関する職場外での相談対応、支援」、「支援機関による定期的なフォロー」と続きます。

<就労するために必要なこと>





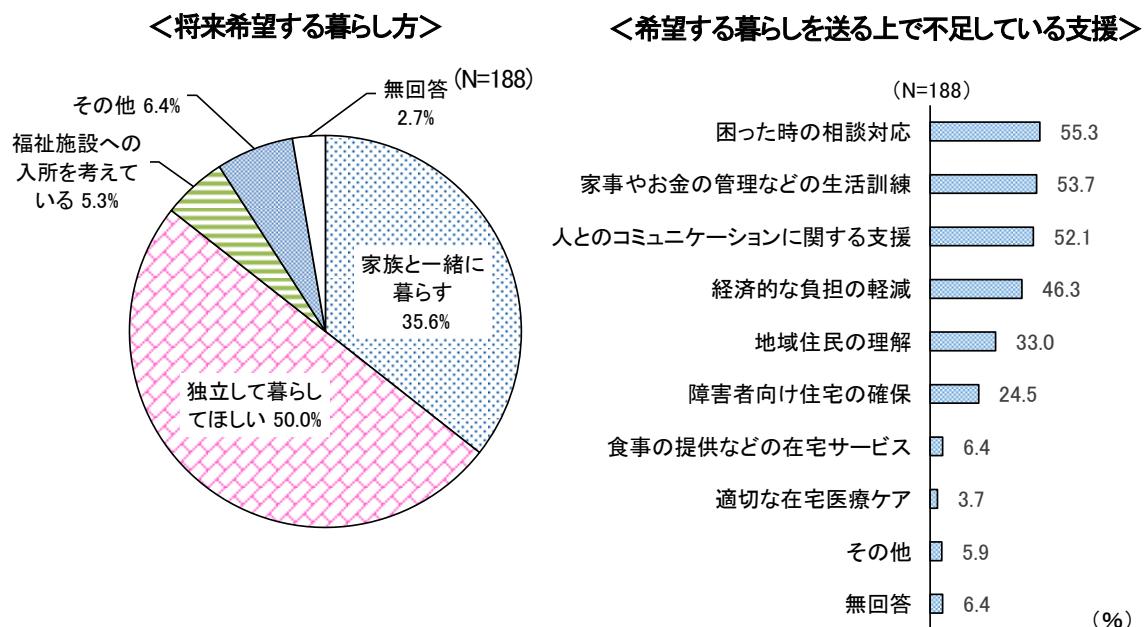
障害福祉に係る現状と課題

II

ウ 住まいについて

将来の暮らし方は、「独立して暮らしてほしい」が最も多く、「家族と一緒に暮らす」が続きます。

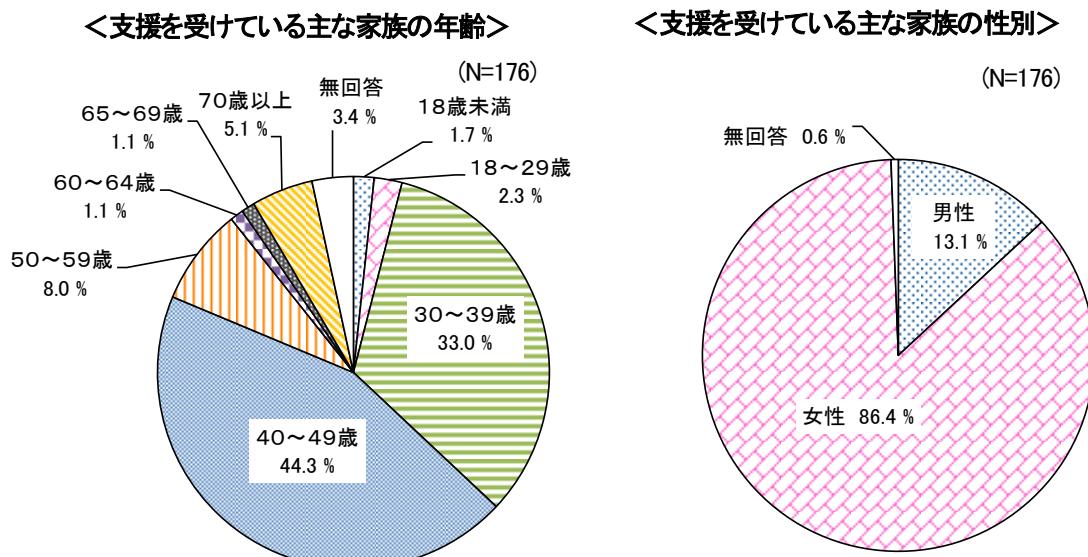
不足している支援は、「困った時の相談対応」、「家事やお金の管理などの生活訓練」、「人とのコミュニケーションに関する支援」が上位3項目となっています。



エ 相談相手・支援者・介助者について

(ア) 支援を受けている主な家族

支援を受けている主な家族は、性別では女性が8割台であり、年齢では30代と40代で全体の7割台であることから、障害児の母親であることが伺えます。





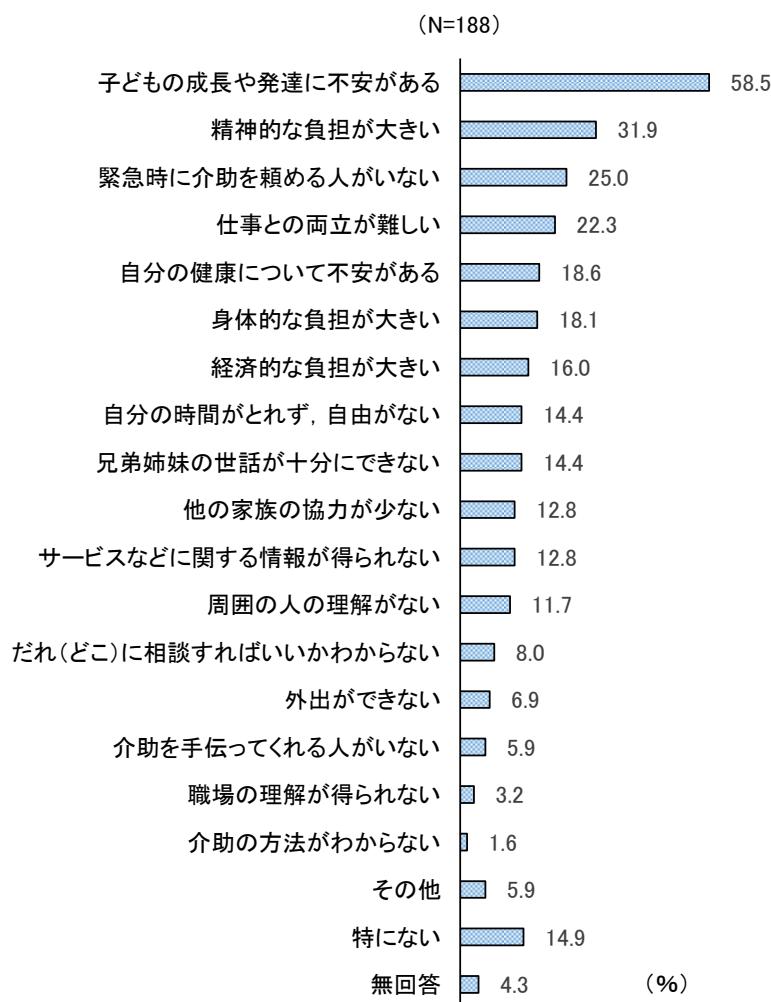
障害福祉に係る現状と課題

(イ) 主な介助者の困りごとや不安

介護をするに当たって、主な介助者が困っていることや不安に思っていることは、「子どもの成長や発達に不安がある」が最も多く5割台となっており、以下、「精神的な負担が大きい」、「緊急時に介助を頼める人がいない」と続きます。

介助者の不安や精神的な負担を軽減する支援が、必要と考えられます。

＜主な介助者の困りごとや不安＞





障害福祉に係る現状と課題

II

才 障害福祉サービス等の利用状況と利用意向

(ア) 主な介助者の困りごとや不安

各障害福祉サービス等について、「利用予定あり」の割合から「利用している」の割合を引いた結果は以下のとおりです。

プラスの差異は新規利用の意向、マイナスの差異は利用停止の意向を反映しています。

<障害福祉サービス等の利用状況と利用意向>

順位	サービス名称	①利用している (%)	②利用予定あり (%)	差異(①-②) (ポイント)
1	短期入所(ショートステイ)	3.7	11.7	8.0
2	移動支援	3.7	11.2	7.5
3	日中一時支援	9.6	17.0	7.4
4	放課後等デイサービス	52.7	56.9	4.2
5	日常生活用具の給付	2.7	5.9	3.2
6	行動援護	1.1	3.7	2.6
7	同行援護	0.0	2.1	2.1
8	医療型児童発達支援	2.1	3.2	1.1
9	居宅訪問型児童発達支援	0.0	1.1	1.1
10	保育所等訪問支援	0.0	1.1	1.1
11	福祉型児童入所施設	1.1	2.1	1.0
12	医療型児童入所施設	1.1	2.1	1.0
13	居宅介護(ホームヘルプ)	1.1	1.6	0.5
14	相談支援	33.0	35.1	2.1
15	重度障害者等包括支援	0.0	0.5	0.5
16	意思疎通支援	0.0	0.5	0.5
17	児童発達支援	45.7	42.0	-3.7
18	計画相談支援・障害児相談支援	72.9	67.0	-5.9

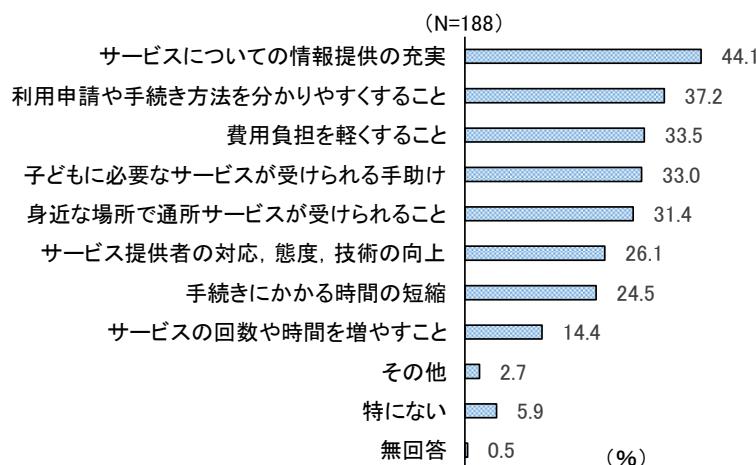


障害福祉に係る現状と課題

(イ) 福祉サービス等の利用促進策

福祉サービス等の利用促進策については、「サービスについての情報提供の充実」が最も多く、以下、「利用申請や手続き方法を分かりやすくすること」、「費用負担を軽くすること」、「子どもに必要なサービスが受けられる手助け」と続きます。

<障害福祉サービス等の利用促進策>

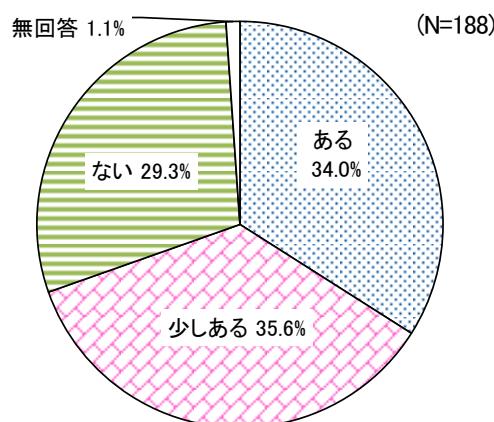


力 権利擁護について

(ア) 差別・嫌な思い

障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかどうかについては、「ある」と「少しある」を合わせると約7割となっています。

<差別・嫌な思い>





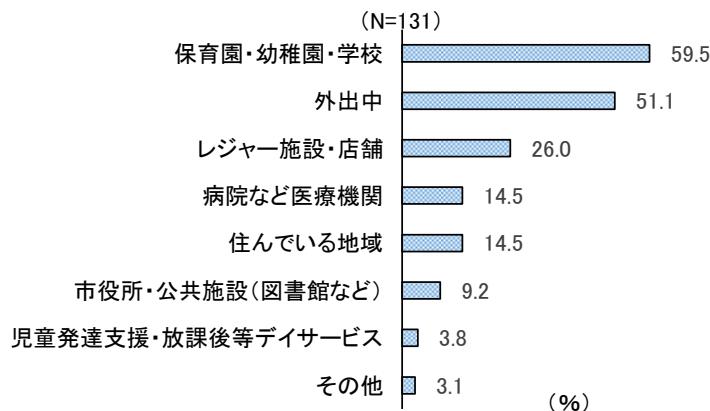
障害福祉に係る現状と課題

II

(イ) 差別や嫌な思いをした場面

どのような場面で差別や嫌な思いをしたかについては、「保育園・幼稚園・学校」が最も多く、以下、「外出中」、「レジャー施設・店舗」と続きます。上位2項目は共に5割台となっています。

<差別や嫌な思いをした場面>



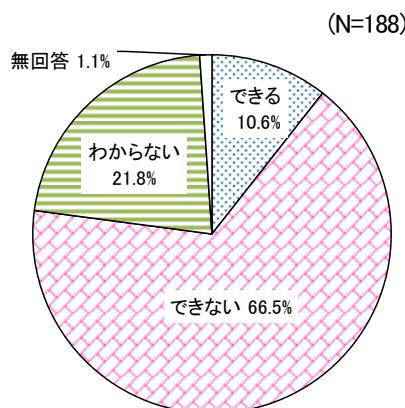
キ 災害時の避難などについて

(ア) 災害時における単独避難の可否

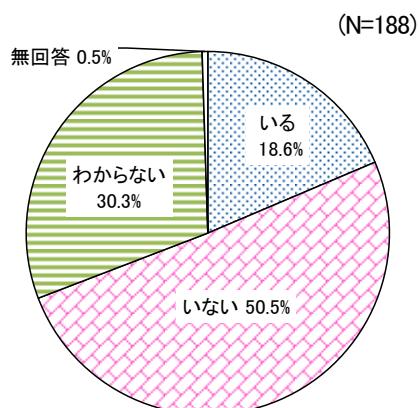
水害や地震などの災害時に一人で避難できるかどうかについては、「できる」と回答した人は約1割となっています。

また、家族がいなくても助けてくれる人が近所にいると回答した人も、1割台に留まっており、家族の支援なしに避難することが難しい状況です。

<災害時における単独避難の可否>



<家族がいなくても助けてくれる人が近所にいるか>



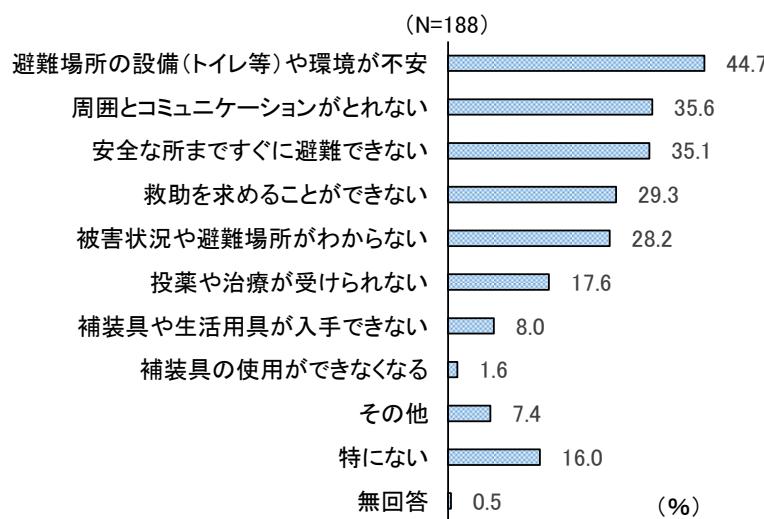


障害福祉に係る現状と課題

(イ) 災害時に困ること

災害時に困ることは、「避難場所の設備（トイレ等）や環境が不安」が最も多く4割台となっており、以下、「周囲とコミュニケーションがとれない」、「安全な所まですぐに避難できない」と続きます。

＜災害時に困ること＞





障害福祉に係る現状と課題

II

(3) 留意事項

選択式の質問に対する回答の集計結果と自由記入欄に記載された意見に基づく課題は次のとおりです。

ア 市民の理解の促進

- ・外出する時に困ることについては、「周囲の目が気になる」(18.4%)が最も多く、「切符の購入や乗換えが難しい」(11.9%)と「困ったときに助けてもらえない」(11.9%)が続きます。
- ・困っている人に自然に手を差し伸べられる市民意識の醸成が、障害児と障害児の保護者に対する支援策として有効と考えられます。

イ 障害の状態や発達の課題に適した「学びの場」

- ・保育・教育環境をよくするために必要なことについては、「障害の状態や発達の課題に適した指導」(54.3%)が最も多く、「教職員の障害や発達の課題への理解を深めること」(51.1%)が続きます。
- ・障害児の能力や可能性を伸ばすためには、障害の状態や発達の課題に適した「学びの場」が必要です。
- ・自由記入欄には、障害のない児童の保護者の理解、支援学級と通常学級の間の転籍についての柔軟な対応、タブレット端末の使用許可などの要望が挙がっており、障害児を受入れる側の柔軟な対応が求められています。

ウ 介助者である親の負担軽減

- ・障害児が支援を受けている主な家族については、女性が8割台であり、30代と40代が全体の7割台であることから、主に母親が障害児の支援を担っていることがわかります。
- ・介助者の困りごとや不安については、「子どもの成長や発達に不安がある」(58.5%)が最も多く、以下、「精神的な負担が大きい」(31.9%)、「緊急時に介助を頼める人がいない」(25.0%)と続き、大きな不安やストレスを抱えていることが伺えます。
- ・自由記入欄には、介護で就業が困難になっている母子家庭に関する記載などもあり、介護者である親の負担を軽減するための支援が求められています。



障害福祉に係る現状と課題

3 意見交換会

(1) 実施内容

障害福祉課職員が各団体・事業所を訪問し、現在の計画と、当該計画が何のために作られているかについて説明した後、参加者に理想的な障害福祉の在り方や目指すべき呉の未来などについて、いくつかのテーマに沿って話し合ってもらいました。

(2) 意見交換会の概要

意見交換会の概要は次のとおりです。

第1回	実施日:令和2年9月19日(土)10:45~12:00 参加者:障害者とボランティアがパソコン教室や茶話会などの活動をするサロンの参加者(23名)
第2回	実施日:令和2年9月20日(日)10:30~12:00 参加者:知的障害者団体の会員とその家族(29名)
第3回	実施日:令和2年9月28日(月)10:00~11:30 参加者:地域活動支援センター利用者(26名)
第4回	実施日:令和2年9月28日(月)13:00~14:30 参加者:障害福祉サービス利用者及び当事者グループ※(16名) ※障害者が自主的に集まり、自分たちの生活の向上や困り事の解決などを目的に話し合い、活動するグループ。

(3) 当日出た意見（抜粋）

ア 困っていること

- 重度障害者のためヘルパー不足が深刻化することで将来が不安である。
- 偏見の目で見られる。
- 市役所の手続きが難しい。一人で行ったときには、手伝ってほしい。

イ やってみたいこと

- 仕事がしたい。お金を稼ぐだけじゃなく、働いて自分も誰かの役に立ちたい。
- 旅行に行きたい。 ○親孝行をしたい。
- 資格を取りたい。 ○一人暮らしをしたい。



障害福祉に係る現状と課題

II

ウ どんな呉市になってほしいか

- 障害者をまちで見かけるのが当たり前に受容されるまち
- 障害のあるなしに関わらず、いろいろな人が来たい、住みたいと感じられるまち
- 誰もが安心して暮らせるまち
- 障害に理解ある人が増えてほしい。
- 障害者と健常者が、みんな平等で暮らせるまち 等

イラスト



障害福祉に係る現状と課題

4 事業所に対する意向調査

(1) 調査の概要

相談支援、就労支援等に関する現状や課題を把握するため、広島県が実施した事業所アンケート調査結果のうち、市内の事業所を対象とするデータを基に、整理・分析を行いました。

調査対象事業所数及び回答のあった事業所数は以下のとおりです。

分類	対象事業	調査対象事業所数	回答のあった事業所数
分類Ⅰ 指定事業所 (訪問系サービス事業所・GH・相談支援事業所を除く)	生活介護、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)、就労定着支援、療養介護、短期入所、自立生活援助、施設入所支援	63事業所	39事業所 (61.9%)
分類Ⅱ 指定事業所 (GH)	共同生活援助(GH)	12事業所	9事業所 (75.0%)
分類Ⅲ 児童福祉法指定事業所	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所施設(福祉型・医療型)	39事業所	29事業所 (74.4%)

注:「GH」はグループホームの略で、知的障害者や精神障害者などが専門スタッフの支援のもと集団で暮らす住居のこと。

(2) 調査結果の概要

ア 就労移行支援事業等から一般就労への移行 [対象: 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 (A型、B型)]

(ア) 利用者の一般就労への移行に当たって実施していること

(複数回答、回答数無制限)

利用者の一般就労への移行に当たって実施していることは、「生活習慣、体調管理等生活面での支援」が最も多く、以下、「ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等との連携」、「施設内就労実習」と続きます。

<利用者の一般就労への移行に当たって実施していること>

選択肢	件数(件)
生活習慣、体調管理等生活面での支援	24
ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等との連携	10
施設内就労実習	7
職場体験研修	6
就労先企業への障害者雇用への理解促進への働き掛け	4
ICT技術の習得	0
その他	1
回答対象事業所数	29



障害福祉に係る現状と課題

(イ)一般就労への移行が困難な要因（単数回答 ※複数回答者あり）

利用者の一般就労への移行が困難な要因は、「日中活動を主に行う利用者が多いため」が最も多く、「利用者の希望と求人のある一般就労先のミスマッチ」が続きます。

<一般就労への移行が困難な要因>

選択肢	件数(件)
日中活動を主に行う利用者が多いため	17
利用者の希望と求人のある一般就労先のミスマッチ	8
ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等との連携不足	2
その他	5
回答対象事業所数	29

イ 福祉施設入所者の地域生活への移行 [対象：共同生活援助（G H）]

(ア)施設を開設又は運営するに当たって困難なこと

(単数回答 ※複数回答者あり)

施設を開設又は運営するに当たって困難なことは、9事業所中7事業所が「介護従事者等職員の確保」と回答しています。

<施設を開設又は運営するに当たって困難なこと>

選択肢	件数(件)
介護従事者等職員の確保	7
報酬単価が低い	3
施設の整備(新築、改修)	0
医療機関との連携	0
その他	1
回答対象事業所数	9

(イ)利用者の重度・高齢化への対応状況（単数回答）

利用者の重度・高齢化に対応している事業所は9事業所中3事業所となっています。

<利用者の重度・高齢化への対応状況>

選択肢	件数(件)
対応している	3
対応困難	6
回答対象事業所数	9



障害福祉に係る現状と課題

(ウ) 利用者の重度・高齢化への対応が困難な理由

(単数回答 ※「対応困難」と回答した事業所のみ)

利用者の重度・高齢化への対応が困難な理由については、回答にばらつきが見られますが、6事業所中2事業所が「施設がバリアフリーに対応していない」と回答しています。

<利用者の重度・高齢化への対応が困難な理由>

選択肢	件数(件)
介護従事者に経験がなく、対応が困難	1
施設がバリアフリーに対応していない	2
利用者が少ない等採算がとれない	1
看護職員の確保が困難	0
その他	1
無回答	1
回答対象事業所数	6

ウ 対象となる障害 [対象：児童福祉法指定事業所]

(複数回答、回答数無制限)

対象となる障害は、「知的障害」、「発達障害」を挙げた事業所が多く、「盲」と「難病患者等」を挙げた事業所が少なくなっています。

<対象となる障害>

選択肢	件数(件)
知的障害	26
肢体不自由	9
精神障害	11
発達障害	25
重症心身障害	3
ろうあ	5
盲	1
難病患者等	2
回答対象事業所数	29



障害福祉に係る現状と課題

工 重症心身障害児・医療的ケア児、強度行動障害児の受入れ状況

[対象：児童福祉法指定事業所]

(ア) 重症心身障害児の受入れの有無（単数回答）

重症心身障害児の受入れの有無については、29 事業所中 7 事業所が「有」と回答しています。

＜重症心身障害児の受入れの有無＞

選択肢	件数(件)
有	7
無	22
回答対象事業所数	29

(イ) 重症心身障害児を受入れる上での課題（複数回答、回答数 2 つ以内）

重症心身障害児を受入れる上での課題は、「看護師等人材の確保が困難」が最も多く、「介護従事者等に経験がなく、対応が困難」が続きます。

＜重症心身障害児を受入れる上での課題＞

選択肢	件数(件)
看護師等人材の確保が困難	23
介護従事者等に経験がなく、対応が困難	15
バリアフリーに対応していない	8
利用者が少ない等採算がとれない	4
その他	2
特になし	1
回答対象事業所数	29

(ウ) 医療的ケア児の受入れの有無（単数回答）

医療的ケア児の受入れの有無については、29 事業所中 3 事業所が「有」と回答しています。

＜医療的ケア児の受入れの有無＞

選択肢	件数(件)
有	3
無	26
回答対象事業所数	29



障害福祉に係る現状と課題

(I) 受入れ可能な医療的ケア

(複数回答、回答数無制限 ※医療的ケア児の受入れ「有」と回答した事業所のみ)

受入れ可能な医療的ケアについては、「腹膜灌流*」はなく、「中心静脈栄養」は1事業所のみ可能となっています。

<受入れ可能な医療的ケア>

選択肢	件数(件)
人工呼吸器	3
気管切開	3
喀痰吸引	3
酸素療法	3
胃ろう	3
中心静脈栄養	1
経管栄養	3
導尿	3
腹膜灌流	0
回答対象事業所数	3

(オ) 医療的ケア児を受入れるまでの課題（複数回答、回答数2つ以内）

医療的ケア児を受入れるまでの課題は、「看護師等人材の確保が困難」が最も多く、「介護従事者等に経験がなく、対応が困難」が続きます。

<医療的ケア児を受入れるまでの課題>

選択肢	件数(件)
看護師等人材の確保が困難	23
介護従事者等に経験がなく、対応が困難	15
バリアフリーに対応していない	8
利用者が少ない等採算がとれない	3
その他	2
特になし	1
回答対象事業所数	29

(カ) 強度行動障害児の受入れの有無（単数回答）

強度行動障害児の受入れの有無については、29事業所中7事業所が「有」と回答しています。

<強度行動障害児の受入れの有無>

選択肢	件数(件)
有	7
無	22
回答対象事業所数	29



障害福祉に係る現状と課題

才 相談支援事業所（相談支援専門員）との連携 [対象：児童福祉法指定事業所]

(ア) 専門的助言の有無（単数回答）

相談支援専門員がサービス等利用計画を作成する際の各施設からの専門的助言の有無については、29事業所中27事業所が「行っている」と回答しています。

＜専門的助言の有無＞

選択肢	件数(件)
行っている	27
行っていない	2
回答対象事業所数	29

(イ) 専門的助言を行っていない理由（単数回答 ※専門的助言について、「無」と回答した事業所のみ）

専門的助言を行っていない理由については、いずれの事業所も「相談支援専門員から依頼がない」と回答しています。

＜専門的助言を行っていない理由＞

選択肢	件数(件)
相談支援専門員から依頼がない	2
セルフプランが多い	0
その他	0
回答対象事業所数	2

(ウ) 組織外の相談支援専門員との連携（単数回答）

組織外の相談支援専門員との連携については、29事業所中28事業所が「連携している」と回答しています。

＜組織外の相談支援専門員との連携＞

選択肢	件数(件)
連携している	28
連携していない	0
無回答	1
回答対象事業所数	29



障害福祉に係る現状と課題

力 新型コロナウイルス感染症への対応 [対象：全事業所]

(ア)新型コロナウイルス感染症への対応で困難なこと

(複数回答、回答数2つ以内)

新型コロナウイルス感染症への対応で困難なことは、「職員・利用者の安全確保」が最も多くなっています。

分類I（指定事業所 ※訪問系サービス事業所・G H・相談支援事業所を除く）と分類III（児童福祉法指定事業所）は「通常提供サービスの継続」が2番目に多くなっています。

<新型コロナウイルス感染症への対応で困難なこと>

選択肢	件数(件)		
	I	II	III
職員・利用者の安全確保	34	9	25
通常提供サービスの継続	25	3	22
職員の休業、離職等による人材の確保	6	4	6
感染防止対策に係る経費負担	7	0	3
その他	1	0	2
特になし	1	0	0
回答対象事業所数	39	9	29

(イ)新型コロナウイルス感染症が終息するまでの希望する支援策

(複数回答、回答数2つ以内)

新型コロナウイルス感染症が終息するまでの希望する支援策は、「感染防止対策への加算新設」が最も多くなっています。

分類I（指定事業所 ※訪問系サービス事業所・G H・相談支援事業所を除く）は「施設整備、運営費への補助金」が、分類III（児童福祉法指定事業所）は「施設整備、運営費への補助金」と「人員基準緩和」が2番目に多くなっています。

<希望する支援策>

選択肢	件数(件)		
	I	II	III
感染防止対策への加算新設	28	8	20
施設整備、運営費への補助金	27	3	16
衛生関係用品等の支給	15	4	7
人員基準緩和	3	2	16
その他	1	0	0
特になし	1	0	0
回答対象事業所数	39	9	29



障害福祉に係る現状と課題

(ウ)新型コロナウイルス感染症終息後を見据えて、実施している又は、今後実施を検討したいと思っていること（複数回答、回答数2つ以内）

新型コロナウイルス感染症終息後を見据えて、実施している又は、今後実施を検討したいと思っていることは、「オンライン化による利用者の在宅でのサービス提供」が最も多くなっています。

<実施している又は今後実施を検討したいと思っていること>

選択肢	件数(件)		
	I	II	III
オンライン化による利用者の在宅でのサービス提供	13	4	9
介護ロボット等の活用	10	4	5
事業内容の変更(例:就労系事業所の独自の販路開拓、通所系事業所での専任看護師等配置等)	11	0	5
その他	8	3	14
特になし	9	3	2
回答対象事業所数	39	9	29

キ ICT、介護ロボット等の活用 [対象:全事業所]

(ア)現在のICT、介護ロボット等の導入状況(単数回答)

現在のICT、介護ロボット等の導入状況は、「無」が「有」を上回っています。

<現在のICT、介護ロボット等の導入状況>

選択肢	件数(件)		
	I	II	III
有	13	2	7
無	25	7	22
無回答	1	0	0
回答対象事業所数	39	9	29



障害福祉に係る現状と課題

(イ)導入しているICT、介護ロボット等の機能

(複数回答、回答数無制限 ※ICT、介護ロボット等の導入「有」と回答した事業所のみ)

導入しているICT、介護ロボット等の機能は、「ケース記録等システム化」が最も多くなっています。

<導入しているICT、介護ロボット等の機能>

選択肢	件数(件)		
	I	II	III
ケース記録等システム化	17	7	17
請求事務のシステム化	16	5	12
見守り	6	3	8
コミュニケーション補助	7	0	9
移乗介護、移動支援	6	1	0
その他	1	0	0
特になし	8	1	4
回答対象事業所数	39	9	29

(ウ)導入を検討している又は導入したいICT、介護ロボット等の機能

(複数回答、回答数2つ以内)

導入を検討している又は導入したいICT、介護ロボット等の機能は、「ケース記録等システム化」が最も多く、「請求事務のシステム化」が続きます。

<導入を検討している又は導入したいICT、介護ロボット等の機能>

選択肢	件数(件)		
	I	II	III
ケース記録等システム化	13	1	7
請求事務のシステム化	4	1	4
移乗介護、移動支援	5	1	2
見守り	4	0	0
コミュニケーション補助	0	0	1
その他	0	0	1
回答対象事業所数	13	2	7



障害福祉に係る現状と課題

(I) ICT、介護ロボット等を導入する際の困難要因

(複数回答、回答数2つ以内)

ICT、介護ロボット等を導入する際の困難要因は、「導入に係るコスト」が最も多く、「職員のICTスキルの向上」が続きます。

<ICT、介護ロボット等を導入する際の困難要因>

選択肢	件数(件)		
	I	II	III
導入に係るコスト	28	7	22
職員のICTスキルの向上	17	3	13
機器に関する情報不足	9	2	9
安全性に対する不安	7	2	8
権利侵害への懸念	2	1	0
その他	1	0	3
特になし	8	1	1
回答対象事業所数	39	9	29

(3) 留意事項

ア 利用者の一般就労への移行

就労先企業に対し、障害者雇用への理解促進への働き掛けを行っている事業所は、29事業所中4事業所に留まっています。

利用者の希望と就労先とのミスマッチの解消に向けた取り組みが求められます。

イ 障害施設入所者の地域生活への移行

介護従事者等職員が確保できないことが、グループホームの開設や運営を困難にしていることが伺えます。

利用者の重度・高齢化に対応している事業所は、9事業所中3事業所に留まっています。

ウ 児童福祉法指定事業所での受け入れ状況

29事業所のうち、重症心身障害児を受入れている事業所は7事業所、医療的ケア児を受入れている事業所は3事業所、強度行動障害児を受入れている事業所は7事業所に留まっています。また、対象障害として、「盲」、「難病患者」を挙げた事業所は、1～2事業所と少ない状況です。

重症心身障害児や医療的ケア児を受入れるまでの課題については、29事業所中23事業所が「看護師等人材の確保が困難」を挙げています。



障害福祉に係る現状と課題

工 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの事業所で「職員・利用者の安全確保」と「通常提供サービスの継続」が困難になっていることが伺えます。

新型コロナウイルス感染症が終息するまでの希望する支援策については、「感染防止対策への加算新設」と「施設整備、運営費への補助金」が多くなっています。

オ I C T、介護ロボット等の活用

I C T、介護ロボット等を導入している事業所は、全事業所の3分の1に満たない状況です。導入している機能は「ケース記録等システム化」が多く、導入したい機能については、「ケース記録等システム化」と「請求事務のシステム化」が多くなっています。

I C T、介護ロボット等を導入する際の困難要因については、「導入に係るコスト」と「職員のI C Tスキルの向上」が上位2項目となっています。



第3章 主な課題・留意事項

本市の現状、アンケート調査、意見交換会及び日常の業務から見える主な課題・留意事項は次のとおりです。

1 地域における生活の支援

- (1) 障害福祉サービス等の内容の充実や量の確保
- (2) 障害福祉サービス等の提供を担う人材の確保
- (3) 地域生活支援拠点をはじめとした総合的な地域の相談窓口の充実
- (4) 乳児期から成人期まで、教育や福祉などが連携した途切れることのない一貫した支援体制の構築 等

2 就労支援の充実と雇用の促進

- (1) 働く意欲のある障害者のニーズ、特性に応じた就労支援
- (2) 企業側への障害者雇用促進のための働き掛け
- (3) 就労移行支援事業所及び就労継続支援A型事業所の確保と支援内容の充実
- (4) 就労継続支援B型事業所への工賃向上の取組
- (5) 就労に係る資格取得費用の一部を助成する制度 等

3 健康づくりへの支援

- (1) 乳幼児健診や保健相談指導による障害の早期発見と育児支援の提供
- (2) アルコールや薬物、ギャンブルなどの依存症対策を含む精神保健福祉の推進
- (3) 乳幼児期から思春期までの子どもとその保護者の不安の解消 等

4 特別支援教育の充実

- (1) 専門的知識を持つ人材の育成、確保
- (2) 障害の状態に応じた指導体制の構築
- (3) 障害等に対する教職員の理解を深めるための取組の推進
- (4) 教育・療育に関する情報提供の充実
- (5) 誰もが快適な学校生活を営むための教育環境の整備 等



障害福祉に係る現状と課題

5 安全・安心に暮らせる生活環境の整備

- (1) 障害者と介護者に配慮した居住の場の確保
- (2) まちのバリアフリー化の推進
- (3) 避難所のバリアフリー化など災害時支援体制の充実
- (4) 先進技術を利用した生活の質の向上 等

6 共に支え合い参加する社会づくり

- (1) 障害を理由とする差別の解決の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」といいます。）の周知・啓発
- (2) 文化・スポーツ活動を通じた地域活動の提供
- (3) 障害者団体への活動支援
- (4) 手話言語、情報コミュニケーション推進への取組
- (5) 障害に対する理解促進のための取組の推進
- (6) ケアラー（家族などの無償の介護者）に対する支援 等

イラスト



第5次吳市障害者 基本計画



第1章 計画の目標と方針

1 上位計画における障害者福祉施策の位置付け

本計画の上位計画である第5次呉市長期総合計画では、将来都市像を『誰もが住み続けたい、行ってみたい、人を惹きつけるまち「くれ」～イキイキと働き、豊かに安心して暮らし、ワクワク生きる～』とし、政策を8つの分野に分類し、それぞれの政策分野で「目指すべき姿」を掲げ、取組を進めることとしています。

本計画は、上位計画における福祉保健分野の、障害者福祉に係る実施計画の役割を担う計画として位置付けられ、上位計画に掲げられた目指すべき姿に基づき、「障害の有無にかかわらず、心身の状態に応じたケアを提供し、自分らしい暮らしを送ることができるよう、全ての市民が共に支え合いながら、自らの意思で社会活動に参加できる地域づくり」を推進するものです。

2 計画の目標

上位計画に基づき、本計画の目標を「障害のある、ないにかかわらずみんなが安心して暮らし、学び、働き、交流し、挑戦できるまちの実現」とします。

【将来都市像】

(第5次呉市長期総合計画)

誰もが住み続けたい、行ってみたい、人を惹きつけるまち「くれ」
～イキイキと働き、豊かに安心して暮らし、ワクワク生きる～



【計画の目標】

障害のある、ないにかかわらず みんなが安心して暮らし、
学び、働き、交流し、挑戦できるまちの実現



第5次呉市障害者基本計画

3 計画の基本方針

(1) 地域における生活の支援

障害者やその家族が、地域において安心して住み続けられるよう、ニーズに適切に対応した障害福祉サービス等の提供、相談支援体制の構築により、その生活を支援します。

(2) 就労支援の充実と雇用の促進

就労を希望する障害者が、その適性に応じた能力を十分に発揮し、自立した生活を送ることができるよう、就労支援の充実を図るとともに、市役所での障害者雇用を推進するほか、企業に対して障害者雇用を促進します。

(3) 健康づくりへの支援

障害者やその家族の健康状態を維持するとともに、障害の原因となる疾病などの予防、障害の早期発見及び治療を行えるよう、身近な地域における医療の提供体制の整備、保健サービスの利用促進により、健康づくりを進めます。

また、精神障害者や難病*患者などが、障害特性や病状に応じた療養生活を送ることができるよう支援します。

(4) 特別支援教育*の充実

障害のある児童生徒の自立や社会参加を図るため、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を高め、障害による生活上や学習上の困難を克服するよう、適切な指導や必要な支援を行います。

(5) 安全・安心に暮らせる生活環境の整備

障害者の自立と社会参加を支援し、誰もが暮らしやすい生活環境を整備するため、安心して暮らせる居住の場を確保するとともに、公共施設、公共交通機関などのバリアフリー化を進めます。

また、災害時における避難支援体制の整備により、安全に暮らせる環境づくりを進めます。



第5次呉市障害者基本計画

(6) 共に支え合い参加する社会づくり

障害者が、地域活動などや文化・スポーツ活動などに親しむことができるよう、参加しやすい環境づくりを進めます。

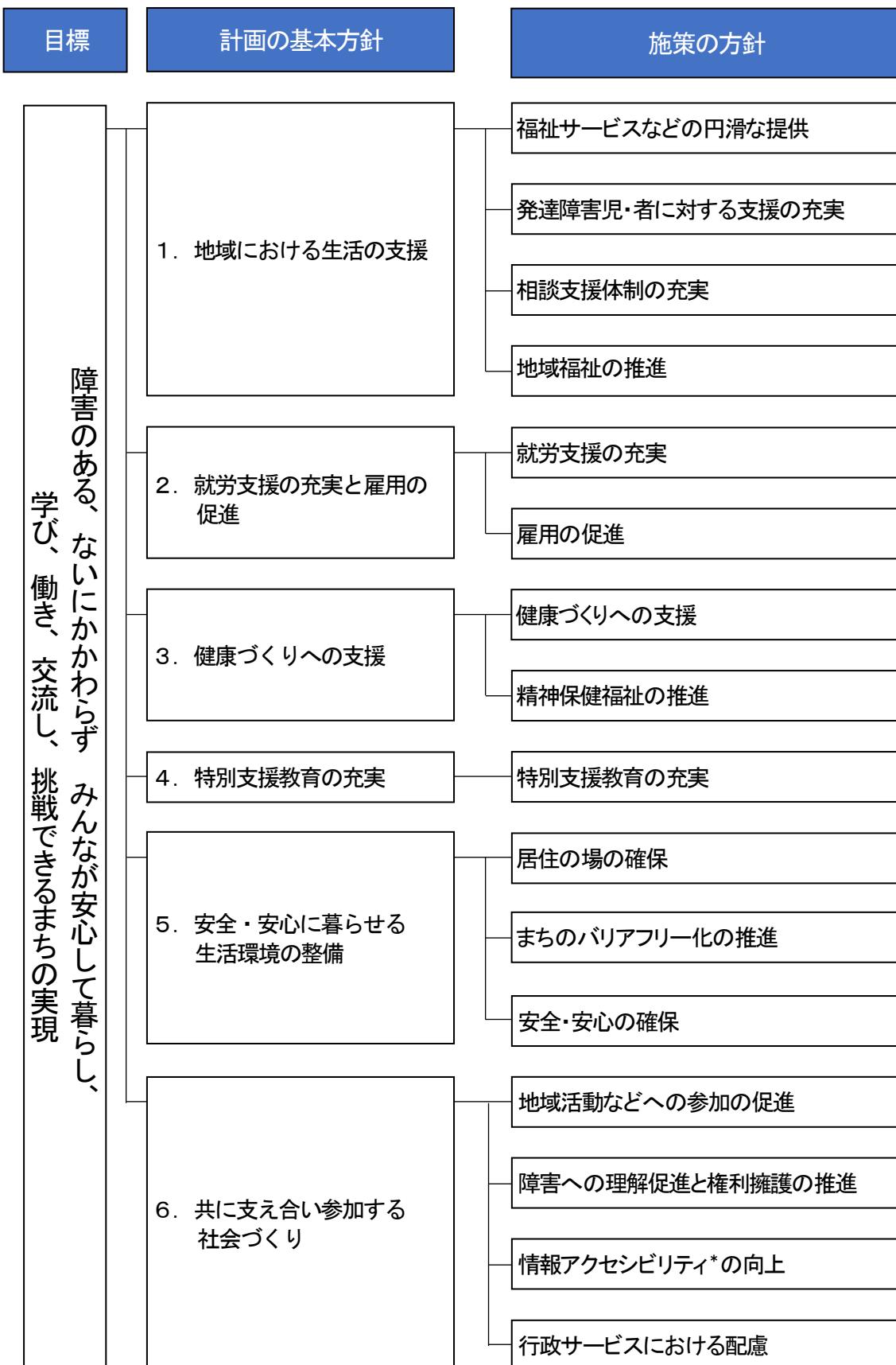
また、誰もが支え合う共生社会を実現するため、障害に対する理解の促進を図るとともに、障害者の権利擁護に関する取組を進めます。

さらに、障害者の円滑な情報取得、活用を支援するため、情報提供体制の充実、意思疎通支援の充実などを図ります。



第5次呉市障害者基本計画

【計画の体系】





第5次呉市障害者基本計画

第2章 分野別施策の方針

1 地域における生活の支援

【基本的な考え方】

- 障害者や家族のニーズに対応した障害福祉サービスなどの提供により、住み慣れた地域における日常生活、社会生活を支援します。
- 発達障害に係る専門的な療育支援体制の整備検討、療育体制の充実により、発達障害児・者や家族などに対する支援の充実を図ります。
- 障害者やその家族が、安心して相談支援を受けることができる、包括的な相談支援体制を構築します。
- 地域全体で、障害者やその家族を支える仕組みづくりを進めます。

計画の 基本方針	施策の方針	取組の方針
地域における生活の支援	<p>(1) 福祉サービスなどの円滑な提供</p> <p>(2) 発達障害児・者に対する支援の充実</p> <p>(3) 相談支援体制の充実</p> <p>(4) 地域福祉の推進</p>	<p>ア 障害福祉サービスなどの充実</p> <p>イ 地域生活支援事業の推進</p> <p>ウ その他のサービスなどの充実</p> <p>ア 相談支援の充実</p> <p>イ 療育体制の充実</p> <p>ア 身近な地域における相談支援の充実</p> <p>イ 包括的な相談支援体制の構築</p> <p>ア 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築</p> <p>イ ボランティアの育成、支援</p>



第5次呉市障害者基本計画

障害福祉サービス等の種類

分類	サービスの種類	
自発的活動支援事業	○精神障害者家族相談員紹介事業	
訪問系 サービス	○居宅介護(ホームヘルプ) ○同行援護 ○重度障害者等包括支援	○重度訪問介護 ○行動援護
日中活動系 サービス	○生活介護 ○自立訓練(生活訓練) ○就労継続支援A型 ○療養介護 ○短期入所(福祉型)	○自立訓練(機能訓練) ○就労移行支援 ○就労継続支援B型 ○就労定着支援 ○短期入所(医療型)
居住系 サービス	○共同生活援助(グループホーム) ○施設入所支援	○自立生活援助
相談支援	○計画相談支援 ○地域移行支援	○障害児相談支援 ○地域定着支援
障害児 通所支援	○児童発達支援 ○居宅訪問型児童発達支援 ○保育所等訪問支援	○医療型児童発達支援 ○放課後等デイサービス

地域生活支援事業の種類

分類	サービスの種類	
相談支援	○身体障害者等相談支援事業 ○精神障害者相談支援事業	○児童療育*相談事業
成年後見制度利用支援	○成年後見制度*利用支援事業	
意思疎通支援	○手話通訳者*設置事業 ○要約筆記者*派遣事業	○手話通訳者派遣事業 ○手話奉仕員*養成研修事業
日常生活用具の給付	○介護・訓練支援用具 ○在宅療養等支援用具 ○排せつ管理支援用具 ○居宅生活動作補助用具(住宅改修)	○自立生活支援用具 ○情報・意思疎通支援用具 ○点字図書給付事業
移動支援	○移動支援事業	
地域活動支援センター	○地域活動支援センター機能強化事業(I型、III型)	
障害児等療育支援事業	○障害児等療育支援事業	
訪問入浴	○訪問入浴サービス事業	
日中一時支援	○日中一時支援事業(一時利用型、継続型(学生)、継続型(就労支援))	
社会参加支援事業	○スポーツ・レクリエーション教室開催など事業 ○点字・声の広報等発行事業 ○奉仕員養成研修事業 ○自動車運転免許取得費給付事業・自動車改造費給付事業 ○芸術文化活動振興事業	

(令和2年3月時点)



第5次呉市障害者基本計画

(1) 福祉サービス等の円滑な提供

障害者や家族などのニーズに対応できるよう、障害福祉サービス等、地域生活支援事業の円滑な提供を図ります。

また、質の高い自立した生活を営むことができるよう、経済的な支援を行います。

ア 障害福祉サービス等の充実

(ア) 障害福祉サービス等の充実 障害福祉課

○障害者の生活を地域で支えるシステムの整備に努めます。

○障害者のライフステージ*や希望に沿ったサービスを提供できるよう、サービス提供体制の強化やサービス量の確保、充実に努めます。

○障害福祉サービス等に関する情報を分かりやすく提供し、利用を促進します。

(イ) サービス提供に関する事業者との連携 障害福祉課

○利用者一人一人の状態やニーズに応じた質の高いサービスを提供できるよう、サービス提供事業者との連携を強化します。

(ウ) サービス人材確保のための研修・連携 障害福祉課

○障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携を推進します。

○障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることを、関係者が協力して周知・広報に取り組みます。

(エ) 強度行動障害*や高次脳機能障害*に対する支援体制の充実と、依存症対策 地域保健課 障害福祉課

○強度行動障害や高次脳機能障害のある人に対する支援体制の充実を図るとともに、アルコールや薬物、ギャンブルをはじめとする依存症対策を推進します。

(オ) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備 障害福祉課

○重症心身障害*児や医療的ケア*児の支援に当たって、その人数やニーズを把握するとともに、自立支援協議会などを活用し、短期入所の実施体制の確保、支援や家族のニーズへの対応について検討します。



第5次呉市障害者基本計画

(カ) 保育、保健医療、教育などの関係機関との連携 障害福祉課

- 障害児通所支援について、学校の空き教室の活用などを検討します。
- 難聴児支援に当たり、児童発達支援センター*や特別支援学校などを活用した支援体制の確保を検討します。
- 障害の特性を踏まえた一貫性のある支援が受けられるよう、関係機関がスムーズに連携するためのツールとして、「心をつなぐサポートファイルひろしま結愛～yui～」*や「発達障害・特性シート」*などの支援ツールの普及と利用の促進を行います。

イ 地域生活支援事業の推進 障害福祉課

障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業を着実に実施します。

ウ その他のサービスなどの充実

(ア) 障害者の生活支援

a 紙おむつ購入助成券の支給 障害福祉課

- 紙おむつが常時必要な在宅の障害者を対象に、紙おむつ購入助成券を支給します。

b すこやかサポート事業 環境業務課

- ごみを自らごみステーションに持ち出すことが困難な場合に、自宅玄関先から可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物及び有害・危険ごみを収集し、障害者の在宅生活を支援します。

(イ) 障害児の家族支援

a 放課後児童会 子育て支援課

- 保護者などが昼間家庭にいない児童が指導員のもと、小学校の余裕教室などで、放課後から夕方まで過ごすものです。

- 障害の程度に応じて指導員を加配するほか、専門家が各児童会を巡回し、発達障害のある児童などに対する諸問題を解決するための助言を行います。

b ファミリー・サポート・センター 子育て支援課

- 子育ての援助を受けたい人と、援助を行いたい人が会員登録し、相互援助活動の連絡・調整を行うものです。

- 継続的な援助ができるよう、事業の周知、ファミリー・センターの養成を行います。



第5次吳市障害者基本計画

c 地域子育て支援拠点事業 子育て支援課 子育て施設課

○すこやか子育て支援センター、保育所、認定こども園において、子育てに関する相談や各種情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、各機関と連携し、保護者の育児に対する負担や不安の軽減と障害に対する理解に努めます。

(4) 経済的自立の支援

a 年金・手当などの支給 保険年金課 障害福祉課

○特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、障害基礎年金など、障害者やその家族を経済的に支援する制度の周知を図ります。

b 心身障害者扶養共済制度 障害福祉課

○障害者を扶養している保護者が毎月掛金を納付し、その保護者が死亡したり重度障害になった場合に、障害者に年金を支給する扶養共済制度の周知を図ります。

c 生活福祉資金貸付制度 社会福祉協議会

○生活の自立と安定を支援するため、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金などを貸し付ける制度の周知を図るとともに、必要な援助指導を行います。

(2) 発達障害児・者に対する支援の充実

発達の遅れや障害などが発見された場合、その家族に対する相談・支援体制の充実を図ります。

障害児が将来、自立した生活を送ることができよう、できるだけ早い時期から、障害の状況に応じた適切な指導や訓練を受けられる体制を強化します。

ア 相談支援の充実

(7) 専門的な療育支援体制の整備検討 障害福祉課

○発達障害を有する障害児・者やその家族の相談に応じるほか、障害児への療育の提供、障害者への就労支援などを提供するための専門的な療育支援体制の整備に努めます。



第5次呉市障害者基本計画

(イ)一貫した支援体制の構築 障害福祉課

○乳児期から成人期まで、途切れることのない発達支援体制を確立し、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に移行できるよう体制づくりに努めます。

(ウ)療育相談の充実

a 療育相談体制の充実 障害福祉課

○広島県が設置している特別支援学校、発達障害者支援センター*、こども家庭センター*などと連携し、療育相談体制の充実に努めます。

b 児童療育相談事業 障害福祉課

○専門医などが、発達障害などを有すると思われる児童とその家族からの相談に応じ、適切な指導や助言をするものです。

○障害の早期発見や早期療育を図るため、関係機関と連携し、児童のライフステージに応じた総合的な療育支援体制の確立を目指します。

イ 療育体制の充実

(ア)障害児保育 子育て施設課

○教育・保育施設において、障害がある乳幼児を保育するものです。

○障害児の保育に適した環境整備や教育・保育施設における受入れ体制の整備を図り、障害児保育の充実に努めます。

(イ)障害児等療育支援事業 障害福祉課

○在宅の障害児・者の地域における生活を支えるため、家庭訪問による療育の指導、外来による専門的な療育相談・指導、障害児の通う保育所・学校などの職員に対する療育技術の指導、支援を行うものです。

○事業実施事業者と連携しながら、身近な地域で療育指導、相談が受けられるよう療育機能の拡充を図ります。

(ウ)障害児通所支援事業 障害福祉課

○障害児やその家族に対して、身近な施設で必要な支援を行うものです。

○専門施設（事業）の設置を促進し、提供量の確保と質の向上に努めます。



第5次呉市障害者基本計画

(I) ペアレントメンター*事業 障害福祉課

- 発達障害の子どもを育てた保護者がその育児経験を活かし、診断を受けて間もない保護者などに対し心のサポートを行う事業を推進します。

(3) 相談支援体制の充実

地域の医療、保健、福祉などの関係者と連携した包括的な相談支援体制の充実を図ります。

ア 身近な地域における相談支援の充実 障害福祉課

- 地域生活支援拠点や自立支援協議会において、相談支援事業所、医療機関、民生委員・児童委員などの関係機関によるネットワークを構築し、多様な相談者のニーズに対応するなど、地域における相談支援体制の充実を図ります。
- 障害者がいつでも相談できるよう、地域生活支援拠点をはじめ相談支援事業に関する相談先、事業内容の周知を図ります。
- 難病患者やその家族のための講演会、医療相談や集いを開催するほか、保健師による訪問指導を実施します。

イ 包括的な相談支援体制の構築 障害福祉課

- 基幹相談支援センター*の設置の検討や地域生活支援拠点及び自立支援協議会の活性化に取り組むなど、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制を構築します。



第5次呉市障害者基本計画

(4) 地域福祉の推進

障害者を含む地域住民、障害当事者団体、支援団体、サービス提供事業者、その他関係機関が相互に協力して、障害者が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、あらゆる活動に参加する機会が確保された地域共生社会の実現を図ります。

ア 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築 障害福祉課

○これまでの高齢者や障害者等の「縦割り」の福祉サービスを「丸ごと」に転換し、高齢者、障害者、子どもなど、全ての人々が様々な困難を抱える場合であっても、適切な支援を受けることができる包括的な支援体制を整備するため、地域での総合相談支援業務を担う地域包括支援センターなどの位置付けや役割を具体化するとともに、高齢者や子どもを担当する部局と連携し、「①断らない相談支援」「②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「③地域づくりに向けた支援」の一体的な実施による重層的な支援体制の整備に努めます。

イ ボランティアの育成、支援 地域協働課

○ボランティアやNPO*などの市民公益活動を支援するとともに、市民公益活動拠点として「市民協働センター」を運営します。

○くれボランティア情報ホームページによる情報提供を行い、活動支援に取り組みます。



第5次呉市障害者基本計画

2 就労支援の充実と雇用の促進

【基本的な考え方】

- 働く意欲のある障害者が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、就労支援の充実・強化、多様な就業機会の確保を図ります。
- 企業に対し、障害に対する理解を深める取組を進めるとともに、雇用に関する助言などにより、雇用を促進します。





第5次呉市障害者基本計画

(1) 就労支援の充実

障害者の継続的な就労につながるよう、相談支援体制、情報提供体制の充実を図ります。

また、年齢、障害の状態、利用者の希望やライフステージに沿った就業機会を確保します。

ア 総合的な就労支援

(ア) 相談支援の充実 商工振興課

○呉市雇用促進協議会が実施主体となっている「呉しごと相談館」において、就職活動について専門のカウンセラーが定期的に相談に応じています。

○障害者の就職活動を支援するため、その周知を図り、利用を促進します。

(イ) 就労に関する情報提供の充実 商工振興課

○広島障害者職業能力開発校、広島障害者職業センターなどで実施されている職業訓練、職業指導の紹介を行うとともに、ジョブコーチ*による人的支援事業の周知を図り、障害者の就職を支援します。

○呉公共職業安定所（ハローワーク呉）などの関係機関と連携し、障害者就業・生活支援センターなどの専門機関への紹介や福祉的就労も含めた就職情報の提供に努めます。

○障害者の就労を支援する目的で「障害者合同面接会」が実施されており、実施主体との連絡や情報交換を図りながら、参加の呼び掛けを行います。

(ウ) 障害のある児童生徒の将来に向けての就労支援 障害福祉課

○福祉施設や特別支援学校に対して就労支援の取組の強化を働き掛けます。

○特別支援学校の生徒やその保護者に対して、学校在学中から一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進を図ります。

○障害のある児童生徒の将来に向けての就労支援を効果的に進めるため、雇用・福祉・教育の一層の連携強化に努めます。



第5次呉市障害者基本計画

イ 就労支援体制整備の推進

(ア) 就労の場の提供 障害福祉課

- 就労移行支援や就労継続支援A型を中心とした多機能型障害福祉サービス事業所の開設など、就労場所の充実や仕事内容の多様化を促進します。
- 障害者就労支援施設での仕事量の確保やスキルアップ、販路拡大などを支援し、平均工賃の向上を目指します。
- 企業に対して、障害者の一般雇用や雇用支援策に関する理解を促進する事業を行います。

(イ) 優先調達の推進 障害福祉課

- 障害者団体に対する業務の発注拡大を図るとともに、障害者就労支援施設の製品を販売する場を確保するなど、就労の場の提供に努めます。

(ウ) 資格取得への支援 障害福祉課

- 障害者の就労や自立支援、社会参加の促進を図るため、就労に係る資格取得費用の一部を助成する制度の創設を検討します。

(2) 雇用の促進

障害の有無にかかわらず、全ての人がその能力と適性に応じた就労内容で雇用され、適性や職業経験などに応じて自らの職業生活を設計できる社会の実現を目指して、企業などに対する啓発、関係機関との連携を行い、幅広い雇用を促進します。

ア 市役所での雇用促進 人事課

- 本市では、障害者を対象とした職員採用試験を行うなど、障害者雇用を促進しており、2.53%の雇用率*（地方自治体の法定雇用率*2.50%）を達成しています。
- 引き続き、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率を上回る雇用に努めます。
- 現在雇用者数の少ない知的障害者及び精神障害者について、勤務条件を検討します。



第5次呉市障害者基本計画

イ 企業などでの雇用促進

(ア) 理解の促進 商工振興課

- 「呉市雇用促進協議会」では、障害者の雇用啓発事業を行っており、企業や市民に対し、障害者雇用に対する理解を深めるための啓発を行います。

(イ) 関係機関との連携 商工振興課

- 「障害者雇用関係機関連絡会」での情報の共有や連携により、雇用の促進を図ります。

(ウ) 企業などに対する支援 障害福祉課 商工振興課

- 企業の職域開発などに関する相談・支援を行います。
- 福祉事業所と企業の協力体制づくりに努め、情報交換の強化を図ります。



第5次呉市障害者基本計画

3 健康づくりへの支援

【基本的な考え方】

- 生涯にわたる健康づくりを目指し、障害者一人一人の状況に応じた保健・医療サービスを充実します。
- 精神障害者が地域で暮らせる環境整備に取り組みます。

計画の 基本方針	施策の方針	取組の方針
健康づくりへの支援	(1) 健康づくりへの支援 (2) 精神保健福祉の推進	ア 疾病などの予防と健康づくりへの支援 イ 障害の早期発見 ウ 保健・医療サービスの充実 ア 精神科医療との連携 イ 精神障害者の地域生活の支援



第5次呉市障害者基本計画

(1) 健康づくりへの支援

障害者が生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、保健サービスの充実及びその周知と利用促進、ライフステージに応じた保健指導などにより、健康づくりを推進します。

ア 疾病などの予防と健康づくりの促進 福祉保健課 地域保健課

○自らの心や体の健康状態を知り、生活習慣病の予防や早期発見に市民が主体的に取り組むことができるよう、「第3次健康くれ21」に基づき、健康づくりを積極的に支援します。

イ 障害の早期発見

(ア) 乳幼児健康診査 地域保健課

○乳幼児を対象として健康診査を実施し、医師、歯科医師、保健師、栄養士などが診察・指導・相談するものです。
○乳幼児の疾病や障害の早期発見や健全な発育を促し、家族の育児を支援します。

(イ) 妊産婦、新生児、乳幼児、未熟児などに対する保健相談指導事業

地域保健課

○母親の不安や悩みを和らげ、安心して育児できるよう、家庭訪問指導、育児相談などの個別保健指導や、妊婦教室、育児教室などの集団保健指導を行うものです。
○障害の早期発見と早期治療につなげるため、事業の周知、充実を図ります。

ウ 保健・医療サービスの充実

(ア) 在宅障害者健康診査 障害福祉課

○障害者の健康づくりを推進するため、15歳以上40歳未満の在宅障害者を対象として行う、特定健康診査に準じた健康診査の周知を図り、受診率の向上に努めます。



第5次吳市障害者基本計画

(イ) 訪問看護サービス 地域保健課

- 医師の指示に基づき、在宅の障害者に対し訪問看護ステーション又は病院から看護師などを派遣し、療養上の世話や診療の補助を行うものです。
- 障害者の在宅生活を支援するために、関係機関と連携しながら、治療と障害の重度化・重複化の予防を図ります。

(ウ) 歯科診療との連携 福祉保健課 地域保健課

- 呉口腔保健センターにおいて、開業歯科医での受診が困難な障害者の歯科診療を行うとともに、通院不可能な障害者に対し、訪問歯科診療を行っています。
- 機器整備に対する助成や口腔保健センターでの事業運営助成などを行い、口腔機能の維持と、歯科診療の充実に努めます。

(I) 指導・相談

a 思春期相談事業 地域保健課

- 保健師が、思春期における心や体の悩みに関する相談に応じるものです。
- 市民の心の健康づくりを推進するため、相談者が気軽に相談できるように努めます。

b 子どもの心の健康づくり相談 地域保健課

- 乳幼児期から思春期までの子どもとその保護者を対象に、児童精神科医、心理療法士が、育児不安、学校・家庭生活の不適応などの問題に関する相談に応じるものです。
- 市民の心の健康づくりを推進するため、関係機関と連携しながら早期対応に努めます。



第5次呉市障害者基本計画

(オ) 医療費の助成など 地域保健課 障害福祉課

- 自立支援医療費*（精神通院、更生医療、育成医療）、重度心身障害者医療費などの助成を行っています。
- 難病患者の医療費助成制度の対象疾患が今後も拡充されることが見込まれるため、事業の周知を図ります。
- 新たに、精神障害者に対し、医療費（精神科、一般科通院）の助成を行い、障害による日常生活能力低下の抑制や受診による経済的負担の軽減を図ります。

(2) 精神保健福祉の推進

精神障害者の自立支援に向けて、個々の状態に応じた相談や助言、指導をはじめ、社会復帰を促進するための支援を行います。

ア 精神科医療との連携 地域保健課

- 精神障害者の自立と社会参加を促進するため、精神科医療機関、精神保健関係機関及び地域住民との連携を図ります。

イ 精神障害者の地域生活の支援

(ア) 相談支援体制の充実

a 精神障害者相談支援事業 地域保健課 障害福祉課

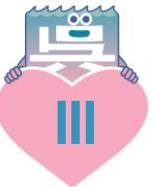
- 在宅の精神障害者や保護者などに対し、専門職員による服薬、金銭管理、対人関係、公的手続など日常的な問題、不安、孤独感の解消を図るための助言・指導を行うものです。
- 在宅の精神障害者の相談に対応するとともに、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、安心できる居場所を提供します。

b 精神保健福祉相談事業 地域保健課

- 対人関係やひきこもり、アルコール、薬物に関する問題、高次脳機能障害を抱えている人とその家族に対し、精神科医、精神保健福祉相談員*、保健師などが相談・指導を行うとともに、訪問により、医療の継続、受診勧奨及び生活指導・支援を行うものです。
- 関係機関と連携を図り、円滑な利用が行えるよう支援します。

c 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 障害福祉課

- 精神障害者の地域移行を促進するため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を目指します。



第5次呉市障害者基本計画

(イ)社会生活適応への支援（ソーシャルクラブ*） 地域保健課

- 在宅精神障害者の社会復帰を促進するため、レクリエーション、ミーティングなど、グループで行動を共にすることにより、協調性及び社会生活への順応性を育成していくものです。
- 地域の社会資源を活用することにより、様々なサービスや地域の人々の支援を受けて生活できるよう支援します。



第5次呉市障害者基本計画

4 特別支援教育の充実

【基本的な考え方】

- 障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで継続的な支援を行います。
- 障害のある児童生徒の発達の程度、適応の状態に応じた教育環境の整備を進めます。
- 障害に対する理解を深める取組により、教職員の専門性の確保、指導力の向上を図ります。

計画の
基本方針

施策の方針

取組の方針

特別支援教育の充実

(1) 特別支援教育の充実

ア 相談、指導体制の充実

イ 教育内容の充実

ウ 教育環境の向上



第5次呉市障害者基本計画

(1) 特別支援教育の充実

障害のある児童生徒の自立や社会参加を図るため、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を高め、障害による生活上や学習上の困難を克服するよう、適切な指導や必要な支援を行います。

ア 相談、指導体制の充実

(ア) 就学指導体制の充実 教育委員会 学校安全課

○障害のある児童生徒が就学すべき学校や学級を判断するため、「就学指導委員会」を構成し、専門的な立場から調査や審議を行っています。

○適切な就学指導を行うため「就学指導委員会」の機能の充実を図るとともに、保護者などへの十分な情報提供を行い、一人一人の教育的ニーズを的確に捉えるよう努めます。

(イ) 教育相談体制の整備 教育委員会 学校安全課

○保護者などからの相談や要望に迅速に対応できるよう、定期的な教育相談会の開催、電話や面接による教育相談、特別支援学級や通級指導教室における教育相談のほか、特別支援教育相談員による相談対応を行っています。

○各校の実情を十分に把握しながら、特別支援学級指導員や学校教育指導補助員の計画的な配置に努めます。

○障害のある幼児、児童生徒及びその保護者が、早期の相談と支援を適切に受けられるよう、教育、福祉、医療などの関係機関が連携した相談支援の充実を図ります。

イ 教育内容の充実 教育委員会 学校安全課

○特別支援学級や通級指導教室においては、障害の種類、特性及び程度に応じた適切な指導を行うとともに、保護者などとの情報交換を進め、学校と家庭との連携による特別支援教育の充実を図ります。

○通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒に対して、巡回相談で専門家の指導助言を行いながら、教育相談、指導内容や支援体制の充実を図ります。

○卒業後に社会の変化に適応できるよう、体験的な学習の充実、関係機関との連携を強化するなど、進路指導の充実に努めます。



第5次呉市障害者基本計画

ウ 教育環境の向上

(ア) 教育環境の整備 教育委員会 学校施設課

○障害のある児童生徒だけではなく、誰もが快適な学校生活を営めるよう、スロープの設置、トイレの改修などの施設整備を行います。

(イ) 教職員の専門性の向上 教育委員会 学校安全課

○障害の種類、特性及び程度に応じた教育が行えるよう、関係教職員に対して実施している研修会について、より専門性を高めるため、内容の充実を図ります。



第5次呉市障害者基本計画

5 安全・安心に暮らせる生活環境の整備

【基本的な考え方】

- 安心して暮らせる居住の場を整備します。
- 公共施設や公共交通機関など、まちのバリアフリー化を進めます。
- 災害時における安全の確保、防犯・交通安全対策に取り組みます。

計画の
基本方針

施策の方針

取組の方針

安全・安心に暮らせる生活環境の整備

(1) 居住の場の確保

ア 住宅のバリアフリー化の促進

イ 市営住宅の整備の推進

ウ 共同居住施設の整備の促進

(2) まちのバリアフリー化の推進

ア 公共施設のバリアフリー化

イ 公共交通機関のバリアフリー化

ウ 民間建築物のバリアフリー化

(3) 安全・安心の確保

ア 緊急時の対応の充実

イ 災害時支援体制の充実

ウ 防犯対策の充実

エ 交通安全対策の充実



第5次呉市障害者基本計画

(1) 居住の場の確保

障害者が安心し、かつ、安全に暮らせるよう、障害者に配慮した居住の場の確保を図ります。

ア 住宅のバリアフリー化の促進

(ア) 住宅のバリアフリー化の促進 障害福祉課

○障害者や介助者の負担軽減を図るため、住宅内移動のための用具などの設置に係る費用を助成するなど、住宅のバリアフリー化を促進します。

(イ) 先進技術を利用した生活の質の向上 障害福祉課

○単身での在宅生活が困難な重度身体障害者などの在宅生活の質を向上させるため、最新の技術を使った機器の情報提供を図ります。

イ 市営住宅の整備の推進

(ア) 障害者など対応市営住宅の供給など 住宅政策課

○既設市営住宅の建替えや新規建設時においては、障害者などに配慮した住宅の供給を進めます。
○2階以上に居住している歩行困難な障害者世帯に対する1階への住替えを促進します。

(イ) 既設市営住宅の住戸改善 住宅政策課

○平成2年度以前に建設された市営住宅の1階住戸で空き家が生じた場合には、床段差の解消、レバーハンドル化、手すりの設置など、障害者などの居住に配慮した住戸改善を実施します。

(ウ) 優先的入居 住宅政策課

○市営住宅の抽選（各年度第1回のみ）の際には、障害者などの優先的入居に配慮します。

ウ 共同居住施設の整備の促進 福祉保健課 障害福祉課

○障害者が共同生活を行うグループホームの整備を促進するため、整備費用を助成します。
○グループホームに対する地域の理解を深めるとともに、安心して生活できる環境づくりに努めます。



第5次呉市障害者基本計画

(2) まちのバリアフリー化の推進

障害のある人もない人も、誰もが快適に暮らせるよう、建築物、公共交通機関などのバリアフリー化を推進します。

ア 公共施設のバリアフリー化

(ア) 安全で快適に利用できる公共施設整備の推進 建築指導課

- 誰もが安全で快適に利用できる公共施設整備を行い、過ごしやすく優しい建物づくりを推進します。
- 新規建築物については、高齢者、障害者などの移動などの円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー新法」といいます。）、広島県福祉のまちづくり条例（平成7年広島県条例第4号）に基づき整備するとともに、既存建築物についても、これらの適用基準を満たした施設となるよう整備を推進します。
- 障害者の利用に配慮し、各種福祉機器の設置などその整備に努めます。

(イ) 歩行空間のバリアフリー化の推進 都市計画課 土木整備課

- 呉市移動円滑化基本構想に基づき、歩道などの安全性の確保、歩道と車道の段差の解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置・改善、バス乗車場の改善など、誰もが安全に安心して通行できる歩行者空間の確保を図ります。
- 新規整備路線や整備が必要な箇所についても、バリアフリー化を推進します。

(ウ) 公園の整備・改修 土木維持課 土木整備課

- 市民の憩いと安らぎの場になるよう、公園内の段差の解消、誰もが利用しやすいトイレの整備、使いやすい水飲み場やベンチの設置などのユニバーサルデザイン*を考慮した公園の整備に努めます。



第5次呉市障害者基本計画

イ 公共交通機関のバリアフリー化

(ア) JR駅、バス停などのバリアフリー化の促進 都市計画課 交通政策課

- 市内JR各駅において、段差の解消、エレベーターなどの設置について引き続き事業者に働き掛け、バリアフリー化を促進します。
- 歩道などの整備とあわせ、バス停のバリアフリー化を進めます。
- 呉市移動円滑化基本構想に基づく重点整備地区においては、公共交通機関を利用した移動の利便性、安全性の向上を目的として、旅客施設、建築物及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進します。

(イ) 低床バスの導入の推進 交通政策課

- 国が定める移動など円滑化の促進に関する基本方針に基づき、呉市域における乗合バス車両にノンステップバスを計画的に導入し、バリアフリー化を推進します。

ウ 民間建築物のバリアフリー化 建築指導課

- 事業主や建築主のバリアフリーに関する意識及び理解を深めるため、バリアフリー新法、広島県福祉のまちづくり条例に基づき、事前協議の際に指導・助言を行うことにより、福祉のまちづくりの実現を目指します。

(3) 安全・安心の確保

障害者が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、緊急時への対応の充実、防災・防犯対策、交通安全対策を推進します。

ア 緊急時の対応の充実

(ア) 緊急通報装置の支給 障害福祉課

- 日常生活の安全・安心を確保するため、一人暮らしの重度身体障害者に対し、緊急時に消防局に直接通報できる装置の支給を促進します。

(イ) ファクシミリによる緊急通報 消防局警防課

- 日常生活の安全・安心を確保するため、聴覚障害者、言語障害者が、緊急時に消防局にファクシミリにより通報できる体制を整備しています。



第5次呉市障害者基本計画

(ウ) メール119番通報システム 消防局警防課

○聴覚障害者、言語障害者が、緊急時に消防局に携帯電話のメール機能により通報できる体制を整備しています。

(イ) ネット119緊急通報システム 警防課

○聴覚障害者、言語障害者が、緊急時に消防局にスマートフォンなどのチャット機能により通報できる体制を整備しています。

○GPSによる位置情報の自動取得、チャット方式による状況聴取時間の短縮、呉市外から通報した場合に管轄消防本部への自動通報という特徴があるため、メール119番通報システムに代わる通報システムとして登録を促進します。

イ 災害時支援体制の充実

(ア) 災害や感染症対策に係る体制整備 福祉保健課 障害福祉課

○障害福祉事業所等が、災害や感染症発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための体制と、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」といいます。）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置が講じられているかを定期的に確認するとともに、事業者が業務継続計画を従業者に周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう指導・支援します。

○災害や感染症発生時に、必要な物資が確保できるよう、関係部局と連携して、備蓄・調達・輸送体制を整備します。

(イ) 避難所の整備 危機管理課 障害福祉課 各施設所管課

○避難所のバリアフリー化を促進するとともに、障害特性に配慮した情報コミュニケーションの保障など、安心して過ごせる環境の整備に努めます。



第5次呉市障害者基本計画

(ウ) 福祉避難所の運営体制の構築 福祉保健課

- 福祉避難所とは、障害者や高齢者、その他特別な配慮を必要とする人（以下「災害時要配慮者」といいます。）が、福祉施設などのバリアフリー環境で、一時的に、安全・安心な避難生活を送ることができる避難所のことです。
- 災害時要配慮者が、福祉避難所で安心して避難生活を送ることができるように支援します。

(イ) 緊急時の情報提供 危機管理課 障害福祉課

- 災害時に、災害時要配慮者に対して正確な防災情報を提供するため、自主防災組織*や地域住民と連携し、障害特性に配慮した情報伝達体制の整備に努めます。

(オ) 地域防災力の向上 危機管理課

- 自治会等地域に働き掛け、自主防災組織の結成及び拡大を図るとともに、その活動を支援します。また、活動に当たり、地域主体の訓練を推奨し、地域全体での防災力の向上を図ります。
- 災害時に備え、組織間の協力体制の構築、講習会の開催などを行います。

(カ) 避難行動要支援者*への支援 危機管理課 高齢者支援課 障害福祉課

- 災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援者名簿を活用し、福祉関係者と連携して、適切な避難支援、個別避難計画やその後の安否確認を行うことができるよう、必要な体制整備に努めます。
- 平成30年7月豪雨災害での経験を踏まえ、避難行動要支援者名簿を実行性のあるものとするため、調査内容の定期的な更新を図るとともに、制度の周知や登録勧奨を推進します。



第5次呉市障害者基本計画

(キ) 障害者などに配慮した災害時支援 危機管理課 障害福祉課

- 聴覚障害者災害時支援マニュアルを活用するなど、障害の特性に対応した災害時支援について啓発を行い、障害者をはじめとした災害弱者に配慮した災害時支援の環境整備に努めます。
- 聴覚障害者が中心になって行った災害時対応の取組を参考に、障害者も参加する防災活動の普及を図り、共生社会にふさわしい防災の取組を促進します。

(ク) 新型コロナウイルスを含む感染症対策

福祉保健課 地域保健課 障害福祉課

- 新型コロナウイルスを含む感染症の発生・拡大防止の対策を、福祉施設や福祉事業者と連携して行うとともに、障害者やその家族が感染者となった際も、必要なサービスが安定的・継続的に提供できるよう、関係機関と連携し迅速かつ適切な対応に努めます。

ウ 防犯対策の充実 地域協働課

- 障害者が安全に、安心して暮らせるよう、防犯に関して必要な情報を提供するなど、犯罪に遭う機会を減らすように努めます。

エ 交通安全対策の充実 地域協働課

- 障害者が交通事故に遭わないよう、交通安全運動などを通じ、交通安全思想の普及啓発活動に努めます。



第5次呉市障害者基本計画

6 共に支え合い参加する社会づくり

【基本的な考え方】

- 障害者が、文化・スポーツ活動へ参加したり、地域住民と交流するなど、積極的な社会参加ができる環境づくりを進めます。
- 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に認めあい、尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、差別の解消、障害者虐待の防止など、権利擁護のための取組を進めます。
- 障害者が円滑に情報を取得・利用し、意思疎通を行うことができるよう、情報提供の充実、意思疎通支援の充実を図ります。
- 市の職員は、障害者がその権利を円滑に行使することができるよう、障害者への配慮、理解促進に努めます。

計画の 基本方針

施策の方針

取組の方針

共に支え合い 参加する社会づくり

(1) 地域活動などへの参加の促進

ア 文化・スポーツ活動の充実

イ 交流の支援

ウ 外出の支援

(2) 障害への理解促進と
権利擁護の推進

ア 障害に対する理解の促進

イ 権利擁護の推進

ウ 成年後見制度の周知・活用促進

エ 虐待の防止

オ ケアラーへの支援

(3) 情報アクセシビリティの
向上

ア 情報提供の充実

イ 意思疎通支援の充実

(4) 行政サービスにおける配慮

ア 窓口業務での配慮

イ 投票所での配慮

ウ 議会傍聴での配慮



第5次呉市障害者基本計画

(1) 地域活動などへの参加の促進

障害者の社会参加を促進するため、地域活動などに参加しやすい環境づくりを進めます。

ア 文化・スポーツ活動の充実

(ア) 文化活動の充実 文化振興課 障害福祉課

- まちづくりセンターなどの身近な施設において、文化活動に参加できるよう環境整備や障害特性に応じた受入れへの配慮に努めます。
- 障害者の情報収集や意思疎通を支援し、情報格差をなくすため、パソコンによる電子メールやインターネットの利用方法など、基礎的な使い方に関する講習会の開催などを行います。
- 自立生活の促進、障害者やその家族と地域住民やボランティアなどの交流を図るため、地域の身近な施設において、障害者を対象とした講座の開催を検討します。
- 障害者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、特に文化芸術活動の推進や、視覚障害者などの読書環境改善に係る計画的な整備を推進します。

(イ) スポーツ活動の振興 スポーツ振興課 障害福祉課

- 車いすバスケットボールを対象にスポーツ教室を開催しています。
- 今後、参加者の拡充とともに、他のスポーツ種目での教室の開催や障害者スポーツ指導員の活用を検討します。
- 全国障害者スポーツ大会の壮行式の開催と激励金の支給を行います。

イ 交流の支援

(ア) 障害者団体への活動支援 障害福祉課

- 呉市身体障害者福祉センターの一部を障害者（当事者・支援者）団体の事務・交流拠点として活用するとともに、障害者団体と一緒に、活動の活性化に取り組みます。

(イ) 社会参加活動支援 文化振興課 スポーツ振興課

- 公共のスポーツ施設、文化施設の入場料の減免や、障害者に配慮した施設開放を行うことで、社会参加活動を支援します。



第5次呉市障害者基本計画

ウ 外出の支援

(7) 自動車運転免許取得費及び自動車改造費の助成 障害福祉課

○障害者の社会参加、外出を支援するため、障害者が自動車運転免許を取得するときの費用や、障害者自らが運転できるように自動車を改造するときの費用の一部を助成する制度の周知を図ります。

(1) 交通費・入場料の助成 障害福祉課

○身体障害者及び知的障害者の外出を支援するため、市内のバス運賃が無料になるバス優待乗車証（いきいきバス）又はタクシー運賃を助成する福祉タクシー助成券を交付します。

○障害者就労支援施設などに通所するための交通費助成制度の利用促進を図ります。

○公共施設の入場料・使用料などの減免、県内バスの運賃割引など、様々な制度の周知を図ります。

(2) 障害への理解促進と権利擁護の推進

障害や障害者に対する認識を深めるための啓発活動、学校などにおける福祉教育により差別の解消を図るとともに、障害者の権利擁護を推進します。

ア 障害に対する理解の促進

(7) 記念行事などの開催 地域保健課 障害福祉課

○発達障害や高次脳機能障害などの障害や障害者に対する理解と認識を深める場として、「障害者週間」や「発達障害啓発週間」での記念行事、「精神保健福祉普及運動週間」での講演会などを実施します。

(1) 障害者理解の促進 障害福祉課

○市民の障害者理解を促進するため、講演会、研修会などの様々な啓発活動を行います。



第5次呉市障害者基本計画

(ウ) 身体障害者補助犬の普及 障害福祉課

○身体障害者の日常生活を支援するため訓練された盲導犬、介助犬、聴導犬などの身体障害者補助犬は、身体障害者が、公共交通機関、市役所、公共施設、デパート、レストランなどを利用する際に同伴することができます。身体障害者の自立と社会参加を促進するため、広報、パンフレットなどにより身体障害者補助犬に対する理解を広げ、その普及に努めます。

(イ) 障害者差別解消法の周知・啓発 障害福祉課

○「障害による差別的取扱いの禁止」、「障害者の要請に対する合理的配慮の提供」など、障害者差別解消法の趣旨や事例について、普及啓発に努めます。

(オ) 手話言語・情報コミュニケーションの推進 障害福祉課

○差別のない共生社会の実現に向けて、「手話言語」、「情報コミュニケーション」、「障害者差別解消」の推進に関する条例の制定に取り組みます。

イ 権利擁護の推進 社会福祉協議会

○呉市権利擁護センターにおいて、成年後見制度や虐待などに関する相談に応じるとともに、権利擁護に関する事業を実施します。

○財産保全など、権利擁護を推進するため、呉市社会福祉協議会が日常的な金銭管理などを行う福祉サービス利用援助事業「かけはし」を支援します。

ウ 成年後見制度の周知・活用促進 障害福祉課

○令和2年4月1日から、呉市権利擁護センターを地域連携ネットワークの中核機関として位置付けました。これにより、相談機会の拡充、市長申立以外の後見人の受任調整、後見人への相談・助言機会の拡充などの支援の強化を行い、制度の周知・活用促進を図ります。

エ 虐待の防止 障害福祉課

○障害者への虐待を防止するため、呉市障害者虐待防止センターにおいて、通報・届出の受付、障害者や養護者に対する相談・助言、虐待解消のための措置のほか、広報その他の啓発活動を実施します。

○虐待が疑われる場合には、対象者の安全を早急に確保するとともに、必要に応じて関係機関と連携して対応します。



第5次呉市障害者基本計画

オ ケアラーへの支援 障害福祉課

- ケアラー（家族など無償の介護者）やヤングケアラー（18歳未満のケアラー）を支援するための体制の整備に取り組みます。
- ケアラーやヤングケアラーに対する理解と配慮があるまちを実現するための啓発活動を行います。

(3) 情報アクセシビリティの向上

障害者が、各種情報を迅速かつ的確に収集できるよう、情報提供や意思疎通の支援を充実します。

ア 情報提供の充実

- (ア) 点訳・音訳（録音テープ）による市政だよりなどの提供 障害福祉課
- ボランティアの協力により、「市政だより」の内容を点訳、音訳（録音テープ）します。
 - 視覚・聴覚障害者に様々な市政情報を提供するため、引き続き点訳、音訳を行うボランティアへの協力を求めます。

(イ) テレビ広報の要約テロップ 秘書広報課

- 市の施策や情報をテレビの映像や音声を通じて紹介しており、聴覚障害者に対しては、要約テロップを挿入して情報を提供します。

(ウ) ウェブアクセシビリティ*の改善 秘書広報課

- 視覚障害者などに利用しやすいホームページとなるよう、日本産業規格の趣旨を踏まえ、必要な改善を行っていきます。

(エ) 手話通訳付きの動画配信 秘書広報課

- 記者会見や市長メッセージを動画配信する際に、聴覚障害者へ同時に伝えるため、手話通訳を配置します。

イ 意思疎通支援の充実

(ア) 障害者対面朗読 障害福祉課

- 図書館における視覚障害者に対する本や雑誌の朗読について、音読ボランティアへ引き続き協力を求め、視覚障害者の社会活動への参加及び意思疎通を支援します。



第5次呉市障害者基本計画

(イ) 手話通訳者の設置 障害福祉課

○聴覚障害者の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者を市役所と身体障害者福祉センターに設置します。

(ウ) 奉仕員などの養成・派遣 障害福祉課

○視覚・聴覚障害者などの社会活動への参加及び意思疎通を支援するため、手話奉仕員、点訳奉仕員*、要約筆記奉仕員*及び朗読奉仕員*を養成します。

○聴覚障害者に対しては、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

○失語症者向け意思疎通支援者を養成するとともに、支援者を派遣します。

(4) 行政サービスにおける配慮

市の職員は、障害の理解促進に努めるとともに、障害者が円滑に行政サービスを受けられるよう、窓口などにおいて配慮します。

ア 窓口業務での配慮 人事課 管財課 障害福祉課

○市役所や公共施設の窓口において、障害者が利用しやすい施設や設備の導入を進めるとともに、障害特性に応じた受入れへの配慮に努めます。

○分かりやすい案内設備の設置や職員の声掛けを実施し、優しい誘導を行います。

○手続きや相談に対応する際は、障害の特性を理解した分かりやすい対応に努めます。

○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する呉市職員の対応要領」に基づき、継続的な職員教育に努めます。

イ 投票所での配慮 選管事務局

○移動が困難な障害者に配慮し、投票所のバリアフリー化に努めます。

○障害種別に配慮した案内方法や投票設備の設置など、投票所における投票環境の向上に努めます。

ウ 議会傍聴での配慮 議会事務局議事課

○聴覚障害者が、議会本会議を傍聴する際には、手話通訳者を配置するなど、傍聴環境の向上に努めます。

IV

**第6期呉市障害福祉計画
第2期呉市障害児福祉計画**



第6期呉市障害福祉計画・第2期呉市障害児福祉計画

第1章 計画の趣旨と概要

1 計画策定の趣旨

第6期呉市障害福祉計画及び第2期呉市障害児福祉計画（以下、「福祉計画」という。）は、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、国の指針に即して、障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援を総合的かつ計画的に行えるよう、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援などについて、提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込みなどを定めるものです。

2 計画の概要と定める事項

福祉計画は、障害者総合支援法 第88条第1項の規定に基づく市町村障害福祉計画であるとともに、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく市町村障害児福祉計画となるものです。

また、障害者基本法に基づく「第5次呉市障害者基本計画」と一体となって障害者及び障害児の福祉施策を推進していくこうとするものです。

(1) 障害福祉計画

障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき次の事項について定めます。

- ① 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ② 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- ④ 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保の方策
- ⑤ 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

(2) 障害児福祉計画

障害児福祉計画は、児童福祉法に基づき次の事項について定めます。

- ① 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ② 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- ③ 指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保の方策
- ④ 指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項



第6期呉市障害福祉計画・第2期呉市障害児福祉計画

第2章 障害者数の見通しと成果目標

1 将来の障害者数の見通し

障害者数の将来見通しは、将来人口に対する障害者数の割合を想定して推計しました。推計結果は次のとおりです。

(1) 身体障害者

令和2年度の9,851人から3%減少し、令和5年度は9,591人になると見込まれます。

区分	令和2年度	推計(人)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
0~17歳	109	109	108	108
18~64歳	1,997	1,976	1,955	1,934
65歳以上	7,745	7,680	7,615	7,551
全 体	9,851	9,764	9,677	9,591

(2) 知的障害者

令和2年度の2,381人から4%増加し、令和5年度は2,485人になると見込まれます。

区分	令和2年度	推計(人)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
0~5歳	55	56	57	59
6~17歳	408	413	418	423
18歳以上	1,918	1,946	1,975	2,004
全 体	2,381	2,415	2,450	2,485

(3) 精神障害者

令和2年度の2,586人から15%増加し、令和5年度は2,974人になると見込まれます。

区分	令和2年度	推計(人)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者	2,586	2,709	2,839	2,974
自立支援医療対象	3,711	3,888	4,074	4,268



第6期呉市障害福祉計画・第2期呉市障害児福祉計画

(4) 難病患者数

令和2年度の1,783人から2%減少し、令和5年度は1,736人になると見込まれます。

区分	令和2年度	推計(人)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
全 体	1,783	1,767	1,752	1,736

【推計方法】

- ・将来人口：呉市まち・ひと・しごと創生 総合戦略及び人口ビジョン 令和2年改訂版における値をもとに推計
- ・身体障害者数、難病患者数の推計：令和2年7月時点の値をもとに、呉市人口に比例した増減を想定し推計
- ・知的障害者数、精神障害者数の推計：H29～R2の間、呉市人口に対する比率でも明らかな増加が認められるため、呉市人口増減に、人口に占める比率の増加も加味し推計

2 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行*

福祉施設の入所者の地域生活への移行を進めます。

ア 福祉施設入所者数の削減

グループホームの増設と地域偏在の解消に努めるとともに、重度の障害者にも対応したグループホームについての整備も進めることで、令和5年度末の入所者数を322人とすることを目指します。

イ 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成30年に創設された自立生活援助などを活用し、令和3年度から令和5年度までに20人が福祉施設から地域生活へ移行することを目指します。

項目	目標	備考
① 令和元年度末の入所者数	328人	
福祉施設入所者の削減目標	② 令和5年度末入所者数目標	322人
	③ 削減者数の目標	6人 ①-②
	④ 削減率 (令和元年度末→令和5年度末)	1.8% 国の指針：①の1.6%以上 ③/①×100(%)
福祉施設入所者の地域生活への移行者数目標	⑤ 地域生活移行者数目標	20人
	⑥ 移行率 (令和元年度末→令和5年度末)	6.1% 国の指針：①の6%以上 ⑤/①×100(%)



第6期呉市障害福祉計画・第2期呉市障害児福祉計画

(2) 地域生活支援拠点*などの整備

障害のある人が地域で安心して生活するために、当市では「まるごとネット呉」を整備しています。

市内を4エリアに分け、エリア毎に担当する事業所が、障害児者の暮らしの相談に、障害種別を問わずワンストップで対応します。そのほかにも、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくり、専門的人材の確保・育成、体験の機会・場の提供、居住支援などを行っています。

また、より効果的な運営体制や支援体制の在り方を検討するため、毎月1回の連絡会議のほか、呉市自立支援協議会などの場を活用して運営状況などを検証します。

項目	目標	備考
地域生活支援拠点を確保し、その機能充実のために、運用状況を検証及び検討する。	1か所 12回/年	基本指針：1回以上

(3) 福祉施設から一般就労への移行など

障害者の就労を推進し、「働きたい」「働き続けたい」障害者を支援します。

ア 就労移行支援事業などを通じて、一般就労へ移行する人

令和元年度に一般就労へ移行した人は12人でした。令和5年度には移行者数を16人、令和元年度の1.3倍とすることを目指します。

イ 就労移行支援事業者による移行者数

令和元年度に一般就労へ移行した人は6人でした。令和5年度には移行者数を8人、令和元年度の1.3倍とすることを目指します。

ウ 就労継続支援A型事業による移行目標

令和元年度の2人から、令和5年には1.5倍の3人以上とすることを目指します。

エ 就労継続支援B型事業による移行目標

令和5年には5人以上とすることを目指します。



第6期呉市障害福祉計画・第2期呉市障害児福祉計画

才 就労移行支援事業などを通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業利用率目標

就労移行支援事業などを通じた移行者のうち、就労定着支援事業の支援を受けた障害者の比率を75%とすることを目指します。

力 就労定着支援事業所定着率目標

就労定着支援事業所を5か所確保し、内4か所の就労定着率を80%以上とします。

項目	目標	備考
福祉施設から一般就労への移行目標	① 令和元年度移行者数 12人	
	② 令和5年度移行者目標数 16人	
	③ 増加率 (令和元年度末→令和5年度末) 1.3倍	国の指針：1.27倍以上 ②／①
就労移行支援事業による移行者数目標	④ 令和元年度移行者数 6人	
	⑤ 令和5年度移行者目標数 8人	
	⑥ 増加率 (令和元年度末→令和5年度末) 1.3倍	国の指針：1.3倍以上 ⑤／④
就労継続支援A型事業による移行目標	⑦ 令和元年度移行者数 2人	
	⑧ 令和5年度移行者目標数 3人	
	⑨ 増加率 (令和元年度末→令和5年度末) 1.5倍	国の指針：1.26倍以上 ⑧／⑦
就労継続支援B型事業による移行目標	⑩ 令和元年度移行者数 -	未集計
	⑪ 令和5年度移行者目標数 5人	国の指針：1.23倍以上 ⑪／⑩
就労定着支援事業利用者数目標	⑫ ②のうち就労定着支援事業利用者目標数 12人	
	⑬ 構成比 (令和元年度末→令和5年度末) 75%	国の指針：70%以上 ⑫／②×100(%)
就労定着支援事業所数及び就労定着率が8割以上の事業所数目標	⑭ 就労定着支援事業所数 5か所	
	⑮ ⑭の内、就労定着率が8割以上の数 4か所	
	⑯ 構成比 (令和元年度末→令和5年度末) 80%	国の指針：70%以上 ⑮／⑭×100(%)



第6期呉市障害福祉計画・第2期呉市障害児福祉計画

(4) 障害児支援の提供体制の整備など

障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を進めます。

ア 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

本市では令和2年5月末現在、児童発達支援センターは1事業所、保育所等訪問支援については2事業所が指定を受けて事業を実施しています。今後はさらに地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン*）を推進することが重要と考え、各事業で提供される支援内容の充実に取り組みます。

イ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

本市では令和2年5月末現在、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は各1事業所が指定を受けて事業を実施しています。今後も、地域間バランスを考慮しながら、重症心身障害児を支援する事業所の整備が図られるよう検討していくとともに、居宅訪問型児童発達支援事業所の確保に努め、重症心身障害児や医療的ケア児の受け入れ促進のための取組を進めます。

ウ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場とコーディネーターの設置

呉圏域において医療的ケア児支援のための、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議を行っています。また、入院中からの退院支援や個々の発達段階に応じた発達支援などを行うコーディネーター*の活用を進めるなど、医療的ケア児支援の充実に取り組みます。

項目	備考
児童発達支援センターの設置	設置済
保育所などで訪問支援を利用できる体制の構築	構築済
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	確保済
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	確保済
医療的ケア児など支援のための関係機関の協議の場を設置	設置済
医療的ケア児など支援のためのコーディネーターの配置	配置済



第6期呉市障害福祉計画・第2期呉市障害児福祉計画

(5) 発達障害者支援の充実

発達障害者とその家族を支援します。

ア ペアレントトレーニングやペアレントプログラムなどの受講

発達に課題のある子を持つ親が、子どもとのより良い関わり方を学び、子どもの発達支援や行動改善を目指すプログラムの受講を推進します。

イ ペアレントメンターの育成

発達障害の子どもを育てた保護者が、相談支援に関する一定のトレーニングを受け、同じ悩みを持つほかの方の支えとなるペアレントメンターを育成します。

ウ ピアサポート*活動

同じ障害や悩みを持ち、同じような立場にある仲間が、体験を語り合い社会参加を目指す活動を行います。

項目	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニング・ペアレントプログラムなど受講者(人年)	220	220	220
ペアレントメンター育成(人/年)	12	14	16
ピアサポート活動参加者(人/年)	10	10	10

(6) 精神障害者支援体制の整備など

精神障害者の地域における生活を支援します。

ア 精神障害者の支援による地域移行

施設から地域生活へ移行する精神障害者を支援します。

イ 精神障害者の地域定着支援

ひとりで生活する精神障害者が、地域生活を継続できるよう、常に連絡を取れる体制を確保し、緊急時に相談や支援などのサービスを提供します。

ウ 精神障害者の自立生活援助

精神障害者が地域で自立した生活を営むための、総合的なサービスを提供します。



第6期呉市障害福祉計画・第2期呉市障害児福祉計画

工 精神障害者の共同生活援助

精神障害者が世話人などから生活や健康管理面でのサポートを受けながら、数人の仲間と一緒に暮らすことを支援します。

項目	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者の支援による地域移行（人）	1	1	1
精神障害者の地域定着支援 利用人数（人/年）	7	8	9
精神障害者の自立生活援助 利用者数（人/年）	1	1	1
精神障害者の共同生活援助 利用者（人/月）	79	86	93

(7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築のための保健・医療・福祉を結ぶ包括支援体制の整備

精神障害者の地域における生活を支援します。

ア 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための保健・医療・福祉関係者による協議の開催

引き続き呉圏域の関係者による協議を行います。

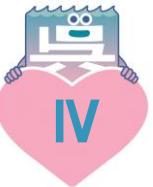
イ 協議への参加者数

現在の活動を維持継続していきます。

ウ 目標設定と評価

毎年、計画を策定し成果を評価して、計画の見直しを行います。

項目	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健・医療・福祉関係者による、協議開催回数（回/年）	2	2	2
協議への参加者数（人/年）	30	30	30
実施頻度（回/年）	1	1	1



第6期呉市障害福祉計画・第2期呉市障害児福祉計画

(8) まるごとネット呉(呉市地域生活支援拠点)による相談支援体制の充実・強化

相談支援体制の充実・強化に向けて、新たな取組を開始します。

ア 地域の相談支援事業所に対する訪問などによる専門的な指導・助言

令和3年度からの新たな取組として、障害別の委託相談事業者などとの協働による実施を検討します。

イ 地域の相談支援事業所の人材育成支援

市内4エリアで、年1回ずつの実施を検討します。

ウ 地域の相談支援機関との連携強化の取組

連携強化のための連絡会議を、市内4エリアで年6回ずつ行います。

項目	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問などによる専門的な指導・助言 頻度（回/年）	1	1	1
地域の相談支援事業所の人材育成支援案件数（件/年）	4	4	4
地域の相談支援機関との連携強化の取組実施頻度（回/年）	24	24	24

(9) 障害福祉サービス等の質の向上

国県などと連携し、たゆまず質的向上を図ります。

ア 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修への参加人数

イ 障害者自立支援審査支払システムなどの審査結果を分析してその結果を活用し事業所や関係自治体などと共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

項目	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る研修など参加者（人/年）	18	18	18
審査結果の分析と共有実施回数（回/年）	1	1	1



第6期呉市障害福祉計画・第2期呉市障害児福祉計画

3 サービス見込量と確保の方策

(1) 障害福祉サービス等の見込量

障害福祉サービスは、個々の障害者の状況に応じて個別に支給決定が行われ、介護給付、訓練等給付で構成されます。障害福祉サービスは、次のとおりです。

ア 訪問系サービス

(ア) 居宅介護

障害者が自宅においても自立した生活が行えるよう、入浴、排せつ、食事など生活全般の介護を行います。

(イ) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する身体障害者を対象として、長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に提供します。

(ウ) 同行援護

重度の視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時に同行して、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護、排せつ・食事の介護などの援助を行います。

(エ) 行動援護

知的障害又は精神障害により行動が著しく困難で、常に介護を必要とする人に対して、外出や危険回避のための支援を行います。

(オ) 重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする人の中でも支援の必要性がとても高い人に対し、居宅介護のサービスや外出時における移動中の介護など複数のサービスを総合的に行います。



第6期呉市障害福祉計画・第2期呉市障害児福祉計画

項目	実績（第5期計画）			見込み		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
居宅介護	人/月	303	315	300	356	373
	時間/月	4,652	4,715	4,688	4,876	4,960
重度訪問 介護	人/月	18	19	14	19	20
	時間/月	1,616	1,852	1,844	1,946	2,046
同行援護	人/月	55	46	36	57	60
	時間/月	667	474	285	701	737
行動援護	人/月	54	50	34	59	62
	時間/月	624	514	354	548	527
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	1	1
	時間/月	0	0	0	250	250

【見込量の設定】

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行による影響を受けていたため、平成27年度から令和元年度までの5年間の利用実績を使って、その伸び率に基づいた見込量を設定しました。

その上で、同行援護のように、令和元年段階から既に影響が見られている項目や、重度障害者包括支援のように利用実績のない事業については、別途利用者の生活に支障が生じることがないよう市が実施するサービス提供体制の維持・強化のための取組成果を考慮して、見込量を設定しました。

【見込量の確保の方策】

利用者一人一人の状態やニーズに応じた質の高いサービスを提供できるよう、サービス提供事業者との連携を深め、障害者のライフステージや希望に沿ったサービス提供を目指し、サービス提供体制の強化やサービス量の確保・充実に努めます。

さらに、サービスなどの提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携を推進し、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることを関係者が協力して周知・広報などに取り組みます。

そのうえで、障害福祉サービス等に関する情報を利用者に分かりやすく提供し、利用を促します。

イ 日中活動系サービス

(ア) 生活介護

常に介護を必要とする人に、主として昼間に入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。



(イ)自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活ができるよう、一定期間のプログラムに基づき、身体機能の向上に必要な訓練を行います。

(ウ)自立訓練（生活訓練）

障害の状況から自立生活が困難な人に、一定期間のプログラムに基づき、地域での生活を営むまでの必要な訓練を行います。

(エ)就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間のプログラムに基づき、就労に必要な知識及び能力のために必要な訓練などを行います。

(オ)就労継続支援A型

事業者が雇用契約に基づく就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。

(カ)就労継続支援B型

一定の賃金水準の下で継続した就労の機会を提供し、職場内訓練（OJT）、雇用への移行支援などのサービスを行います。年齢が高く雇用が困難な障害者も対象とします。

(キ)就労定着支援

就労移行支援などをを利用して一般就労へ移行したが、就労に伴う環境変化により生活面での課題が生じている人に対し、企業・自宅などへの訪問や来所により課題を把握するとともに、課題の解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言を行います。

(ク)療養介護

病院などへの長期入院による医療的ケアと、常時の介護を必要とする重度の障害者（進行性筋萎縮症*（筋萎縮性側索硬化症（ALS）*や筋ジストロフィー*など）の患者、重症心身障害者など）に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をしています。

また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。



第6期呉市障害福祉計画・第2期呉市障害児福祉計画

(ヶ)短期入所（福祉型）

介護者の疾病その他の理由で介護が行えない場合に、短期間夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを行います。

(コ)短期入所（医療型）

介護者の疾病その他の理由で介護が行えない場合に、短期間夜間も含め、病院、診療所、介護老人保健施設において、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを行います。

項目	実績（第5期計画）			見込み		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
生活介護	人/月	570	588	579	606	616
	人日/月	11,507	11,837	11,354	12,167	12,357
自立訓練 (機能訓練)	人/月	5	6	6	6	7
	人日/月	89	129	92	130	141
自立訓練 (生活訓練)	人/月	29	33	32	34	36
	人日/月	282	425	458	446	469
就労移行支援	人/月	41	33	36	37	39
	人日/月	705	611	694	729	767
就労継続支援 A型	人/月	110	116	114	116	119
	人日/月	2,221	2,326	2,234	2,234	2,234
就労継続支援 B型	人/月	625	636	638	668	703
	人日/月	10,768	11,099	10,438	11,665	12,260
就労定着支援	人日/月	2	6	6	8	10
療養介護	人/月	66	65	66	67	68
短期入所 (福祉型)	人/月	185	154	102	158	164
	人日/月	1,280	1,191	781	1,225	1,261
短期入所 (医療型)	人/月	10	5	6	6	6
	人日/月	72	54	47	47	47

【見込量の設定】

生活介護と短期入所については、新型コロナウイルス感染症の流行による影響を受けていたため、平成 27 年度から令和元年度までの5年間の利用実績を使って、その伸び率に基づいた見込量を設定しました。就労定着支援については、令和5年度末の利用者目標数を基に設定しています。その他の項目についても利用量の増加を見込んでいます。

【見込量の確保の方策】

企業や市民に対し、障害者雇用に対する理解を深めるための啓発を行い、就労場所の充実や仕事内容の多様化を促進します。また仕事量の確保やスキルアップ、販路拡大などを支援して平均工賃の向上を目指し、各種制度の周知を図り、利用を促進します。



第6期呉市障害福祉計画・第2期呉市障害児福祉計画

ウ 居住系サービス

(ア) 共同生活援助（グループホーム）

一般就労している、又は自立訓練、就労移行支援などを利用している障害者で、事業者と賃貸借契約を結んだ人に対し、共同生活の場において、相談や食事提供その他の日常生活上の世話を行います。

(イ) 自立生活援助

施設やグループホームなどでの生活から、一人暮らしへの移行を希望する人に、一定期間、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や関係機関との連絡調整を行うほか、相談などに電話やメールなどで随時対応します。

(ウ) 施設入所支援

入所施設において利用者が自立した日常生活が営めるよう、夜間における居住の場を提供します。平日の日中は、当該施設の日中活動のサービスを利用します。

項目		実績（第5期計画）			見込み		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	193	194	195	197	199	201
自立生活援助	人/月	4	2	3	3	5	7
施設入所支援	人/月	328	328	326	324	323	322

【見込量の設定】

共同生活援助は過去3か年の利用実績を使って、その伸び率に基づいた見込量を設定しました。自立生活援助は、令和2年度実績からの微増を見込んでいます。また、施設入所支援は、令和5年度末の入所者の削減目標を基に設定しています。

【見込量の確保の方策】

共同生活援助については、施設や病院からの地域移行を進める中での需要の増大に対応できるよう、整備費用などを助成するとともに、地域住民の障害者理解を促進し、安心して生活できる環境づくりに努めます。

施設入所支援については、地域移行の推進により見込量は減少していますが、今後も適切なサービスの支給に努めます。



第6期呉市障害福祉計画・第2期呉市障害児福祉計画

工 相談支援

(ア) 計画相談支援

障害のある人が、適切に障害福祉サービスを利用できるように、サービス利用申請の勧奨、サービス等利用計画案の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。

(イ) 地域移行支援

障害者支援施設などに入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対して、居住の場の確保、地域生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所への同行などの支援を行います。

(ウ) 地域定着支援

単身居宅の障害者又は家庭の状況などにより同居家族からの支援を受けることができない障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急事態などにおける相談、緊急訪問、緊急対応などの支援を行います。

項目		実績実績（第5期計画）			見込み		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
計画相談支援	人/月	398	445	492	493	525	557
地域移行支援	人/月	1	0	0	3	3	3
地域定着支援	人/月	5	8	11	11	12	13

【見込量の設定】

計画相談支援の利用者数は今後も増加すると見込んでいます。地域移行支援と地域定着支援は、地域生活への移行を推進することにより、利用者の増加を見込んでいます。

【見込量の確保の方策】

地域生活支援拠点、自立支援協議会、相談支援事業所、医療機関、民生委員・児童委員などの関係機関によるネットワークを構築し、多様な相談者のニーズに対応するなど、地域における相談支援体制の充実を図ります。



第6期呉市障害福祉計画・第2期呉市障害児福祉計画

(2) 障害児に対する福祉サービス等

ア 相談支援

(ア) 障害児相談支援

障害児が障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）などの支援を行います。

項目	実績（第5期計画）			見込み		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
障害児 相談支援	人/月	191	212	251	238	253

【見込量の設定】

平成27年度から令和元年度までの5年間の利用実績を使って、その伸び率に基づいた見込量を設定しました。

【見込量の確保の方策】

事業実施事業者と連携しながら、身近な地域で療育指導、相談などが受けられるよう療育機能の拡充を図ります。

イ 障害児通所支援

(ア) 児童発達支援

通所施設を利用し、又は居宅で生活している未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練などを行うとともに、その家族に対する支援を行います。

(イ) 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹に機能障害のある児童に対して、医療型児童発達支援センターにおいて、児童発達支援及び治療を提供します。

(ウ) 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障害児などであって、外出することがとても困難な児童の居宅を訪問し、児童発達支援を提供します。



第6期呉市障害福祉計画・第2期呉市障害児福祉計画

(I) 放課後等デイサービス

学校に就学している障害児が、放課後や夏休みなどに児童発達支援センターなどの施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行うものです。

(オ) 保育所等訪問支援

保育所などを現在利用中又は今後利用する予定の障害児が、保育所などにおける集団生活に適応できるように、保育所などを訪問して障害児に対する支援（集団生活適応のための訓練）や、受入先施設のスタッフに対する支援（支援方法などの指導）を行います。

項目	実績（第5期計画）			見込み		
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
児童発達支援	人/月	319	325	271	346	355
	人日/月	1,754	1,915	1,562	2,034	2,112
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	3	3
	人日/月	0	0	0	11	11
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	1
	人日/月	0	0	0	0	2
放課後等デイサービス	人/月	513	523	523	528	534
	人日/月	4,719	4,982	5,040	5,191	5,347
保育所等訪問支援	人/月	4	2	2	2	3
	人日/月	4	4	1	6	10
						16

【見込量の設定】

児童発達支援と放課後等デイサービスは過去の利用実績を使って、その伸び率に基づいた見込量としました。医療型児童発達支援と居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援については、これまで利用実績がない、又は少ないサービスですが、市が実施するサービス提供体制の維持・強化のための取組成果を考慮して、見込量を設定しました。

【見込量の確保の方策】

障害のある幼児、児童及び生徒並びにその保護者などが、早期の相談と支援を適切に受けられるよう、教育、福祉、医療などの関係機関と連携し、児童のライフステージに応じた総合的な療育支援体制を確立します。



IV

第6期呉市障害福祉計画・第2期呉市障害児福祉計画

ウ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員などの配置を進めます。

項目	実績（第5期計画）	見込み					
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
配置人員	人	2	5	6	7	9	10

【見込量の設定】

令和5年には令和元年の倍まで増員を見込んでいます。

【見込量の確保の方策】

サービスなどの提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携を推進します。また、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることを、関係者が協力して周知・広報などに取り組みます。

工 子ども・子育て支援

(ア) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師と民生委員児童委員が連携し、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、乳児及び保護者の心身の状況、養育環境の把握を行います。

(イ) 養育支援訪問事業（子育てヘルパー派遣事業）

乳幼児などを抱えて養育支援が必要と認められる世帯に、子育てヘルパーを派遣し、家事の援助や助言などを行います。

(ウ) 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

すこやか子育て支援センターや保育所などにおいて、乳幼児とその保護者が交流できる場を設置し、子育てについての相談、情報提供・交換、助言その他の援助を行います。

(エ) 子育て家庭支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

保護者の病気や仕事などのため、児童の養育が一時的に困難になった時に、児童養護施設などで一定期間、児童を預かります。

(オ) ファミリー・サポート・センター事業

妊娠婦や中学3年生までの子どもを持つ保護者を対象に、育児の援助をしたい人が援助を受けたい人に、有償ボランティアによる支援をします。



第6期呉市障害福祉計画・第2期呉市障害児福祉計画

(カ) 病児・病後児保育事業

病気や病気からの回復期で集団生活が困難な児童について、就労などで自宅での保育が困難な場合に、病院などに付設された専用スペースで、看護師などにより一時的に保育を行います。

(キ) 保育所

保護者の就労などで保育を必要とする乳幼児を、家庭の保護者に代わり保育を行います。

(ク) 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持った施設で、地域の子育て支援も行います。

(ケ) 幼稚園

3歳から就学前までの幼児を対象に、小学校以降の教育の基礎を築くための幼児期の教育を行います。

(コ) 一時預かり事業

保護者が急病やその他の事情により、一時的に保育ができなくなった時や、育児による負担を和らげるため、一時的に保育が必要となる児童を対象として、保育所などで受入れます。

(サ) 延長保育事業

保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常の保育時間をおおむね30分から1時間まで延長し、保育を行います。

(シ) 放課後児童会（放課後児童健全育成事業）

保護者などが就労などにより昼間家庭にいない児童が、指導員の下、小学校の余裕教室などにおいて、放課後から夕方まで過ごすものです。

(ス) その他の子ども・子育て支援事業

障害児などや保護者が、子ども・子育て支援事業の中から適切なサービスを選択し、円滑に利用できるよう、支援を行います。



第6期呉市障害福祉計画・第2期呉市障害児福祉計画

項目	利用ニーズを踏まえた必要な見込量	見込み		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度
保育所（人）	100	90	95	100
認定こども園（人）	13	9	11	13
放課後児童会（人）	50	50	50	50

【見込量の設定】

保育園と認定こども園を利用する障害児数は持続的な増加を見込んでいます。

【見込量の確保の方策】

障害児の保育に適した環境や、教育・保育施設における受入れ体制の整備を図り、併せて関連施設で子育てに関する相談・援助を行い、育児に対する負担や不安の軽減と、障害に対する理解の促進に努めます。

(3) 地域生活支援事業

障害者が自立した生活を営むために必要な事業を行うものです。

本市において実施している地域生活支援事業は、次のとおりです。

ア 自発的活動支援事業

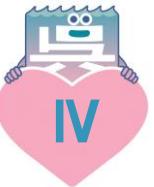
精神障害者及びその家族の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、精神障害者の地域活動を支援するため、「精神障害者家族相談員紹介事業」を行います。

イ 相談支援事業

障害者又はその家族などからの相談に応じ、障害の種類や程度、年齢や相談内容にかかわらず、必要な情報の提供などを行い、障害者などが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。

(ア) 身体障害者等相談支援事業

主に在宅の身体障害児・者及びその家族などからの様々な相談に応じ、必要な情報提供や各種機関の紹介、各種福祉サービスの利用援助や調整、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ケアマネジメント*などを総合的に行います。



第6期呉市障害福祉計画・第2期呉市障害児福祉計画

(イ)児童療育相談事業

発達について気になる児童の検査や医師による診査などを行うことで、その原因(自閉症*、アスペルガー症候群*などのあらゆる発達障害)を早期発見し、保護者や保育所・学校などと連携を取りながら、必要な療育について相談・指導を行います。

(ウ)精神障害者相談支援事業

在宅の精神障害者及び保護者などに対し、専門職員による障害や病状の理解、不安の解消、家族関係・人間関係、生活技術、社会参加、権利擁護などに関する助言、指導を行うとともに、必要に応じて関係機関などへの連絡を行い、安心できる居場所の提供を行います。

ウ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、呉市権利擁護センターなどによる成年後見制度の利用を促進するとともに、支援者がいない障害者に対しては、必要に応じて市長に申立てを行うなど、引き続き権利の擁護を図ります。

エ 意思疎通支援事業

聴覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者などに、手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、市役所本庁舎などに手話通訳者を設置します。

(ア)手話通訳者設置事業

聴覚障害者などが、社会生活において円滑な意思疎通を行うことができるよう、市役所本庁舎(障害福祉課内)、その他聴覚障害者が利用しやすい場所に手話通訳者を設置します。

(イ)手話通訳者・要約筆記者派遣事業

手話を用いて聴覚障害者の日常生活の意思疎通の支援と、聴覚障害者などの交流活動の促進を図るために、手話通訳者の派遣を行います。また、意思伝達の仲介が得られない聴覚障害者(音声又は言語器官の障害者を含む。)の意思疎通の円滑化を図るために、要約筆記者の派遣を行います。



第6期呉市障害福祉計画・第2期呉市障害児福祉計画

(ウ) 手話奉仕員養成研修事業

手話で意思疎通を行う聴覚障害者などの日常生活を支援し、社会参加を促進するため、手話技術を取得した手話奉仕員を養成する講座を実施します。

オ 日常生活用具給付事業

在宅で重度の身体障害者及び知的障害者を対象とし、日常生活の利便性と自立度を高めるため、特殊寝台、入浴補助用具、特殊便器などの購入費を支給します。

カ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援します。

キ 地域活動支援センター機能強化事業

地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害者などの地域生活支援の促進を図ります。

ク 障害児等療育支援事業

発達に課題のある児童やその家族などに対し、家庭、保育所、幼稚園、学校、施設などへの訪問、電話での相談を行うことで、生活に必要な情報の提供や助言を行います。

ケ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け通訳・介助員の養成を行います。

コ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

盲ろう者及び失語症者向けに通訳・介助員の派遣を行います。

サ 訪問入浴サービス事業

地域における障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。



第6期呉市障害福祉計画・第2期呉市障害児福祉計画

シ 日中一時支援事業

家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障害者などの日中ににおける活動の場を提供します。

(ア)一時利用型

障害者などの時間単位での日中預かりを行うとともに、日中活動の場を提供します。

(イ)継続型（学生）

放課後、学校行事の代休日、長期休暇中などに児童・生徒を預かり、行事、レクリエーションなどの日中活動の場を提供します。

(ウ)継続型（就労支援）

介護給付、訓練等給付などの日中活動を提供している事業所において、当該日中活動を行う時間の前後の時間帯を延長し、障害者の活動の場を提供します。

ス 社会参加支援事業

障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むための、必要な事業を行います。本市では、次のような社会参加支援事業を実施します。

(ア)スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強、交流、余暇などに資するため、また、障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーションを開催します。

(イ)点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障害者のために、広報誌などをはじめ、地域生活をする上で必要度の高い情報を、点字や音声で提供します。

(ウ)奉仕員養成研修事業

聴覚、視覚障害者などの日常生活を支援し社会参加を促進するため、要約筆記、点訳又は朗読（音訳）に必要な技術を習得した奉仕員を養成する各種講座を実施します。



第6期呉市障害福祉計画・第2期呉市障害児福祉計画

IV

(I) 自動車運転免許取得費給付事業・自動車改造費給付事業

障害者に対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、又は障害者が自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労その他の社会活動への参加を促進します。

(オ) 芸術文化活動振興事業

障害者のための芸術・文化講座を開催するとともに、作品や活動の発表の場を設けるなどにより、障害者の芸術・文化活動の振興を図ります。

セ その他の事業

これまでに掲げた事業のほか、ヘルプマークの普及・啓発を図るなど、障害者などに対する虐待の防止や差別の解消と合理的な配慮の提供を推進するために必要な研修や啓発活動、障害者などやその家族、地域住民が自発的に行う取組などへの支援など、共生社会の実現に向けて必要となる事業について、ニーズを踏まえて適宜実施します。

(1/2)

項目		実績実績（第5期計画）			見込み		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
自発的活動支援事業	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業	か所	3	7	7	7	7	7
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	-	2	2	2
意 識 疎 通 援 事 業	手話通訳者設置事業	か所	2	2	2	2	2
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/月	46	31	24	48	50
	手話奉仕員養成研修事業	人/年	10	14	-	12	12
日常 生 活 用 具 給 付 事 業	介護・訓練支援用具	人/年	12	14	-	14	15
	自立生活支援用具	人/年	31	33	-	38	40
	在宅療養等支援用具	人/年	21	46	-	41	43
	情報・意思疎通支援用具	人/年	40	43	-	43	44
	排せつ管理支援用具	人/年	5,946	5,816	-	6,343	6,654
	居宅生活動作補助用具(住宅改修)	人/年	6	9	-	8	8

次ページに続く



第6期呉市障害福祉計画・第2期呉市障害児福祉計画

(2/2)

項目		実績実績(第5期計画)			見込み		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
移動支援事業	人/月	143	143	102	143	143	143
	時間/月	1,599	1,227	925	1,599	1,599	1,599
地域活動支援センター機能強化事業	か所	4	4	4	4	4	4
	人/月	58	71	46	75	75	75
障害児等療育支援事業実施箇所数	か所	3	2	2	2	2	2
成年専門支援修業性事業を高める者の意の思疎	手話通訳者・要約筆記者	人/年	4	16	-	10	10
	盲ろう者向け通訳・介助員	人/年	1	0	-	1	1
	失語症者向け意思疎通支援者	人/年	0	0	-	1	1
派遣を行う事業者の支援の高派り	盲ろう者向け通訳・介助員	人/年	1	1	-	1	1
	失語症者向け意思疎通支援者	人/年	-	1	-	1	1
訪問入浴サービス事業	か所	6	6	6	6	6	6
	人/月	14	13	12	14	14	14
日中一時支援事業	人/月	248	250	177	252	254	256
	人日/月	1,621	1,763	1,204	1,770	1,780	1,790

【見込量の設定】

手話通訳者・要約筆記者派遣事業、移動支援事業、日中一時支援事業については、令和2年度の利用実績に新型コロナウイルス感染症の影響が強く見られるため、平成30年度実績を基に増加又は安定推移で見込量を設定しました。

その他の項目については、平成27年度から令和元年度までの5年間の利用実績を使って、その伸び率に基づいた見込量を設定しました。

【見込量の確保の方策】

障害者の更なる社会参加を促進するため、利用者のニーズに合わせて事業の充実を図るとともに、必要とする障害者が利用できるよう、事業内容の周知を図ります。



第6期呉市障害福祉計画・第2期呉市障害児福祉計画

参考：本市における施策一覧（再掲）

障害福祉サービス

サービス		区分	備考
ア 訪問系サービス	(ア) 居宅介護	介護給付	
	(イ) 重度訪問介護	介護給付	
	(ウ) 同行援護	介護給付	
	(エ) 行動援護	介護給付	
	(オ) 重度障害者等包括支援	介護給付	
イ 日中活動系サービス	(ア) 生活介護	介護給付	
	(イ) 自立訓練（機能訓練）	訓練等給付	
	(ウ) 自立訓練（生活訓練）	訓練等給付	
	(エ) 就労移行支援	訓練等給付	
	(オ) 就労継続支援A型	訓練等給付	
	(カ) 就労継続支援B型	訓練等給付	
	(キ) 就労定着支援	訓練等給付	平成30年4月実施
	(ク) 療養介護	介護給付	
	(ケ) 短期入所（福祉型、医療型）	介護給付	
ウ 居住系サービス	(ア) 共同生活援助（グループホーム）	訓練等給付	
	(イ) 自立生活援助	訓練等給付	平成30年4月実施
	(ウ) 施設入所支援	介護給付	
エ 相談支援	(ア) 計画相談支援		
	(イ) 地域移行支援		
	(ウ) 地域定着支援		

障害児に対する福祉サービス等

サービス		備考
ア 相談支援	(ア) 障害児相談支援	
イ 障害児通所支援	(ア) 児童発達支援	
	(イ) 医療型児童発達支援	
	(ウ) 居宅訪問型児童発達支援	平成30年4月実施
	(エ) 放課後等デイサービス	
	(オ) 保育所等訪問支援	
ウ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置		
エ 子ども・子育て支援	(ア) 保育所	
	(イ) 認定こども園	
	(ウ) 放課後児童会（放課後児童健全育成事業）	
	(エ) その他の子ども・子育て支援事業	



第6期呉市障害福祉計画・第2期呉市障害児福祉計画

地域生活支援事業

事業名	内 容
ア 自発的活動支援事業	○精神障害者家族相談員紹介事業
イ 相談支援事業	○身体障害者等相談支援事業 ○児童療育相談事業 ○精神障害者相談支援事業
ウ 成年後見制度利用支援事業	○成年後見制度利用支援事業
エ 意思疎通支援事業	○手話奉仕員養成研修事業 ○手話通訳者設置事業 ○手話通訳者派遣事業 ○要約筆記者派遣事業
オ 日常生活用具給付事業	○日常生活用具の給付 ・介護・訓練支援用具 ・在宅療養等支援用具 ・排せつ管理支援用具 ・自立生活支援用具 ・情報・意思疎通支援用具 ・点字図書給付事業 ・居宅生活動作補助用具(住宅改修)
カ 移動支援事業	○移動支援事業
キ 地域活動支援センター機能強化事業	○地域活動支援センターⅠ型 ○地域活動支援センターⅢ型
ク 障害児等療育支援事業	○障害児等療育支援事業
ケ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	○手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ○盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ○失語症患者向け意思疎通支援者の養成事業
コ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	○盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ○失語症患者向け意思疎通支援者の派遣事業
サ 訪問入浴サービス事業	○訪問入浴サービス事業
シ 日中一時支援事業	○一時利用型 ○継続型(学生) ○継続型(就労支援)
ス 社会参加支援事業	○スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 ○点字・声の広報等発行事業 ○奉仕員養成研修事業 ○自動車運転免許取得費給付事業・自動車改造費給付事業 ○芸術文化活動振興事業
セ その他の事業	○その他必要となる事業



第3章 計画の推進方策

1 市民意識の醸成

障害の有無に関わらず、みんなが安心して暮らし、学び、働き、交流し、挑戦できるまちを実現するため、広報誌やホームページの活用、福祉教育、人権教育及び人権啓発活動の一層の推進により、全ての障害者が、基本的人権を享有する個人としてその尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することについて、理解を深めるための啓発に取り組みます。

また、啓発に当たっては、当事者団体、地域コミュニティ、ボランティア団体、関係諸機関、府内関係各課と連携しながら、市民意識の醸成に努めます。

2 計画の推進体制づくり

(1) 関係機関などの連携

障害者のニーズに対応した適切なサービス利用や相談への迅速な対応が図られるよう、自立支援協議会を中心に、相談支援事業所、教育機関、当事者団体や支援団体などの関係機関との一層の連携を図り、協働関係の構築に努めます。

(2) 市の関係各課の連携

障害者施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅、市民協働などあらゆる分野にわたっています。

このため、府内関係各課との情報交換や意見交換を図り、連携しながら、総合的・効果的な取組を推進していきます。特に、障害児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図っていきます。

また、教育施策との連携も十分に行い、就学時及び卒業時における支援が円滑に進むことを含めて、切れ目のない支援体制の整備を図ります。

さらに、職員への障害に対する理解促進を図り、共生社会の実現に向けた体制づくりを推進していきます。

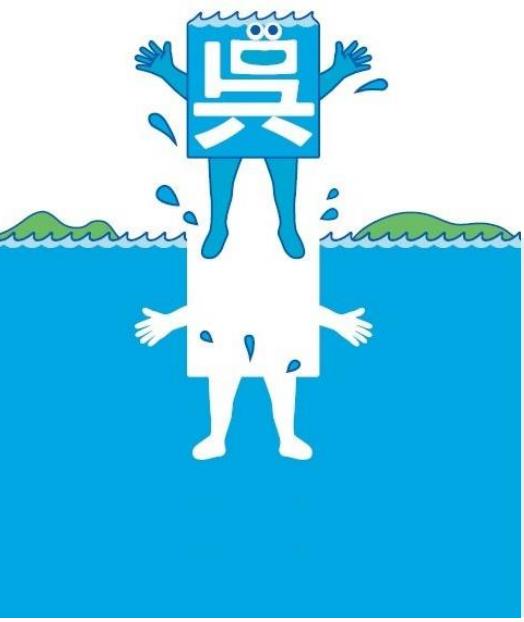


第6期呉市障害福祉計画・第2期呉市障害児福祉計画

(3) 県・関係自治体との連携

福祉計画を推進するため、県や関係自治体と協議しながら、円滑なサービス提供などを進めるとともに、福祉施策の充実や制度の見直しなどについて、国に働き掛けを行います。

イラスト



資料編

資料1 計画策定の経緯

年月日	内 容
令和2年7月1日 ～7月22日	アンケート調査の実施
令和2年7月29日	呉市保健福祉審議会 ○諮詢
令和2年8月25日	呉市議会（民生委員会） ○計画策定について報告
令和2年9月25日	障害保健福祉圏域連絡会議（呉圏域） ○圏域内における課題等の検討・情報交換
令和2年9月19日 ～9月28日	意見交換会の実施（全4回）
令和2年10月8日	呉市保健福祉審議会障害者福祉専門分科会 ○計画策定について審議
令和2年12月10日	呉市議会（民生委員会） ○計画（素案）の策定、パブリックコメント（市民意見公募）の実施 について報告
令和2年12月17日	呉市保健福祉審議会障害者福祉専門分科会 ○計画（素案）の策定、パブリックコメントの実施について審議
令和2年12月21日 ～令和3年1月19日	パブリックコメントの実施
令和3年2月4日	呉市保健福祉審議会障害者福祉専門分科会 ○計画（案）の審議、パブリックコメントの結果について報告
令和3年2月10日	呉市保健福祉審議会 ○計画（案）の審議、パブリックコメントの結果について報告 ○答申
令和3年2月未定	広島県 ○計画（案）に対する意見回答
令和3年3月8日	呉市議会（民生委員会） ○計画（案）の策定、パブリックコメントの結果について報告

資料2 呉市保健福祉審議会条例

呉市保健福祉審議会条例

平成12年3月10日条例第12号

改正

平成25年6月27日条例第21号

平成28年1月7日条例第11号

平成28年12月26日条例第64号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項の規定に基づき、呉市保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(調査審議事項)

第1条の2 審議会は、社会福祉法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項のほか、次に掲げる事項の調査審議を行うものとする。

- (1) 社会福祉法第12条第1項に規定する児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げる事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する同法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保健福祉に関する事項で市長が必要と認める事項

(委員)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市議会の議員
- (5) 社会福祉事業に従事する者
- (6) その他市長が必要と認める者

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

3 臨時委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、特別の事項の調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 臨時委員を置いた場合における前2項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会に、次に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 民生委員審査専門分科会
 - (2) 障害者福祉専門分科会
 - (3) 児童福祉専門分科会
 - (4) 高齢者福祉専門分科会
 - (5) 保健所専門分科会
- 2 専門分科会に分科会長を置き、会長が審議会に諮って審議会の委員のうちから指名する。
 - 3 専門分科会の委員及び臨時委員（第1項第1号の民生委員審査専門分科会にあっては委員に限る。）は、会長が指名する。
 - 4 分科会長は、当該専門分科会の会務を掌理し、当該専門分科会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
 - 5 専門分科会の会議については、前条の規定を準用する。

(審査部会)

第6条の2 前条第1項第2号の障害者福祉専門分科会に社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の審査部会を置く。

- 2 審査部会に部会長を置き、会長が審議会に諮って医師たる委員のうちから指名する。
- 3 審査部会の委員及び臨時委員は、医師たる委員及び臨時委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、審査部会の会務を掌理し、審査部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

(意見の聴取等)

第7条 審議会及び専門分科会は、必要に応じ委員及び臨時委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉保健課において処理する。

2 専門分科会の庶務は、当該部会の関係課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

付 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成25年6月27日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年1月7日条例第11号）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に呉市保健福祉審議会の委員である者は、改正後の呉市保健福祉審議会条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の規定により呉市保健福祉審議会の委員に委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされた委員の任期は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、平成28年7月2日までとする。

付 則（平成28年12月26日条例第64号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料3 呉市保健福祉審議会運営規程

呉市保健福祉審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、呉市保健福祉審議会条例(平成12年呉市条例第12号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、呉市保健福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 審議会は、条例第6条第1項の規定により、専門分科会を置き、その所掌事務は次のとおりとする。

名 称	所 掌 事 务
民生委員審査専門分科会	民生委員の委嘱・解属等の適否に関すること。
障害者福祉専門分科会	身体障害者の保健福祉に関すること。 知的障害者の保健福祉に関すること。 精神障害者の保健福祉に関すること。
児童福祉専門分科会	児童の保健福祉に関すること。 母子、父子及び寡婦の保健福祉に関すること。
高齢者福祉専門分科会	高齢者の保健福祉に関すること。 介護保険に関すること。
保健所専門分科会	呉市保健所の運営に関すること。

(副分科会長)

第3条 各専門分科会に、副分科会長を1名置き、分科会長が指名する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関する必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規程は、平成12年7月25日から実施する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から実施する。

資料4 呉市保健福祉審議会委員名簿

【関係団体の代表者等】

氏 名	団体・機関役職名	備 考
玉木 正治	呉市医師会会长	会長(高齢者)
中原 裕穂	呉市歯科医師会会长	(保健所)
大塚 幸三	呉市薬剤師会会长	(保健所)
古江 由紀枝	呉市民生委員児童委員協議会会长	(児童)
柳曾 隆行	呉市商工会議所専務理事	(保健所)
森本 勝利	呉市自治会連合会副会長	(保健所)
佐藤 光子	呉市女性連合会会长 呉市赤十字奉仕団委員長	(保健所) (高齢者)
鈴木 孝雄	呉市老人クラブ連合会会长	(民生委員) (高齢者)
川中 克幸	呉市身体障害者福祉協会会长	(障害者)
品川 美保子	呉市手をつなぐ育成会会长	(障害者)

【学識経験者】

氏 名	団体・機関役職名	備 考
山内 京子	広島文化学園大学看護学部学部長	副会長(児童)

【関係行政機関の職員】

氏 名	団体・機関役職名	備 考
竹廣 順次	広島県西部厚生環境事務所呉支所長	(民生委員) (障害者)

【市議会の議員】

氏 名	団体・機関役職名	備 考
谷 恵介	呉市市議会議員	(民生委員)

【社会福祉事業に従事するもの】

氏 名	団体・機関役職名	備 考
山根 直行	呉市社会福祉協議会常務理事兼事務局長	(児童)
新田 英樹	呉市社会福祉施設連絡協議会会长	(民生委員) (高齢者)

(任期：令和2年7月3日～令和4年7月2日)

資料5 呉市保健福祉審議会障害者福祉専門分科会委員名簿

(令和3年3月1日現在)

【審議会委員】

氏 名	団体・機関役職名	備 考
川中 克幸	呉市身体障害者福祉協会会长	分科会長
品川 美保子	呉市手をつなぐ育成会会长	
竹廣 順次	広島県西部厚生環境事務所呉支所長	

【専門分科会委員】

氏 名	団体・機関役職名	備 考
青盛 一真	呉市精神障害者家族会「つばき会」会長	
鎌倉 典子	呉視覚障害者協会会长	
松岡 雅之	呉ろうあ協会会长	
土手 千雅子	呉市社会福祉施設連絡協議会（障害者施設） 「希望の家」施設長	
森岡 伸治	呉市社会福祉施設連絡協議会（障害児施設） 「呉本庄つくし園」施設長	
小田原 裕紀	呉市自立支援協議会会长	
田中 秀樹	呉市社会福祉協議会次長兼地域福祉課長	
石井 哲朗	一般社団法人呉市医師会副会長	副分科会長
古谷 晶江	広島県立呉特別支援学校校長	
沖永 和祥	呉公共職業安定所次長	

参考 用語解説

	用語	説明
【 ア 行	アクセシビリティ	施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。
	アスペルガー症候群	自閉症(106頁参照)の3つの特徴のうち、「対人関係の障害」、「パターン化した興味や活動」の2つの特徴を有する障害。知的発達、言葉の発達の遅れは伴わない。
	医療的ケア	たん吸引や経管栄養など、在宅などで家族が日常的にに行う医療的な行為のこと。医師や看護師が行う医療行為と区別して、医療的ケアと呼ぶ。
	インクルージョン	障害などの有無を問わず、すべての人を包み込み支え合うこと。
	ウェブアクセシビリティ	障害者や高齢者など心身の機能に制約のある人でも、ウェブで提供されている情報やサービスを問題なく利用できること。
	NPO	様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、社会貢献活動に充てることとなる。
【 カ 行	基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、障害者等の相談、情報提供、助言を行い、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関との連携支援を行う。
	強度行動障害	自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、物を壊したりするなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。
	筋萎縮性側索硬化症 (ALS)	脳や末梢神経からの命令を筋肉に伝える運動ニューロン（運動神経細胞）が侵される病気。運動ニューロンが侵されると、筋肉を動かそうとする信号が伝わらなくなり、手足・のど・舌の筋肉や呼吸に必要な筋肉がやせて力がなくなる。
	筋ジストロフィー	筋線維の変性・壞死を主病変とし、進行性の筋力低下をみる遺伝子の疾患
	ケアマネジメント	日常生活援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法のこと。利用者と社会資源の結び付けや関係機関・施設との連携において、この手法が取り入れられている。

	用語	説明
【方 行】	コーディネーター (医療的ケア児の支援)	<p>医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整する専門的な知識を持つ人（コーディネーター）のこと。</p> <p>コーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用調整により、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児支援のための地域づくりの推進といった役割を担っている。</p>
	高次脳機能障害	交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などの認知機能（高次脳機能）が障害された状態を指し、器質性精神障害として位置付けられる。
	心をつなぐサポートファイルひろしま結愛～yui～	<p>障害のある人の育成歴やケアの仕方を、乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録整理できるファイル形式の記録ノートのこと。</p> <p>サポートファイルにより、成長過程、支援内容など、過去から現在にかけて詳細かつ正確な情報を伝達することができるようになるとともに、保護者が病院、学校、福祉施設等で同じ説明を繰り返し行わなければならぬ状況を改善させる。</p> <p>さらに、保護者の監護能力が低下し、又は死亡したとき等に、支援者に対し必要な情報を引き継ぐなどのメリットがある。</p> <p>本人を取り巻く生活環境が変わっても、地域生活における一貫した継続的な支援に役立つか、災害時・緊急時等の際も、支援の情報ツールとしての活用が期待される。</p>
	こども家庭センター	児童虐待や少年非行、配偶者からの暴力（DV）など、子どもや家庭の問題に対応するため、「児童相談所」「知的障害者更生相談所」「婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）」の機能を統合した、総合的な相談支援機関。広島県が設置している。
	雇用率	算定基礎労働者数（障害者の就業が一般的に困難な職種もあることから、企業全体の常用労働者数から業種ごとに定められている除外率相当数を控除した数）に占める障害者数の割合のこと。
	自主防災組織	地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織
【サ 行】	児童発達支援センター	地域の障害児を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行い、障害児やその家族の相談、障害児を預かる施設への援助・助言を行う、地域の中核的な児童福祉施設
	自閉症	多くの遺伝的な要因が複雑に関与して起こる生まれつきの脳機能障害で、①対人関係の障害（他人との社会的関係の形成の困難さ）、②コミュニケーションの障害（言葉の発達の遅れ）、③パターン化した興味や活動（興味や関心が狭く特定のものにこだわる）、という3つの特徴をもつ。
	重症心身障害	重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複している状態のこと。
	手話通訳者	都道府県、指定都市及び中核市で実施する手話通訳者養成講座の講習会を終えて、手話通訳者全国統一試験に合格し、「手話通訳者」として登録された者で、手話を駆使して、聴覚障害者と日常会話が可能な人のこと。

	用語	説明
【 サ 行	手話奉仕員	市町村が実施する手話奉仕員養成講座を修了し、「手話奉仕員」として登録された者で、日常会話程度の手話表現技術を習得した人のこと。
	障害支援区分	障害者の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを、総合的に示すもの
	ジョブコーチ	障害者が一般の職場で就労するに当たり、障害者・事業主及び当該障害者の家族に対して、障害者の職場適応に向けたきめ細かな人的支援を提供する専門職のこと。
	自立支援医療費 (精神通院)	精神疾患（てんかんを含む）により、通院による治療を継続的に必要とする障害者に対し、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度
	自立支援協議会	障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体及び学識経験者など、地域の障害者・保健福祉関係者で構成される組織のこと。 個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。
	進行性筋萎縮症	筋肉又はそれを支配する神経に原因があるので、四肢や体幹などの筋肉がほぼ左右対称に、徐々に脱力、萎縮を起こす疾患群
	身体障害者手帳	身体に永続的な障害があり、その障害程度が身体障害者障害程度等級表に該当する人に対し、一貫した相談指導を行うとともに、様々な援助を受けやすくするために交付される手帳。障害の程度に応じて、1級から6級までの手帳が交付される。
	精神障害者保健福祉手帳	知的障害を除く精神疾患を有する人のうち、長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある人に対し、自立や社会参加をすることを目的として、様々な援助を受けやすくするために交付される手帳。障害の程度に応じて、1級から3級までの手帳が交付される。
	精神保健福祉相談員	精神保健福祉に関する知識・経験を有し、厚生労働大臣指定の講習会を修了した保健師が資格を取得する。 管轄地域内の精神保健福祉に関する普及啓発、実態把握、精神障害者やその家族への相談対応・訪問指導、医療や保護に関する支援、当事者及び家族会の活動支援等関係機関と連携した活動を行う。
	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などにより、物事を判断する能力が十分ではない人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、これらの人を法律的に支援する制度のこと。
【 タ 行	ソーシャルクラブ	在宅の精神障害者が集まり、お互いに支え合いながら人間関係を深め、社会生活を広げるための活動や相談のできるグループ活動のこと。本市においては2グループにおいて活動を行っている。
	地域生活（への）移行	病院に入院している障害者や福祉施設入所者が、生活の拠点（住まい）を元の家庭やグループホーム等に移すとともに、自らが選んだ地域において、安心して自分らしい生活を実現すること。

	用語	説明
【タ行】	地域生活支援拠点等	障害者の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するもの
	地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが、一体的に確保、提供されること。
	点訳奉仕員	市町村が実施する点訳奉仕員養成講座の受講を修了した者及び従来から地域において奉仕活動を行っていた者で本人の承諾を得て登録したこと。点字図書の作成や文書の点訳を行う。
	特別支援教育	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。
【ナ行】	難病	原因が不明で、治療方法が確立しておらず、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病や、経過が慢性にわたり、身体的問題ばかりでなく、精神的・社会的・経済的な負担を伴うことが多い疾病をいう。 障害者総合支援法の対象となる疾病は 361 疾病（令和元年 7 月 1 日時点）である。
	発達障害	発達障害者支援法においては、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害と定義されている。生来又は生後ごく早期に、何らかの認知機能の偏りをきたすような脳機能障害が存在すると考えられている。
【ハ行】	発達障害者支援センター	発達障害者や家族に対する相談・情報提供、支援機関へのアドバイスなどを行う機関で、広島県が設置している。
	発達障害・特性シート	発達障害のある人について、ライフステージの移行等があった場合でも、根柢に基づく一貫した支援を行えるよう、発達障害の特性を客観的に把握するためのチェックシートのこと。
	ピアサポート	同じ問題を抱える者が集まり、それぞれの状況での自分の体験や行動、考え方などを披露し、互いに語り合うことにより支え合うこと。
	避難行動要支援者	高齢者、障害者等の要配慮者のうち、災害発生時（又はおそれがある場合）の避難等に、特に支援を必要とする者をいう。
	腹膜瘻流	慢性腎不全の血液浄化療法のひとつで、腹腔内に瘻流を注入・貯留し、腹膜を生きた透析膜として腎外透析を行うもの。
	ペアレントメントナー	自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

	用語	説明
	ヘルプカード	障害のある人などが、災害や緊急時、日常生活で困った時などに、周囲に配慮や援助を求めるために提示するカードのことで、名刺大の折りたたみ式カードに、氏名、住所、連絡先、必要とする支援内容などが記載できる。
【六行】	法定雇用率	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）により定められた、事業所における障害者（身体障害者、知的障害者又は精神障害者）の雇用割合のこと。 令和2年5月現在における法定雇用率は、民間企業 2.2%、国・地方公共団体等 2.5%、教育委員会 2.4%となっており、今後引上げも予定されている。
【七行】	ユニバーサルデザイン	年齢や障害の有無などを超えて、全ての人が利用しやすい生活環境を整えていくという考え方に基づいたもので、例えば、幅広歩道、レバー式ドアハンドル、ワイドスイッチなどが挙げられる。
【八行】	要約筆記者	都道府県が行う要約筆記者認定試験の合格者、都道府県、指定都市及び中核市が実施する要約筆記者養成研修事業において「要約筆記者」として登録された者及び難聴者協会の推薦を受けた者で、聴覚障害者の意思伝達を仲介するため、話の内容を要約し、文字として伝える筆記（要約筆記）を行い、より専門性が高い知識を持った人のこと。
【九行】	要約筆記奉仕員	市町村が実施する要約筆記奉仕員養成講座の受講を修了した者及び從来から地域において奉仕活動を行っていた者のうち本人の承諾を得て登録した者で、難聴や聴覚障害のある人で手話の分からぬ人のために、要約筆記を行う人のこと。
【一五行】	ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。
【二五行】	療育	障害のある乳幼児、児童に対し、社会的自立を目指して行われる医療・保育のこと。
【三五行】	療育手帳	児童相談所又は知的障害者更生相談所（広島県では「こども家庭センター」）において、知的機能の障害があると判定を受けた人に対し、一貫した相談指導を行うとともに、様々な援助を受けやすくするために交付される手帳のこと。 広島県では障害の程度に応じてⒶ（最重度）、A（重度）、Ⓑ（中度）、B（軽度）の手帳が交付される。
【四五行】	レスパイトサービス	障害児・者をもつ親・家族を一時的に、一定の期間、その障害児・者の介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復、休息できるよう支援すること。
【五行】	朗読奉仕員	市町村が実施する朗読奉仕員養成講座の受講を修了した者及び從来から地域において奉仕活動を行っていた者で本人の承諾を得て登録した人のこと。録音図書の作成や視覚障害者から依頼される物の朗読や録音を行う。